

第 3 章

施策の方向と具体的な施策・事業

福岡県こども計画 第3章 目次

柱Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障	64
1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進	65
2 こどもの意見表明とその尊重	66
柱Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成	68
1 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保	68
① 妊娠前からの出産に向けた支援	68
② 妊産婦等への保健医療施策の充実	69
③ 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実	72
④ 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援	74
2 幼児教育・保育の充実	75
① 幼児教育・保育の環境整備	75
② 幼児教育・保育の質の向上	78
3 こどもの生きる力の育成	80
① 学力の向上	80
② 豊かな心の醸成	82
③ 人権意識の醸成	85
④ 健やかな体の育成	88
⑤ 食育の推進	91
⑥ 教育環境の整備・充実	93
4 こどもの成長を支える環境の整備	96
① インターネット適正利用の推進	96
② 犯罪被害・性暴力等からこどもを守る環境整備	98
③ 安心して外出できる環境づくり	102
④ 非行の防止と自立支援	106
5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援	109
① 世界にはばたくこどもの応援	109
② 異文化理解力と外国語能力の向上	111
6 こどもの新たなチャレンジの応援	114
① 個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援	114
② 次世代のリーダーとなるこどもの応援	116
③ 次世代の競技者や芸術家の支援	117
④ 様々な分野で担い手となるこどもの応援	119
7 こどもの社会的自立を支える取組の推進	122
① キャリア教育の推進	122
② 就労支援の充実	124

③	高等教育の就学支援、高等教育の充実	126
④	進路等相談体制の充実	127
8	多様な遊びや体験活動、社会参画の推進	129
①	遊びや体験活動の推進	129
②	社会参画の推進	132
③	こどもの可能性を広げていくための男女共同参画の推進	134
9	居場所づくりの推進	136
①	全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり	136
②	様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり	138
柱Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援		140
1	児童虐待の予防・防止	140
①	児童相談所の相談体制の強化	140
②	市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進	142
③	発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施	144
2	社会的養護の充実	147
①	こどもの権利擁護の強化	147
②	家庭と同様の環境における養育の推進	149
③	こどもの自立支援の推進	152
3	貧困の状況にあるこどもへの支援	154
①	こどもの教育に関する支援	154
②	こどもの生活の安定のための支援	157
③	保護者の就労支援	159
④	経済的支援	160
4	ひとり親家庭への支援	161
①	生活と子育ての支援	161
②	就業支援	163
③	養育費の確保支援	164
④	経済的支援	165
5	障がいのあるこどもへの支援	166
①	障がいのあるこどもの育成	166
②	特別支援教育推進体制の整備	170
6	不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進	172
①	不登校等に対する取組の推進	172
②	いじめの防止	174
③	ひきこもりに対する取組の推進	175
④	自殺対策	176
7	ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援	177
①	ヤングケアラーへの支援	177

② 性的マイノリティの子どもへの支援	178
③ 外国人の子ども等への支援	179
柱Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、子どもを安心して産み育てることができるための支援 ..	181
1 次代の親の育成	182
2 若い世代の生活の基盤の安定への支援	183
① きめ細かな就職支援	183
② 所得向上に向けた支援	185
3 出会い・結婚応援の推進	186
4 子育て世帯の経済的負担の軽減	188
① 全ての子育て家庭への経済的支援	188
② きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援	190
5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり	194
① 働きながら子育てできる環境づくり	194
② 職場・家庭における男女共同参画の推進	196
6 地域、家庭で子どもを育む環境づくり	198
① 地域全体で子どもを育てる取組の促進	198
② 家庭教育支援の充実	202
③ 子育てしやすい住環境づくり	204

柱Ⅰ 全てのこどもが持つ権利の保障

- 2023（令和5）年4月に、日本国憲法および児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約」※という。）の精神にのっとった「こども基本法」が施行されました。
- こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、2023（令和5）年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こどもは生まれながらに権利の主体であると明記され、その権利の保障がうたわれています。
- 全てのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会づくりに向けて、こどもが権利の主体であることを社会全体で共有することが求められます。
- また、こどもの最善の利益を実現する観点から、年齢や発達の程度に応じて、こどもが自己に直接関係することについて意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を尊重することが必要です。
- 県では、本計画において、こどもが権利の主体であることをこのⅠの柱で明確に位置づけ、ⅡからⅣの各柱に記載された具体的なこども施策に取り組んでいくこととしています。

※ 我が国は、1994（平成6）年に児童の権利に関する条約を批准しました。

※ 条約締約国は、いかなる差別もなしに、この条約に定める権利を尊重し、確保することが求められています。

1 こどもが権利の主体であることの社会全体での理解促進

【現状と課題】

- こどもが権利の主体であることを社会全体で共有し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図るための取組を進めていくことが求められています。
- こどもだけでなく大人に対しても、こどもが権利の主体であることについて理解の促進を図る必要があります。
- 全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しすることが求められます。
- こども家庭庁が2023（令和5）年度に実施した「こども政策の推進に関する意識調査」では、「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合は15.7%にとどまっています。

【施策の方向】

- こどもが権利の主体であることを、学校現場、出前講座、各種広報媒体等において、こどもやこどもに関わる大人、県民全体に対し広く伝えることで、社会全体への啓発を推進します。
- 「こどもまんなか社会」を実現するため、県民や事業者による取組を広く働きかけていきます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	こどもが権利の主体であることの啓発	こどもが権利の主体であることの理解を促進するため、市町村と連携し、広報媒体を活用した啓発、県民向け出前講座の実施、「福岡県こどもまんなかポータルサイト」を通じた学習コンテンツの提供や市町村における取組等の周知を行います。 周知・啓発にあたっては、国が作成する普及啓発素材等も活用しながら、ポータルサイトやSNS等で発信するなど、こどもに伝わりやすい方法を検討します。	こども未来課
2	学校現場におけるこどもの権利に関する理解促進	こどもの権利に関して、児童生徒及び教職員の理解促進を図るとともに、学習指導要領や生徒指導提要に基づいた教育活動を推進します。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課 人権・同和教育課
3	こどもまんなか社会づくりの推進	「福岡県こどもまんなかポータルサイト」において、こどもの権利の啓発や、こども施策に対するこどもや保護者等の意見紹介、県民等の「こどもまんなか」の取組紹介等を実施し、社会全体でこどもまんなか社会づくりを進める気運を醸成します。	こども未来課

2 こどもの意見表明とその尊重

【現状と課題】

- こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。
- また、国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施等にあたり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることとされています。
- いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等はこどもへの権利侵害であり、決して許されないということについて、社会への理解の浸透を図るとともに、当事者であるこどもの意見や意向を尊重しながら、対策を行う必要があります。
- 特に、虐待等により自身の権利を侵害されたこどもたちの支援にあたっては、こどもの意見・意向を丁寧に聴取し、十分勘案しながら、こどもの最善の利益を図るよう、特段の配慮を行う必要があります。

【施策の方向】

- こどもが自らに関係するこども施策に対して、意見を表明しやすい環境を構築するとともに、こども施策に反映させる仕組みづくりを進めます。
- 校則の見直しの過程に児童生徒が参画できるようにするなど、こども基本法の基本理念を踏まえた教育活動を推進します。
- 困難な状況に置かれたこどもが、安心して意見を表明し、その意見が施策に反映されるよう、多様な意見聴取の取組を進めるとともに、相談窓口等の情報を広く周知します。
- 一時保護所や児童養護施設等に入所するこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、その意見の形成・表明を支援するとともに、こどもの最善の利益を保障しつつ、こどもが表明した意見に適切に対応できる体制を整備します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	こども施策に対するこどもの意見反映	こどもや保護者等の意見をこども施策に反映させるため、幅広い年齢や様々な環境のこども、保護者、関係団体の意見聴取を実施するとともに、「福岡県こどもまんなかポータルサイト」において、こども施策に対するこどもや保護者等の意見募集を実施します。	こども未来課
2	こどもの権利に関する相談対応の推進	こどもが困難を抱えるときに助けを求められるよう、「福岡県こどもまんなかポータルサイト」において、「福岡県いじめレスキューセンター」や「子どもホットライン24相談窓口」などそれぞれの悩みに応じた相談窓口等の情報を周知します。	こども未来課
3	一時保護所や児童養護施設等におけるこどもの権利擁護	一時保護所や児童養護施設等に入所するこどもの権利擁護の一層の推進を図るため、「こどもの権利ノート」の配布によるこどもの権利についての周知啓発、こども意見表明支援センターの運営、こどもの申し立てに応じ調査・審議を行う体制の整備を行います。	こども福祉課

柱Ⅱ 成長段階に応じたこどもへの支援、未来を切り拓く人財の育成

1 妊娠前、妊娠期からこどもの成長に合わせた切れ目のない保健・医療等の確保

① 妊娠前からの出産に向けた支援

【現状と課題】

- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において妊婦やその家族を支える力が弱くなっているなかで、安心して妊娠・出産をするためには、若い世代を対象に早い段階から、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や気軽に相談できる体制が必要です。
- 不妊治療を受ける方は年々増加傾向にあるため、不妊・不育に悩む方に対して精神的、経済的支援を総合的に行っていく必要があります。
- また、流産や死産等、周産期にこどもを亡くした方に対する支援の必要性も求められています。

【施策の方向】

- 思春期からの人々を対象に、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を促すためのプレコンセプションケアを推進します。
- 不妊・不育に悩む方への相談支援、経済的支援を総合的に行うとともに、不妊治療と仕事の両立に関する啓発を行います。
- 流産や死産等、周産期にこどもを亡くした方に対する相談支援等を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	プレコンセプションケアの推進 【Ⅱ7④、Ⅳ1に再掲】	「福岡県プレコンセプションケアセンター」を設置し、思春期からの人々を対象に性と健康に関する正しい知識の発信や相談対応を行います。	子育て支援課
2	妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発	市町村等関係機関と連携して、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発普及に努めます。	子育て支援課
3	若年者への性知識啓発	望まない妊娠や人工妊娠中絶の減少を図るため、県のSNSアカウントを活用し正しい性知識を普及啓発するとともに、相談希望者を「SOS電話相談」へ案内します。	子育て支援課
4	不妊・不育と性に関する相談支援	各保健福祉（環境）事務所に「不妊・不育と性の相談センター」を設置し、専用電話で思春期～更年期の各ライフステージに応じた相談対応を行い、必要に応じて専門医相談に繋がります。また、流産・死産を経験した方の支援を行います。	子育て支援課
5	不妊・不育に悩む方への経済的支援 【Ⅳ4①に再掲】	先進医療による不妊治療費、不育症検査・治療費の一部助成により、不妊・不育に悩む方に対する経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課

② 妊産婦等への保健医療施策の充実

【現状と課題】

- 出産年齢の上昇などにより、妊娠と直接関係のない偶発合併症が増加傾向にあることから、ハイリスクの妊婦であっても安心して出産できる周産期医療体制の整備を引き続き行うことが必要です。また、急変時において、地域の分娩取扱施設と周産期母子医療センター等との連携が必要です。
- こどもの健やかな成育のためには、成育過程にあるこども及びその保護者並びに妊産婦に対し、その各段階における心身の健康課題等に適切に対応する支援等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する必要があります。
- 妊婦健康診査は、妊婦や胎児の健康状態を把握し、母体の保護と新生児の健やかな成長を図るために極めて重要です。
- 妊産婦は、妊娠・出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱え、ホルモンバランスの乱れ、環境の変化やストレスなどで心身のバランスを崩しやすいため、うつ病など、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあり、妊娠期からの支援体制構築と支援強化が必要です。
- 虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0カ月児が占めていることを踏まえ、新生児の虐待予防を図っていく必要があります。

【施策の方向】

- リスクの高い妊婦が安心して出産できるよう、周産期母子医療センターの運営や施設・設備整備を支援するほか、コーディネーター配置による母体搬送受入の調整、周産期医療関係者への研修など、周産期医療体制の充実を図ります。
- 妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない支援を提供できる体制を構築するため、市町村のこども家庭センターにおける母子に対する心身のケアや育児サポート等を促進するとともに、関係機関と連携し広域的な調整や母子保健従事者の専門性の向上等に努めます。
- 市町村が実施する産後ケア事業の利用促進を図り、産後の母子の健やかな生活を支援します。
- 妊娠の早期届出や妊婦健康診査が重要であることの啓発や、妊産婦に対する理解と配慮の促進に努めます。また、妊娠期から子育て期に渡る様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じる相談体制を整え、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。
- 関係機関の多職種と連携し、支援が必要な妊産婦を妊娠初期から把握し、健康管理、育児等の不安の軽減、ハイリスク児の養育支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。
- 産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、市町村における産婦健康診査の実施を促進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	周産期医療体制の充実	<p>○周産期医療協議会の設置：周産期医療協議会を設置し、周産期医療に関する医療情報や統計情報などを基に、本県の周産期医療体制の整備について総合的に協議します。</p> <p>○周産期医療体制の整備：高度な周産期医療を担う周産期母子医療センターの運営を支援するため、運営費等の助成を行います。また、産科・新生児科医師確保対策として、分娩手当・新生児手当などを支給している病院等に対して助成を行います。福岡地域の周産期母子医療センター及び協力病院で、受入可否情報の共有化を行うとともに、母体搬送調整を行う「母体搬送コーディネーター」を設置し、円滑な搬送体制の確保を図ります。</p> <p>○周産期医療関係者への研修：医療従事者に対し、周産期医療に必要な専門知識・技術向上を目指した研修を行います。</p> <p>○院内助産所・助産師外来の設置促進：新たに「院内助産所」「助産師外来」を開設しようとする病院・診療所に対して、施設・設備整備費への財政的支援を行います。</p>	医療指導課
2	こども家庭センターの機能強化 【Ⅲ 1 ③に掲載、Ⅲ 1 ②に再掲】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるため、先進事例紹介や研修等を実施し市町村の取組を支援します。	子育て支援課
3	出産・子育て応援交付金事業 【Ⅳ 4 ①に再掲】	妊婦や子育て家庭に寄り添い、面接や情報発信により必要な支援につなぐ伴走型相談支援や、出産・育児用品の購入費助成のための経費的支援を行う市町村に対して、事業費の一部を補助します。	子育て支援課
4	乳児家庭全戸訪問事業	すべての乳児家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や要支援家庭に対するサービス提供の検討、関係機関との連絡調整を行う市町村の取組に対して、事業費の一部を補助します。	子育て支援課
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う市町村の取組に対して、事業費の一部を補助します。	子育て支援課
6	妊娠・出産包括支援事業	「妊娠出産包括支援体制整備検討会」を設置し、母子保健施策の充実強化及び施策の総合的かつ効率的な推進を図ります。	子育て支援課
7	母子保健従事者の専門性の向上	市町村の求めに応じた広域的、専門的支援を行うことにより、母子保健従事者の質の向上を図ります。	子育て支援課
8	産後ケア事業の利用促進 【Ⅳ 4 ①に再掲】	市町村が実施する産後ケア事業の利用料減免に要する経費や市町村の運営費の一部を補助することで、利用促進を図り、産後の母子の健やかな生活を支援します。	子育て支援課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
9	妊娠・出産への理解と配慮の啓発	妊娠の早期届出や妊娠健康診査の重要性について啓発する小冊子を市町村等で配布し、妊産婦に対する理解と配慮を促すために活用してもらいます。	子育て支援課
10	SOS 電話相談～妊娠・子育て・思春期	妊娠期から子育て期、思春期の様々な悩みや不安に対し、専門職が電話・メール相談に応じることにより、相談者の悩みや不安の軽減を図ります。	子育て支援課
11	妊娠期からのケアサポート事業 【Ⅲ 1 ③に再掲】	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行います。必要に応じ市町村や医療機関と連携し支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
12	ハイリスク妊産婦等への支援 【Ⅲ 1 ③に再掲】	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、健康管理の向上を図り未熟児等ハイリスク児の出生を予防するとともに、市町村・医療機関等と連携した養育支援により、児童虐待の未然防止に努めます。	子育て支援課
13	産婦健康診査の実施拡大	産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、市町村における、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施を促進します。	子育て支援課
14	特定妊婦等への生活、育児支援 【Ⅲ 1 ③に掲載】	若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等に対し、児童福祉施設において、妊娠期から出産後まで継続して生活、育児支援を行います。	こども福祉課

③ 新生児・乳幼児保健対策、小児医療の充実

【現状と課題】

- 保護者の不安を解消し、安心して子育てできる環境をつくるため、必要な時に適切な医療が受けられる小児救急医療体制や在宅医療を必要とする小児の円滑な在宅療養移行に向けた体制の整備が求められています。
- こどもの健やかな発育・発達や健康維持・増進、疾病予防の観点から、早期に新生児・乳幼児の疾病、障がいを見出すことが重要です。
- 本県の低出生体重児の出生割合は全国値を上回っており、また、多胎児分娩も一定の割合で推移しているため、ハイリスク児に対する支援が必要です。
- 予防接種を行うに際して、より専門的な知識と慎重な判断が求められる予防接種要注意者への対応が必要です。

【施策の方向】

- 地域の実情に応じた休日・夜間の診療体制の整備を進めるため、地域の小児拠点病院とかかりつけ医療機関をはじめとする地元開業小児科医との連携等を促進し、小児救急医療体制の確保を図ります。また、こどもの急な病気やケガ等について保護者の不安解消を図るため、平日夜間・休日における電話相談を行います。
- 在宅医療を必要とする小児が安心して療養できるよう、小児等の在宅医療を支える体制の構築に取り組みます。
- 新生児・乳幼児の疾病、障がいを早期に見出すための検査体制等を整備することにより、早期治療や療育に適切につなげます。
- また、市町村における低出生体重児や多胎児等ハイリスク児の支援体制構築を促進します。
- 予防接種要注意者に対応するため、県内6か所の医療機関を予防接種センターとして指定しています。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	小児医療体制の充実	<p>○小児医療協議会の設置：小児医療協議会を設置し、小児医療に関する医療情報や統計情報などを基に、本県の小児医療体制の整備について総合的に協議します。</p> <p>○小児医療体制の整備：小児の救急医療体制の整備を図るため、小児救命救急センターや小児高度専門医療を担う医療機関へ、設備整備費、運営費を助成します。</p> <p>○小児医療に関する情報提供及び相談体制の充実：・「ふくおか医療情報ネット」を通じて、救急医療情報や医療機関情報を広く県民に提供しています。・「小児救急医療ガイドブック」の配付により適正な受診を啓発し、小児救急医療の機能確保を図ります。・こどもの急な病気（発熱、下痢、嘔吐、けいれん等）、ケガに関する相談を、経験豊かな看護師、または必要に応じて小児科医が助言を行う夜間の電話相談（小児救急医療電話相談事業）の実施により、小児を持つ保護者の不安軽減及び小児科医の負担軽減を図ります。</p>	医療指導課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
2	小児救急医療電話相談事業	こどもの急な病気やケガ等について保護者の不安解消を図るため、平日夜間・休日における電話相談を行います。	医療指導課
3	小児在宅医療の推進	○小児等在宅医療推進事業拠点病院において、小児在宅医療を担う人材の育成、多職種連携を図るための研修会等を開催します。 ○医療的ケア児の円滑な在宅療養への移行を支援する小児等地域療育支援病院に対し、運営費等を助成します。 ○医療的ケア児を一時的に預かり、家族の負担軽減を図る在宅療養児一時受入支援事業を実施する医療機関に対し、病床確保等の費用を助成します。	高齢者地域包括ケア推進課
4	こども医療費支給制度【IV 4 ①に再掲】	子育て世帯の経済的負担の軽減とこどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	こども未来課
5	新生児マスキニング検査の体制整備	新生児への先天性代謝異常等のスクリーニング検査体制を整備し、早期発見・早期治療等に繋がります。	子育て支援課
6	新生児聴覚検査の体制整備【Ⅲ 5 ①に掲載】	「福岡県乳幼児聴覚支援センター」および「新生児聴覚検査体制整備検討会議」を設置し、先天性聴覚障がい等の早期発見・早期療育体制整備を図ります。	子育て支援課
7	乳幼児の発達に関する検査・相談	市町村の乳幼児健診等で把握された心身の発達に問題がある児童又はそのおそれのある児童に対し、市町村との連携のもと、保健福祉（環境）事務所において、発達診査・相談を行い、必要に応じて発達訓練・指導を実施します。	子育て支援課
8	未熟児等ハイリスク児の養育支援	養育医療が必要な未熟児へ医療給付を行う市町村に対して、医療費の一部を負担します。医療機関及び市町村と連携し、市町村が行う未熟児等育児支援の技術的支援を行います。	子育て支援課
9	子育てに関する知識の普及啓発【IV 6 ②に掲載】	こどもの発達段階ごとの保護者の対応法を掲載した育児小冊子を市町村等で実施する乳幼児健診等で保護者に配布し、家庭での育児や保健師の育児支援に活用してもらいます。	子育て支援課
10	定期の予防接種への支援	予防接種の実施主体である市町村に対して、予防接種に関する知識の普及及び技術的支援を行います。また、予防接種の実施にあたり、安心して予防接種が受けられる体制を整備することによって、予防接種率の向上と予防接種による健康被害の発生防止に努めます。	がん感染症疾病対策課

④ 慢性疾病・難病を抱えるこどもへの支援

【現状と課題】

- 小児慢性特定疾病児童等の養育等において、育児負担の大きい親等への身体的・精神的な負担軽減のための支援が求められています。
- また、小児慢性特定疾病にかかっているこどもの健全育成の観点から、医療費の負担軽減が求められています。
- がん治療によって主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下することがあります。妊孕性温存療法は、原疾患に対する費用に加えた高額な自費診療となり、特に若年のがん患者等にとって経済的な負担となっています。
- 人生の最終段階における療養場所として、一定数のがん患者が自宅や地域で過ごすことを希望している中、小児・AYA世代のがん患者の在宅での療養環境の整備が求められています。

【施策の方向】

- 在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう受入体制を整備するとともに、受入れに必要な費用を負担します。
- 小児慢性特定疾病にかかっているこどもに係る医療費を助成します。
- 将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者が、希望をもってがん治療に取り組むことができるよう、関係者等と連携し、「小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業」の情報発信や指定医療機関の拡大等を行うことにより、事業の活用を選択する機会の確保に努めます。
- 在宅療養に係る財政支援等を通じた在宅療養環境等の体制整備を推進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	小児慢性特定疾病医療費の負担軽減【IV 4 ②に再掲】	小児慢性特定疾病に罹患している患児に係る医療費の自己負担分（一部または全部）を助成します。	がん感染症疾病対策課
2	小児慢性特定疾病児童等レスパイトへの支援	在宅で人工呼吸器装着等の医療的ケアを必要とする小児慢性特定疾病児童等が、家族等の介護者の休息等の理由により、一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった場合に、円滑に適切な医療機関に入院できるよう受入体制を整備するとともに、受入れに必要な費用を負担します。	がん感染症疾病対策課
3	小児・AYA世代のがん患者等への妊孕性温存治療の支援【IV 4 ②に再掲】	将来、こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持ってがん等の治療に取り組むことができるよう妊孕性温存治療費と温存後の生殖補助医療に係る費用の一部を助成します。	がん感染症疾病対策課
4	小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援【IV 4 ②に再掲】	小児・AYA世代のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、在宅介護サービスに係る利用料の助成を行う市町村に対して経費を補助します。	がん感染症疾病対策課

2 幼児教育・保育の充実

① 幼児教育・保育の環境整備

【現状と課題】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育を提供できる環境の充実を図り、こどもの健やかな成長を支えていく必要があります。
- 保育ニーズについては市町村ごとの状況に差異が生じており、ニーズの増大が続いている市町村においては、待機児童解消に向けた受け皿整備を図る必要があります。
- 「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」(2023(令和5)年度)によると、こどもを健やかに産み育てるために期待する施策として「多様なニーズにあった保育サービスの拡充」が上位となっていることから、多様な保育サービスの充実を図る必要があります。
- 保育所等での障がい児の受入れが増加していることから、特別な配慮を必要とするこどもの保育所等における円滑な受入体制の整備を進める必要があります。
- 子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた子育て支援を充実することが重要です。

【施策の方向】

- 幼児教育・保育の提供体制の充実を図るため、新たに保育士を目指す方への資格取得支援、離職者の再就職の促進、保育士・保育所の魅力発信など、保育人材確保の取組を実施します。
- 安心してこどもを預けられる体制を整備するため、保育所・認定こども園・幼稚園に対する指導監督や運営費支援を実施するとともに、保育ニーズが増大している市町村における受け皿整備の支援を行います。
- 病児保育の利用について、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、施設の整備や広域化の促進を支援します。また、延長保育、一時預かり等の充実を図ります。
- 市町村が実施する障がい児や医療的ケア児の保育に係る受入体制の構築等を支援します。
- 認定こども園、保育所、幼稚園などにおける、幼児教育・保育や多様な保育サービスの充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	新規保育士の確保	指定保育士養成施設の学生に対する修学資金の貸付や保育所等に勤務している保育士資格を保有しない者の保育士資格取得支援など、新たに保育士を目指す方への支援に取り組み、保育士確保を促進します。	子育て支援課
2	潜在保育士の復帰促進	保育士・保育所支援センター(ほいく福岡)における就業マッチング支援や保育所等に就職する際の準備金の貸付など、保育現場を離れている保育士資格保有者を対象とした就職支援を実施します。	子育て支援課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
3	保育・保育所の魅力発信	高校生や保育士養成校学生など未来の保育士の担い手や保育士試験合格者など、ターゲットに応じた保育士・保育所の魅力発信を行い、保育人材の確保に取り組みます。	子育て支援課
4	保育所・認定こども園・幼稚園	保育所・幼稚園の認可、指導監督を行うとともに、就労形態に関わりなく利用可能で、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園制度の活用を支援します。また、質の高い幼児教育の提供のための財政支援を行います。	私学振興課 子育て支援課
5	届出保育施設	知事等の認可を受けていない保育施設における安全確保を図るため、定期的に施設へ立入調査・改善指導等を行うとともに、指導監督基準を満たしている施設に対して証明書を交付します。	子育て支援課
6	待機児童の解消	市町村との協議会における待機児童の発生要因に応じた対策の検討、保育士不足の保育所等に対する人材確保策の助言等の取組により、待機児童の解消を図ります。	子育て支援課
7	延長保育	就労形態の多様化に伴う保育時間の延長の需要に対応するため、延長保育の促進に努めます。	子育て支援課
8	病児保育	保育士確保、施設の整備及び備品購入の支援、広域化の促進等により、こどもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に、病院等で児童を一時的に保育する病児保育の促進に努めます。	子育て支援課
9	一時預かり、預かり保育	保育所、認定こども園等で乳幼児を一時的に預かる一時預かり事業、幼稚園の行う預かり保育事業に関する取組を促進します。	私学振興課 子育て支援課
10	休日保育・夜間保育	保護者の就労形態の多様化に伴う休日、夜間の保育需要に対応するため、市町村が実施する休日保育や夜間保育を支援します。	子育て支援課
11	障がい児保育等受入体制支援 【Ⅲ 5 ①に再掲】	保育所における障がい児等の円滑な受入れをすすめるため、障がい児保育等に係る標準モデルや市町村別の支援策を示すとともに、障がい児保育に係る専門研修を実施するなど、受入体制の構築に係る支援を実施します。	子育て支援課
12	医療的ケア児保育受入体制支援 【Ⅲ 5 ①に再掲】	看護師等を配置する経費に対する助成や、医療的ケア児の保育に係る研修を実施することにより、医療的ケア児の保育受入体制構築のための支援を行います。	私学振興課 子育て支援課
13	幼児教育・保育に関する情報提供	幼児教育・保育に関する施設の情報について、情報収集や検索が容易にできるよう県のホームページや子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」により、情報提供の充実に努めます。	子育て支援課
14	幼児教育・保育への多様な主体の参入促進	新規参入事業者に対する相談、助言等の巡回支援を行うこと等により、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。	子育て支援課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
15	幼児教育・保育の無償化の実施 【IV 4 ①に掲載】	保護者の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料を無償化します。また、0歳から2歳までのこどもたちについては、住民税非課税世帯等を対象として利用料を無償化します。	私学振興課 子育て支援課 義務教育課
16	幼児教育・保育利用に要する保護者負担の軽減 【IV 4 ②に掲載】	保護者の世帯所得の現状を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の実費について、その費用の一部を助成します。	私学振興課 子育て支援課
17	病児保育の利用料無償化 【IV 4 ①に掲載】	病児保育の利用料を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
18	保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進 【III 4 ①に掲載】	市町村におけるひとり親家庭のこどもの保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。	こども未来課 子育て支援課
19	在留外国人のこどもの保育に関する対応 【III 7 ③に掲載】	保育所等の利用を希望する外国人子育て家庭を支援するため、市町村による通訳配置や多言語音声翻訳システムの導入等、多言語対応のための体制の整備を図ります。	子育て支援課

② 幼児教育・保育の質の向上

【現状と課題】

- 乳幼児期のこどもに、質の高い幼児教育・保育を提供し、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていくためには、幼児教育・保育従事者の専門性の向上を図る必要があります。
- また、幼児教育・保育に携わる人材の確保や職場環境の改善を推進することが重要です。
- 全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の連携を図る必要があります。
- 2024（令和6）年度から、保育士の配置基準が、「4・5歳児30人につき保育士1人」から「25人につき1人」へ改善されました。また、1歳児についても、令和7年度以降、こども・子育て支援加速化プラン期間中の早期に「1歳児6人につき保育士1人」から「5人につき1人」へ改善を進めることとされています。

【施策の方向】

- 幼児教育・保育従事者に対し、幼児教育・保育に必要な専門的な知識や技術等に関して必要な研修を実施するとともに相談窓口を設置し、職員の資質の向上を図ります。
- 保育施設等に対し、保育現場の業務負担軽減に係る支援を行うことにより職場環境の改善を推進します。
- 幼児教育・保育と小学校教育の連続性を確保し、円滑な接続を図るため、幼保小の関係者の連携を促進するとともに、幼児教育・保育の質の向上に取り組みます。
- 配置基準の改善に伴い必要となる保育士の確保を支援します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	幼児教育・保育従事者に対する研修	経験年数に応じた階層別研修や保育現場が直面している課題に応じた専門研修等、保育所、認定こども園、幼稚園等の職員に対する研修を実施し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	私学振興課 子育て支援課 義務教育課
2	保育士等キャリアアップ研修	保育士等の専門性の向上を図るとともに、処遇改善加算の要件となる研修を実施します。	子育て支援課
3	保育従事者のための相談窓口	保育士・保育所支援センターに「保育の相談窓口」を設置し、保育従事者が、就労状況やメンタルヘルスなどについて、外部人材に相談しやすい体制を整備します。	子育て支援課
4	保育事業者に対する巡回支援	保育事業者に対し社会保険労務士等の専門家を派遣し、保育所等の業務負担軽減や保育士確保に係る相談・助言を実施することで、職場環境改善を図ります。	子育て支援課
5	保育士配置改善に係る支援	配置基準の改善に伴う保育士確保を支援するため、短時間勤務保育士の雇用に応じた助成を実施し、保育の質の維持・向上を図ります。	子育て支援課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
6	保育補助者等の配置支援	保育に係る周辺業務や保育士の補助を行う保育補助者等を保育所等に配置する費用を助成することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。	子育て支援課
7	幼稚園・保育所等と小学校との連携強化	幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続を図るため、望ましい連携の在り方について情報提供を行うなど、幼保小の関係者の連携を促進します。	私学振興課 子育て支援課 義務教育課
8	苦情解決体制の整備	保育所等に対し、苦情解決の責任者や担当者を設置し、利用者からの苦情解決に努めるとともに、第三者委員を設置して苦情解決の客観性の確保に努めるよう助言・指導します。	子育て支援課
9	第三者評価事業の推進	保育所等の保育内容を第三者機関が客観的に評価する制度を推進し、利用者が保育所を選ぶ際の判断に役立てるとともに、保育所が評価されることによる保育の質の向上に努めます。	子育て支援課
10	届出保育施設における健康診断の支援	届出保育施設に勤務する保育従事者や利用児童の健康診断の実施を支援することにより、感染症の予防など利用児童の安全・衛生確保に努めます。	子育て支援課
11	保育所等の園外活動時の安全確保 【Ⅱ 4 ③に掲載】	市町村、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面の対策を具体化し、ガードレールの設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。	私学振興課 子育て支援課 障がい福祉課 道路維持課

3 こどもの生きる力の育成

① 学力の向上

【現状と課題】

- 自分で課題を見つけ、考え、主体的に判断し、適切に課題を解決する能力を育成するため、学ぶ意欲等を高める指導法や主体的で参画型の授業を推進すること等が求められています。
- 学童期に、基礎的な「読む力」、「書く力」、「計算する力」等を習得し、活用することが、その後の長期にわたる学習にとって重要となります。
- 学力向上に向け、取組を行う市町村、学校への支援のほか、大学等の地域の教育資源を活用した学習活動の推進等、様々な取組を強化する必要があります。
- 現在、ICTがあらゆる分野で活用されていることから、情報活用能力が必要不可欠になっています。今後、生活手段・学習手段としてますます重要になる情報活用能力をこどもたちに身に付けさせることが求められています。

【施策の方向】

- ICTの積極的な活用により、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- 各学校において学力向上に向けた実効性のある検証改善サイクルを構築するため、年間計画とロードマップを作成し、各学校の学力層に着目した分析により、各学力層を踏まえたきめ細やかな学習指導の充実に向けた取組の充実を図ります。
- 確かな学力の定着に向け、指導体制、指導方法の改善、習熟度別指導等の少人数指導を推進します。
- 義務教育段階の一貫した指導方法が継続できるよう、小学校と中学校が連携・協働した学習指導等の取組の充実を通して、授業の質の向上を図り、こども一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化に向けた取組を推進します。
- コミュニケーション能力や課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等の育成及び主体的に学習に取り組む態度の育成に向けた取組を進めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	I C Tを活用した教育推進事業 【Ⅲ 5 ②に再掲】	これまでの教育実践と I C Tを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、I C Tを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実に向けた取組や普及啓発を行います。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
2	ふくおか学力アップ推進事業	県内の児童生徒の学力向上を図るため、学力・学習状況と市町村の学力向上に向けた取組状況を調査分析し、学力向上に有効な施策を提供することで、市町村教育委員会の学力向上に向けた主体的な取組の充実に資します。	義務教育課
3	次代の人材育成に向けた高校教育D X推進事業 【Ⅱ 3 ⑥に再掲】	1人1台端末を活用した多彩な教育資源の共有による、学校の枠を越えた学習活動の実施、データ分析による生徒の学びの充実及び教員の指導改善、学校のI C T活用を推進する支援体制などにより県内どこにいても生徒が学びを深める環境の充実を図ります。	高校教育課
4	学習サポート事業	福岡県立大学において、学生に筑豊地域の市町村等が行う補充学習を紹介し、小学生・中学生の学習支援を行うことで、こどもの学力向上を図ります。	青少年政策課

② 豊かな心の醸成

【現状と課題】

- 幼少期から読書をしたり、様々な文化芸術に触れたりすることは、想像力、思考力を身に付け、感性を磨き、表現力を高め、多様性の尊重や相互理解の精神といった豊かな人間性や、オリジナリティあふれるアイデアを生み出す想像力を養う上で有効な役割を果たすことから、地域や学校等との連携により、読書活動の推進や文化芸術に触れる機会の充実が必要です。
- 豊かな情操、人権意識、自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性、公共の精神等を育むことは、こどもが自立した社会生活を営む上での基礎となるものです。
- 規範意識は幼児期からしっかりと学習することが大切であり、学童期には、必要な道徳や命の大切さを学ぶとともに、学校での集団生活の中で善悪の判断を自ら行う能力を身に付けることが求められます。
- 生命の尊さを学び、生命を大切にせる教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育を推進していくことが重要です。
- 自然体験や社会体験、生活体験の不足が課題とされている中、社会教育施設の充実したサービスの提供が求められています。
- 環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築に向け、こどもが自ら環境について考えて行動し、よりよい環境を将来へ引き継いでいくことが重要です。

【施策の方向】

- 「福岡県子ども読書推進計画」に基づき、こどもの発達段階に応じた効果的な取組を推進します。また、保護者への啓発のため、保育所・幼稚園や小学校、公民館において、地域の読書ボランティアの活用を図ります。
- 公立図書館及び学校図書館等のネットワーク化や公立図書館による学校支援を推進し、こどもの読書活動の充実を図ります。
- 次世代を担うこどもが優れた文化芸術や郷土の伝統文化に触れ親しむことができるよう、文化芸術を鑑賞・体験する機会や、文化芸術活動に参加し、その成果を発表できる場の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通して、「自分を大切にする心」や、「思いやりの心」、「人を尊敬する心」、「感謝の気持ち」、「家族を大切にする心」等を育てる心の教育を推進します。
- 「特別の教科 道徳」において、体験活動や問題解決的な学習等を取り入れ、それらの活動等で学んだ内容の意義や人間としての生き方等について考え、議論するような指導の充実を図ります。
- 学校の教育活動全体を通じて、授業の公開や地域教材の開発・活用等に家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得る等、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の質の向上と一層の充実を図ります。
- 社会教育施設の機能の充実を図り、利用者のニーズに即した学習プログラムの開発に取り組みます。
- 環境問題に対する正しい理解と認識のもと、次代を担うこどもたちが環境保全活動に積極的に

参加することを目指し、こどもの頃から環境問題に関心を持てるよう、こども向けの環境教育教材を作成し、提供します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	こどもが文化芸術に触れる機会の充実	こどもの文化活動の発表の場や芸術文化を鑑賞する機会を提供し、こども文化活動の充実を図ります。	社会教育課
2	福岡県子ども読書推進計画	4つの基本方針に沿って、こどものそれぞれの発達段階に応じた読書習慣の形成、定着、確立を図ります。 ① 家庭・地域・学校・民間におけるこどもの読書活動の推進 ② 施設・設備等の環境の整備・充実 ③ 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化 ④ こどもの読書活動に関する理解と関心を深める取組の普及	社会教育課
3	読書好きを育む環境づくりの推進	乳幼児から中学生までを対象とした発達段階に応じた読書活動の取組や保護者への啓発、読書活動の気運を高める特色ある取組の支援を通して、「読書が好きなお子」が育まれる環境づくりを推進します。	社会教育課
4	柔道・剣道研修を通じたこどもの健全育成	柔道・剣道研修を通じて、仲間との連帯意識や規範意識を醸成するとともに、目標を持った「志」のあるこどもの育成を図ります。	少年課
5	文化芸術の鑑賞・体験機会の提供	様々な文化芸術や伝統芸能等を鑑賞・体験する機会をこどもたちに提供するため、小・中・特別支援学校や小児医療施設、児童養護施設の芸術家等の派遣や、主に小・中学生を対象に文化芸術鑑賞事業や体験型事業を実施する団体に対して助成を行います。	文化振興課
6	スクール・ミュージアム事業（アートコース）	県内の公立学校を対象に、県立美術館において、様々な学習・鑑賞プログラムを実施します。	社会教育課
7	読書活動推進ボランティアの養成及び活用促進	読書活動推進のために指導者やボランティア養成を目的とした講座等を実施するとともに、読書に関する事業やイベントでの活用促進を図ります。	社会教育課
8	図書館間の連携・協力・ネットワーク化の推進	「福岡県図書館情報ネットワーク」による県内図書館間の図書資料相互貸借及び横断検索システムを拡充します。	社会教育課
9	命の大切さを学ぶ教室	中学生・高校生等の次代を担うこどもを対象に、犯罪被害者遺族による講演や犯罪被害者等の手記の朗読を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力への意識の醸成や規範意識の向上を図ります。	被害者支援・相談課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
10	がん教育の推進	学校におけるがん教育を推進することにより、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さについて理解を深めます。	体育スポーツ健康課
11	環境教育副読本の作成	小学校高学年を対象とした環境教育副読本を作成、配布します。	環境政策課
12	県立社会教育施設の機能充実	県民のニーズを踏まえた学習プログラムを開発するとともに、それぞれの施設の特徴や魅力を生かした運営・サービスの充実を図ります。	社会教育課
13	芸術文化活動の振興	高等学校芸術・文化連盟、中学校文化連盟を支援し、学校における芸術文化活動の活性化を図ります。	社会教育課
14	規範的な行動を促す道徳、特別活動、総合的な学習・探究の時間等の教育活動の充実	小・中学校においては、道徳教育推進の核となる指導者を養成するとともに、「道徳教育実践ハンドブック vol.2」等の活用を促進します。 県立学校においては、道徳教育推進教師を中心に、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行います。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
15	電子書籍の整備	学校教育のICT化に伴う電子書籍の活用促進、読書バリアフリーに資するため、県立図書館の電子書籍をはじめとしたデジタル資料の充実を図ります。	社会教育課
16	どこでもケンビ（バーチャル美術館・edukenbi（えでゅけんび））の公開	県立美術館の所蔵作品を鑑賞でき、こどもの学習に役立つサイトを公開します。	社会教育課
17	自立と協働を学ぶ体験活動推進事業【Ⅱ 8①に掲載】	県立中学校・中等教育学校の第1学年を対象に集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志を持って学校生活を送ることができる生徒を育成します。	高校教育課
18	文化交流展（平常展）の観覧料無料化【Ⅱ 5②に掲載】	九州国立博物館において、これからの担うこどもに、日本とアジア諸地域との文化交流の歴史を楽しく学ぶ機会を提供するため、高校生以下または18歳未満の観覧料を無料としています。	文化振興課九州国立博物館・世界遺産室

③ 人権意識の醸成

【現状と課題】

- 人権尊重社会の確立に向け、あらゆる機会を通じて人権教育・人権啓発に関する施策を総合的に推進した結果、人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、性的少数者等に対する偏見や差別が、学校、地域、家庭、職場等の社会生活の様々な場面において存在しています。
- 同和問題（部落差別）に関しては、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。
- 国際化や情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化する一方で、個別の人権課題の解決に向けた法整備が進むなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しています。
- 「人権問題に関する県民意識調査」（2021（令和3）年）では、「人権問題にあまり関心がない」、「関心がない」と回答した人は、合わせて約3割となっており、引き続き人権尊重の意識を高める教育が求められています。また、「小学生の保護者の家庭教育に関する調査」からは、子どもに豊かな心を育てほしいという保護者の願いが大きいことがうかがえます。このようなことから、社会教育については、学校内外において、多様な教育活動を展開し、人権尊重精神の育成を図ることが必要です。
- AIなどの先端技術が高度化し、社会の在り方そのものが劇的に変わる Society5.0 時代が到来しつつある中、国連において採択された「人権教育のための世界計画第4 フェーズ行動計画」は、青少年リーダーの育成を喫緊の課題として挙げ、グローバルな視野に立った人権問題の解決に取り組める人材の育成を求めています。それらをふまえ、これからの学校教育においては、こどもの視野を国内外に広げ、人権問題の解決に向けて主体的に行動できる総合的な課題解決能力の育成に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向】

- 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- 県民啓発の拠点施設である福岡県人権啓発情報センターにおいて、事業の一層の充実を図り、人権問題に係る啓発を推進します。
- 同和問題（部落差別）について、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう、啓発活動を充実強化するとともに、市町村、地域、企業等における啓発活動や研修に対する支援を行い、学校や地域、家庭において、部落差別に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。また、部落差別に関する相談体制の充実や必要に応じて部落差別の実態に係る調査を行うとともに、インターネット上で部落差別に関する情報を確認し、発見した際は、プロバイダ（インターネット接続事業者）等に対し、削除要請を行います。

- 学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設けます。
さらに、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、学校教育活動全体を通して人権教育を推進するための企画・立案を行うことができる人権教育の指導者を養成することを目指して連続講座を実施します。
- 市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県人権教育の充実を図ります。
- 県内市町村立中学校または県立学校に在籍する生徒及び教員を対象に、ワークショップや意見交流・発表などで構成する合宿型研修を実施し、人権問題の解決に向けた生徒の人権リーダーシップの育成及び主体的学びを促す教員の指導力向上を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	少年期の人権啓発の推進（福岡県人権・同和問題啓発事業費補助金）	少年期における人権意識の高揚を図るため、異年齢のこども同士の人権学習活動・体験学習活動等人権啓発を推進する事業を対象に、実施市町村に事業費を補助します。	人権・同和対策局調整課
2	スポーツ組織と連携・協力した人権啓発活動（地域人権啓発活動活性化事業）	県とプロバスケットボールチームが連携・協力して「人権・スポーツ教室」を開催し、その中でプロバスケットボール選手による人権啓発の講話を実施します。	人権・同和対策局調整課
3	大学等と連携した「若者人権講座」の実施（地域人権啓発活動活性化事業）	若年層の人権意識の高揚を図るため、大学、専門学校生を対象とした人権講座を開催します。	人権・同和対策局調整課
4	福岡県人権啓発情報センター事業	県民の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会を確立するため、人権啓発のより一層の充実や、県民一人ひとりがあらゆる機会を通して人権学習ができるよう、展示事業や人権問題に関する研究、啓発活動に必要な各種の資料・情報の収集及び提供等を行います。	人権・同和対策局調整課
5	性の多様性に関する理解促進事業【Ⅱ 8③に掲載、Ⅲ 7②に再掲】	性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。	人権・同和対策局調整課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
6	人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座	多様な校種や職種での実践交流や研究協議を行い、学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設けます。	人権・同和教育課
7	人権教育コーディネーター養成講座	市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県人権教育の充実を図ります。	人権・同和教育課
8	人権が大切にされた社会をめざす生徒のリーダーシップ育成事業 【Ⅱ 6 ②に再掲】	県内市町村立中学校または県立学校に在籍する生徒及び教員を対象に、ワークショップや意見交流・発表などで構成する合宿型研修を実施し、人権問題の解決に向けた生徒の人権リーダーシップの育成及び主体的学びを促す教員の指導力向上を図ります。	人権・同和教育課
9	交際相手からの暴力（デートDV）防止対策の推進 【Ⅱ 4 ②に掲載】	中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力防止に関するリーフレットを作成・配付するとともに、希望する学校に講師を派遣し、啓発を行います。	男女共同参画推進課

④ 健やかな体の育成

【現状と課題】

- 新型コロナウイルス感染症をはじめ、SARS、MERS等の新興感染症の多くは人獣共通感染症です。これに対応するためには、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と考えるワンヘルスの理念に基づく取組が重要です。
- 学童期は、乳歯から永久歯に生え変わる時期です。生えたばかりの永久歯は未成熟であるため、特にう蝕が集中的に発症します。う蝕は一度罹患すると自然治癒しません。
- う蝕を予防するためには、保護者や学校関係者等が予防方法を正しく理解し、児童生徒が効果的に実践できる環境を整えることが求められます。
- 未成年は発育期の細胞のため感受性が高く、喫煙すると依存しやすいといわれています。
- 学童期・思春期のこどもたちが、喫煙についての正しい知識を身につけ、責任をもった行動が取れるよう、喫煙防止教育や、健康相談が受けられる環境を整えることが必要です。
- スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2023(令和5年度))において学校の体育の授業以外で運動やスポーツをしないこどもがいるという課題があります。
- こどもに運動やスポーツの楽しさを実感させるとともに、運動やスポーツをする習慣の定着に努め、体力向上を図ることが重要です。
- メンタルヘルスに関する問題や性に関する不安・悩み等、こどもの健康課題が多様化・深刻化する傾向にあります。

【施策の方向】

- 「福岡県ワンヘルス推進基本条例」に基づき、県民のワンヘルスに関する理解を促進するため、県民及び事業者に対する啓発や児童生徒に対する教育等を推進します。
- 児童生徒や保護者、学校関係者等に対して、フッ化物の効果や安全性への理解促進を図ることにより、フッ化物洗口の実施拡大に取り組みます。
- 学校保健と連携して、喫煙防止教育を早期から行います。併せて、保護者や教師、地域の理解と協力のもとに、未成年者に喫煙させない(防煙)環境づくりを推進します。
- こどもたちのスポーツへの動機付けと習慣化を図るため、運動やスポーツをする機会を充実させる取組を推進します。
- 教員を対象とした研修会を通じて、運動やスポーツへ取り組むきっかけとなる体育科・保健体育科の授業を工夫・改善し、「運動が好き」「体育が楽しい」感じる児童生徒の育成を目指します。
- 性や心に関する不安・悩みを抱える生徒に対して専門家(産婦人科医・精神科医等)による個別相談の更なる充実を図ります。
- 県教育委員会が作成した指導資料の普及を図り、性に関する指導の充実に努めます。
- 関係機関と連携した外部講師の有効活用を促すなど、学校におけるがん教育を推進します。
- 本県で開催される国際大会や強化合宿等に参加する国内外の選手と県民との交流を促進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	ワンヘルス推進事業	イベントの開催による県民への普及啓発を行うことでワンヘルスの理念の浸透を図り、ワンヘルスの取組を推進します。	ワンヘルス総合推進課
2	ワンヘルス推進強化事業	ワンヘルスの理念に則った県民の行動及び活動を促進します。また、県民が身近にワンヘルスを学び、体験できるように市町村を支援します。	ワンヘルス総合推進課
3	生物多様性に関するワンヘルス教育推進事業	ワンヘルスの取組の一つである「生物多様性の保全」をテーマに、屋外ワンヘルス体験学習・研究ゾーン（仮称）を活用したワンヘルス教育プログラムを策定し、小学生に自然とのふれあいの中で生物多様性に関する理解の促進を図ります。	自然環境課
4	ワンヘルスの普及啓発	県民に対し、安全安心な畜産物を通じて広くワンヘルス概念の普及啓発活動を実施します。	畜産課
5	ワンヘルス教育の推進	ワンヘルスの理念と実践に対する意識醸成を図るセミナーを開催するとともに、学校の特色にあったワンヘルス教育について助言する専門家派遣を行います。	私学振興課
6	ワンヘルス教育総合推進事業	児童・生徒が生涯にわたって健康や環境を適切に管理・改善していくための資質・能力を身に付けるため、義務教育段階から高等学校段階まで系統性のある「ワンヘルス教育」の推進を図ります。	高校教育課 義務教育課 体育スポーツ健康課 社会教育課
7	歯の健康づくり事業	「福岡県歯科口腔保健啓発週間」等におけるイベントや講演会等を通じて、食習慣や歯磨き方法、フッ化物の利用など、う蝕予防に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	健康増進課
8	市町村歯科保健事業実施状況調査	市町村における乳幼児の歯科健康診査、健康教育等の実施状況の情報を収集するとともに、情報の共有を図ることで効果的な取組の促進を図ります。	健康増進課
9	母性及び乳幼児の健康づくりの担い手である人材の資質の向上及び確保	保育所等の特定給食施設で栄養管理に従事する職員や市町村の保健師、栄養士等の質の向上に係る研修等を開催するとともに、特定給食施設の栄養士、管理栄養士、市町村における保健師、栄養士等の配置促進を図ります。	健康増進課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
10	性感染症に関する啓発、相談	県の保健所において、エイズ・性感染症の感染予防及びまん延防止のため、地域住民に対し、正しい知識の普及啓発を行います。また、地域住民がエイズ等の性感染症に関する相談や検査を安心して受けることができる体制の整備として、相談窓口を設置し、無料・匿名でH I V・梅毒・クラミジア・淋菌検査を実施することで感染の早期発見と二次感染を予防します。	がん感染症疾病対策課
11	たばこ知らずの未成年者育成	学校保健と連携して、喫煙防止教育を早期から行います。併せて、保護者や教師、地域の理解と協力のもとに、未成年者に喫煙させない環境づくりを推進します。	健康増進課
12	学童期フッ化物洗口導入促進事業	学童期におけるう蝕予防を推進するため、フッ化物洗口を実施する市町村への支援及び実施拡大に向けた協議等を行い、小学校におけるフッ化物洗口の普及を図ります。	健康増進課
13	こどもの体力向上に係る取組の充実	発達段階に応じた児童生徒の運動・スポーツへの動機付け、習慣化を図るとともに、体力向上を目的とした総合的な事業を推進します。	体育スポーツ健康課
14	福岡県体力向上総合推進事業	小・中・高等学校・特別支援学校等において、スポコン広場の実施や部活動指導員の配置等、総合的に体力向上に関する事業を実施・充実させることで、本県のこどもの体力向上を図ります。	体育スポーツ健康課
15	薬物乱用防止教育	学校、地域等で実施される薬物乱用防止講習会に外部講師を派遣します。また、外部講師（薬物乱用防止講習会講師団講師）に対して、研修会を実施し、資質向上に努めます。	薬務課
16	健康教育の推進	県立高等学校の生徒等の性や心の健康に関する正しい知識の普及と不安や悩みの解消のため、専門家による講演や相談、及び健康教育の推進及び教員の指導力向上のための研修を実施します。	体育スポーツ健康課
17	武道教育等の充実化	中学校の保健体育科教員を対象に、安全に配慮した武道等授業の進め方や生徒の実態に応じた段階的な指導方法の習得等、武道等学習の指導体制等の充実を図ります。	体育スポーツ健康課
18	部活動指導員配置事業 【Ⅱ 3⑥に掲載、Ⅳ 6①に再掲】	学校部活動に係る技術的な指導に従事する指導員を配置し、学校部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。	体育スポーツ健康課
19	トップアスリートによる合宿誘致・交流の促進	海外、県外からのトップアスリートによるスポーツ合宿に対する助成を行います。	スポーツ企画課

⑤ 食育の推進

【現状と課題】

- 食をめぐる状況は、朝食の欠食、偏食等の食生活の乱れや野菜の摂取不足など栄養バランスの偏りが見られ、こどもたちの心身の発達に大きな影響を与えています。
- こどもたちの豊かな心を育み、健全な身体を育てるためには、早い時期から食生活に関する正しい知識や習慣を身につけさせることが重要です。
- 特に、学校における食育は、こどもたちが「生きる力」の基礎を育む上で非常に重要です。
- こどもたちの食や食を支える農林水産業への理解を深めるため、食育とあわせて地産地消の取組を推進していく必要があります。
- 核家族化、共働きの増加などにより、家庭での望ましい食習慣の形成が難しい状況にあるため、保育所等において栄養管理された食事が提供されるとともに、こどもや保護者への食に関する指導が求められます。

【施策の方向】

- 食育に関する情報提供、普及・啓発を行い、地域における食育に関する取組を支援します。
- 関係機関と連携しながら、食育・地産地消の取組を県民運動として推進します。
- 学校教育活動全体を通して、家庭や地域と連携し、学校における食育の取組を推進します。
- 保育所等の児童福祉施設における健全な食環境の整備を図るとともに、こどもの健康づくりを担う人材の確保、資質向上に取り組めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	食育活動の支援	県内地域の食生活改善実践活動の推進を図るため、食生活改善推進連絡協議会に対して助言や指導を行うとともに、食生活改善推進員のリーダー等に対して「食と健康教室」などの研修を実施します。	健康増進課
2	学校における食育	栄養教諭を中心とした食に関する指導の推進校事業、福岡県学校給食研究指定委嘱事業、「ふくおか弁当の日」の推進等、学校における食育の推進を図ります。	体育スポーツ健康課
3	家庭と連携した食育【IV 6②に再掲】	関係団体と連携したPTA学校給食教室や学校給食フェアの実施、朝食を食べる習慣の定着を促す取組み等、家庭と連携した食育の推進を図ります。	体育スポーツ健康課
4	こどもが作る「ふくおか弁当の日」の拡大	こどもが弁当を作ることを通して、食べ物やそれらを作ってくれる人への感謝の心を養い、自己肯定感を育むなど高い教育効果が期待できる「ふくおか弁当の日」の普及・拡大に取り組めます。	体育スポーツ健康課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	食に関する指導体制整備の推進	栄養教諭等を対象に、食に関する指導の充実に向けた研修会等を実施し、栄養教諭等の資質向上を図ります。また、学校給食の充実を図るため、給食調理員を対象にした学校給食料理コンクールを実施します。	体育スポーツ健康課
6	学校保健・食育指導事業	教員を対象に、学校保健・安全・給食に関する研修会を開催し、教員の資質向上を図ります。	体育スポーツ健康課
7	食育・地産地消県民運動	農林水産団体、教育機関等の関係機関等と連携し、学校給食への県産農林水産物の利用促進や、小中学生等を対象とした食育出前講座の実施などにより、食育と地産地消を一体的に推進します。	食の安全・地産地消課
8	特定給食施設指導	保育所等の給食施設の指導を行い、栄養管理された食事が提供されるよう食環境の整備を図ります。	健康増進課

⑥ 教育環境の整備・充実

【現状と課題】

- ICTを活用した教育や実践的な英語教育等を推進するため、教員の指導力向上が求められています。
- 学校の抱える課題が複雑化・多様化し、その役割が拡大する中、授業改善や教育活動の一層の充実が求められており、教員の長時間勤務が課題となっています。
- デジタル化の急速な進展、児童生徒・学生の興味・関心や進路希望等の多様化等に伴い、様々な教育ニーズに対応する必要があります。
- 学校施設の多くが建設後 30 年以上経過していることから、安全性及び快適性を確保するため、計画的な老朽化対策が求められます。
- 全てのこどもが等しく学校教育のICT化の恩恵を受けられるよう、教育環境の整備を図る必要があります。
- 公教育の一翼を担う私立学校は、少子化による生徒数の減少により、厳しい経営環境に直面しています。各学校がそれぞれの建学の精神に基づき、独自の特色ある教育の推進を図り、個性的で魅力あふれる学校をつくることが求められています。

【施策の方向】

- 教員の指導力向上のため、学校において求められる立場、役割、資質・能力に応じた研修の実施等、教員のICT活用指導力の向上を図ります。
- スクールカウンセラー等多様な専門スタッフの活用により、学校の組織力を高め、教員がこどもの指導に専念できる環境の整備を進めます。
- 教職員のワーク・ライフ・バランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備するとともに、「教職員が子どもと向き合う時間」を十分に確保し、学校教育の質の維持・向上を図ります。
- 多様な教育ニーズに応じるため、県立高校の特色化を推進するとともに、中学生が適切な進路選択ができるよう県立高校における情報発信力の向上を図ります。
- 県立学校については、「福岡県立学校施設長寿命化計画（個別施設計画）」に基づく改築や大規模改修などの老朽化対策や学校空調の適切な維持管理を実施します。
- 市町村に対しては、老朽化対策が円滑に進むよう国の方針や補助制度などの情報を提供します。
- 普通教室等への高速大容量通信ネットワークの整備や児童生徒一人一人に端末を配備することなどにより、県立学校のICT環境の充実を図るとともに、義務教育段階の公立学校における1人1台端末の着実な更新を実施します。
- 私立学校の教育条件の維持・向上、保護者負担軽減及び学校経営の健全性を高めるため、私立学校に対する助成を行います。併せて、私立学校の経営努力や教育改革等、県民の教育ニーズに対応するため、自主的な取組を支援します。
- こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、各市町村における新たなスポーツ・文化芸術環境を整備する取組を支援します。

- 学校部活動における指導体制の充実のため部活動指導員の配置及び活用を促進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	教員の資質向上	優秀な教員を採用するため、採用試験の工夫改善を図ります。若年教員、中堅教員、ベテラン教員それぞれのニーズに対応した基本研修、今日的教育課題に応じた課題研修、教員や学校の課題に応じた専門研修を実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。	教職員課 高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
2	教員の資質・能力や学校の組織力の向上	私立学校の教職員を対象として専門性の高い教育研修、人権研修について支援し、教育内容の向上と教育環境の充実を図ります。	私学振興課
3	教職員の働き方改革の推進	教職員の働き方改革取組指針に基づき、校務を情報化することによる業務の効率化や適正化等、教職員の働き方改革を進めます。生徒の出欠や成績処理等の情報を一元管理するシステム並びに教員間の情報共有のための学校用グループウェア及び保護者等への連絡のためのメール連絡網を普及・推進し、学校の業務改善に取り組みます。情報通信技術支援員を配置し、ICTの活用を推進するとともにICT機器の増加に伴う教員の業務負担の軽減を図ります。より専門的な技術指導を行う体制の整備及び教職員の負担軽減のため、中学校・高等学校及び特別支援学校等の部活動に部活動指導員を配置するほか、運動部活動指導者の指導力向上を図るための研修会を実施します。	教職員課 施設課 高校教育課 体育スポーツ健康課
4	部活動改革推進事業【IV 6 ①に掲載】	公立中学校における休日の部活動の地域移行等を推進するため、地域移行に向けた実証事業等を実施します。	体育スポーツ健康課
5	部活動指導員配置事業【II 3 ④、IV 6 ①に再掲】	学校部活動に係る技術的な指導に従事する指導員を配置し、学校部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。	体育スポーツ健康課
6	学校施設の整備	「福岡県立学校施設長寿命計画（個別施設計画）」に基づき、計画的な老朽対策を実施します。	施設課
7	学校空調の管理	学校空調について、適切な維持管理を行うことで生徒の安全確保や、教育活動の円滑な実施を図ります。	財務課 施設課
8	県立学校整備事業	老朽校舎等の改築や長寿命化改修、グラウンド造成等により学校施設の整備・充実を図ります。	施設課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
9	県立学校 I C T 環境整備事業	児童生徒の 1 人 1 台端末や大型提示装置等の I C T 機器を安心して活用できる教育の環境を整備します。	施設課
10	I C T 環境整備事業	普通教室等への高速大容量通信ネットワークの整備や児童生徒一人一人に端末を配備することなどにより、県立学校の I C T 環境の充実を図るとともに、義務教育段階の公立学校における 1 人 1 台端末の着実な更新を実施します。	施設課
11	次代の人材育成に向けた高校教育 D X 推進事業 【Ⅱ 3 ①に掲載】	1 人 1 台端末を活用した多彩な教育資源の共有による、学校の枠を越えた学習活動の実施、データ分析による生徒の学びの充実及び教員の指導改善、学校の I C T 活用を推進する支援体制などにより県内どこにいても生徒が学びを深める環境の充実を図ります。	高校教育課
12	スクールカウンセラー活用事業	学校におけるカウンセリング機能を充実させるため、公立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制の整備を図ります。	義務教育課
13	私立学校経常費補助 (生徒指導の充実)	私立学校等において、臨床心理士等、専ら生徒のカウンセリングや福祉の支援を担当する教職員を配置する取組を促進します。	私学振興課
14	高等学校情報提供事業	多様な教育ニーズに応じるため、県立高等学校の特色化を推進するとともに、中学生が適切な進路選択ができるよう県立高校の学校紹介、施設見学、授業見学、進路相談等を行います。	高校教育課
15	専門学科及び特色ある学科・コースの充実	地域や学校・生徒の実態等に応じて、専門学科及び特色ある学科・コースの改善・充実を図ります。	高校教育課
16	入学者選抜制度及び転編入学制度の改善	受検生の多様な個性を様々な角度から評価するため、推薦入学制度や特色化選抜制度、各校の特色に応じた学校独自の面接、作文又は実技を行う個性重視の特別試験などを実施します。	高校教育課
17	中学校・高等学校の連携促進	中・高連絡会において、進路指導や生徒指導に関する情報共有の促進を図ります。	高校教育課
18	私立学校一人一台端末整備費補助金	私立学校における一人一台端末の整備に対し助成を行います。	私学振興課

4 こどもの成長を支える環境の整備

① インターネット適正利用の推進

【現状と課題】

- 「青少年の意識・ニーズに関する調査」（2023（令和5）年度）によると、小・中・高校生の3割以上が平日に学校以外で、3時間以上インターネットを利用しています。また、小学生で5割半ば、中学生で8割半ば、高校生で9割台後半が、自分専用のスマートフォン等を所持しています。
- インターネットは匿名性が高く、情報を容易に複製できる等の特性があり、誹謗中傷や著作権侵害等の問題が起きやすいため、情報モラルを培うとともに、ルールを理解し、守ることが必要です。
- スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在したいじめ、性的犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。インターネットの適正利用に向けて、子どもや保護者に対する教育・啓発等の取組が必要になっています。
- こどものインターネット利用の拡大・低年齢化が進む中、インターネット上での人とのつながりを居場所と感じている子どももいます。インターネット上には、間違った情報やこどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫し、こどもがトラブルに巻き込まれたり、非行や犯罪被害につながるといった重大な問題が起きており、インターネットの適正利用に向けて、子どもや子育て当事者に対する教育・啓発等の取組が必要になっています。

【施策の方向】

- 福岡県青少年健全育成条例に基づき、県民や事業者に対する広報・啓発活動を通じて、情報を適切に取捨選択して利用する等、インターネットの適切な利用を推進します。
- フィルタリングサービスの活用を進め、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境をつくります。
- こどもが悪質なサイトを利用し、犯罪被害に遭わないため、こども、子育て当事者、事業者等に対するフィルタリングの必要性等の広報啓発活動を推進します。
- こどもが安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発を実施します。
- 学校、PTA、事業者、NPO等と連携し、安心・安全なインターネット利用を推進するための課題の共有や有効な施策の検討等を行います。
- スマートフォンやSNSが急速に普及する中で、日常のモラルに加え、情報技術の特性、各種技術サービスの有用性や活用の仕方、トラブルの際の対処法等を理解した上で、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利活用できるようにするために、発達段階に応じた情報モラル教育に取り組みます。
- 情報モラル教育に関する教員研修の充実、学校で活用できる教材等に関する情報提供等を通じて、各学校の情報モラル教育を支援します。
- インターネット利用に起因した非行や被害について、実例に基づいた広報啓発を行い、情報モ

ラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	福岡県青少年の安心・安全なインターネット利用推進連絡会議	ネット問題に詳しい専門家や通信事業者、PTA、行政（知事部局、教育庁、警察）など関係機関・団体からなる連絡会議を設置し、有効な施策の検討や課題の共有等を行います。	青少年育成課
2	生徒自身がインターネットの適正利用を考えるワークショップの開催	中学生と高校生が共にインターネットに関する問題点や利用の仕方について議論し、発表するワークショップを開催します。	青少年育成課
3	インターネット適正利用・非行防止をテーマとした学習会への講師紹介 【Ⅱ 4④に再掲】	地域やPTAなどが、インターネット適正利用や非行防止に係る学習会（講演会、研修等）を実施する場合に、主催者の依頼内容に応じて講師を紹介します。	青少年育成課
4	インターネット適正利用に向けた啓発	スマートフォン等の情報端末は利便性と危険性を併せ持つことを周知し、学校と家庭が連携し、使用の際に守るべきルールやマナーについての指導の充実を図ります。	高校教育課
5	情報モラル教育の充実	教員研修や研究推進によって教員の情報モラル指導力の向上を図るとともに、保護者、児童生徒への情報モラルの啓発を行います。	義務教育課
6	インターネット利用に起因した非行・被害防止対策	ネット利用に起因した非行や被害について、実例を基に製作したDVD教材の活用を教育現場に促し情報モラル教育を推進することで、非行や被害の防止を図ります。	少年課
7	SNSに起因するこどもの犯罪被害防止活動 【Ⅱ 4②に再掲】	サイバーパトロールにより、こどもの性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みを発見し、注意を促すメッセージを送信することで、犯罪被害の防止を図ります。	少年課
8	フィルタリング普及啓発活動の推進	こどもが悪質なサイトを利用し被害に遭わないため、こども、子育て当事者、事業者等に対するフィルタリングの必要性等に係る啓発活動を推進します。	少年課
9	青少年健全育成条例の施行 【Ⅱ 4②に掲載、Ⅱ 4③、Ⅱ 4④に再掲】	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、こどもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。	青少年育成課

② 犯罪被害・性暴力等から子どもを守る環境整備

【現状と課題】

- 子どもを犯罪被害からまもることが、全ての子どもが健やかに育つための大前提となります。
- 県の刑法犯認知件数は、2002（平成14）年の約16万8千件をピークに減少し、2021（令和3）年に2万6,337件と戦後最小を記録した後、2年連続で増加に転じていますが、2023（令和5）年は、約3万3千件で、ピーク時から、約8割減となっています。子どもに対する犯罪被害は、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な問題であることを踏まえ、子どもを犯罪被害から守るための防犯対策が重要です。
- 県の性犯罪（不同意性交等、不同意わいせつ）の認知件数は、依然として高い水準で推移しており、2023（令和5）年は362件です。約5割が20歳未満の被害です。
- 性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず被害者に寄り添う心を共有する社会をつくるためには、発達の段階に応じた総合的な教育・啓発を行っていくことが重要です。
- また、年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた子どもであっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、子どもへの加害の防止を進めていくことが重要です。
- 交際相手からの暴力である「デートDV」の認知度について、「言葉も、その内容も知っている」割合は、女性より男性が低い傾向にあり、若年世代、とりわけ男性に対し、加害者にも被害者にもならないためのDVに関する正しい理解を促進する必要があります。
- 困難な問題を抱える若年女性は、困りごとを抱えながらも自ら相談につながりにくい傾向にあります。
- 人格形成の途上にある子どもが犯罪被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響が大きいことから、被害を受けた子どもの心のケア等、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。
- 2023（令和5）年に、子どもの心身に有害な影響を与え、子どもの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害に遭ったことにより保護された児童数は263人であり、近年はSNSに起因した児童買春、児童ポルノ製造等による性的被害が依然として後を絶たない状況にあります。
- 成年年齢引き下げに伴い、18歳以上であれば保護者の同意なく契約できることから、知識や経験の不足、コミュニケーションに対する苦手意識などのせい弱性につけ込まれ、様々な消費者トラブルに巻き込まれる可能性が指摘されています。

【施策の方向】

- 防犯のための情報提供、広報啓発を推進します。
- 学校、家庭、地域、警察等の関係機関が連携し、学校における防犯教育や子どもの安全を確保する取組の充実を図ります。
- 道路、公園等における防犯環境設計の指針の普及促進を行うとともに、防犯ボランティア団体等への活動支援や、誰でも気軽に実践できる「ながら防犯」活動の取組みを推進します。また、防犯カメラの設置促進など、犯罪が起きにくい環境整備に努めます。

- 「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、総合的な被害者支援を実施するとともに、研修の実施等により被害者支援等に携わる関係機関・団体職員の対応能力の向上と二次的被害の防止を図ります。
- また、「福岡県性暴力根絶条例」に基づき、学校等に性暴力対策アドバイザーを派遣するとともに、啓発冊子を配布することにより、児童・生徒の発達段階に応じた性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育・啓発を推進します。
- 性犯罪の被害を防止するため、その前兆とされる声かけ・つきまとい等に対応するとともに、様々な情報発信ツールによる広報啓発、こどもに対する自己防衛教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。
- 中学生や高校生、大学生等の若年層に対し、様々な機会を活用して、交際相手からの暴力の防止に関する啓発を行い、加害者と被害者を生まないための教育を推進します。
- 相談支援につながりにくい若年女性を対象に、声かけや電話・メール・SNS等による相談対応、安心・安全な場所の提供、公的機関への同行支援等を行います。
- 犯罪被害に遭ったこどもの早期発見・保護を行い、そのこどもや家族に対する継続的な支援により、犯罪被害に遭ったこどもの立ち直りを図ります。支援を行うに当たっては、「秘密を守ってほしい」というこどもの意見を尊重し、秘密の保持には十分に留意します。
- こどもの福祉を害する犯罪の取締りを強化するとともに、被害防止に向けた広報啓発を推進します。
- 消費者自らが適切に判断・行動できるよう情報提供を充実するとともに、消費者被害に遭いやすい若年者に対し、市町村や教育機関等と連携して消費者教育・啓発を推進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	防犯環境設計の普及	道路、公園、駐車（輪）場や共同住宅等における犯罪をなくすため、防犯環境整備を促進するための具体的手法を示した「防犯環境指針」の普及を図ります。	生活安全課 生活安全総務課
2	防犯ボランティアとの連携、活動に対する支援	防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等を行うとともに、関係機関・団体と連携して、活動物品等の助成、活動ノウハウに関する研修会の開催、「ながら防犯」の普及促進等により、防犯ボランティア団体の活動の活性化を図り、こどもの見守り活動を支援します。	生活安全課 生活安全総務課
3	ながら防犯活動の推進	「通勤・通学」「買い物」「ジョギング」「犬の散歩」など、日常の生活行動の中で気軽に実践できる防犯活動「ながら防犯」を推進し、県民全体で安全・安心まちづくりに取り組む気運の醸成を図ります。 「ながら防犯」に取り組む企業・団体を「みんなで防犯応援隊」として登録する制度により、パトロールステッカー等の活動グッズを配布し、活動の推進を図ります。	生活安全課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	安全・安心まちづくりの推進	県民が安心して暮らすことができる安全な地域社会づくりを推進するため、地域防犯活動やながら防犯等の安全・安心まちづくりに係る地域の各種活動を定着、拡大させることにより、安全・安心まちづくり県民運動の活性化を図ります。	生活安全課
5	青少年健全育成条例の施行 【Ⅱ 4 ①、Ⅱ 4 ③、Ⅱ 4 ④に再掲】	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。	青少年育成課
6	子ども・若者を性犯罪被害から守るための対策の推進	性犯罪の被害を防止するため、様々な情報発信ツールによる広報啓発、子どもや若者に対する防犯教育の推進により、自主防犯行動の促進を図ります。	生活安全総務課
7	登下校防犯プランに基づく子どもの犯罪被害防止対策の推進	子どもの犯罪被害を防止するため、政府が決定した登下校防犯プランに基づき、①地域における連携の強化、②通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、③不審者情報等の共有及び迅速な対応、④多様な担い手による見守りの活性化、⑤子どもの危険回避に関する対策の促進について推進していきます。	義務教育課 生活安全総務課
8	犯罪被害者等に対する支援の充実・強化	犯罪被害者等が必要な支援を受けられるよう、被害者支援等に携わる関係機関・団体職員の対応能力の向上と二次的被害の防止などを図るため、支援者向けマニュアルのHP掲載や担当職員向け研修を実施します。	生活安全課
9	犯罪被害者に対する支援	「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」において、電話相談や面接・カウンセリング、病院・裁判所などへの付添い支援等、犯罪被害者等の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者支援を実施します。	生活安全課
10	犯罪被害に遭った子どもに対する立ち直り支援の推進	被害に遭った子どもの早期救出・保護を図るとともに、精神的なダメージを軽減するための助言、カウンセリング等を行います。	少年課
11	若年者を対象とした消費者教育の推進	消費者被害に遭いやすい若年者に対し、市町村や教育機関、消費者団体等と連携した消費者教育を推進することで、自らが適切に判断・行動できる消費者の育成を図ります。	生活安全課
12	消費者教育の充実	家庭科、公民科及び特別活動等で、消費者として自立し、主体的な判断の下、適切な意思決定のできる生徒を育成します。	高校教育課
13	警察職員による大学生向け講義（警察実務から学ぶ安全・安心な生活）	対象大学において、県警の幹部職員が、学生に対し、県警の取組や学生に身近な問題・トラブル等について講義を行い、犯罪被害から自分や他者の身を守る方法等について学生の理解を深めます。	警務課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
14	交際相手からの暴力（デートDV）防止対策の推進 【Ⅱ 3③に再掲】	中学生・高校生に対し、交際相手からの暴力防止に関するリーフレットを作成・配付するとともに、希望する学校に講師を派遣し、啓発を行います。	男女共同参画推進課
15	交際相手からの暴力防止対策	デートDV等の被害者の安全を最優先に、的確な事件化等の措置を図ります。 デートDV等防止に係るリーフレット等を製作し、学校における防犯教室の機会等を通じて、子どもに対する被害者にも加害者にもならないための広報啓発を図ります。	人身安全対策課
16	こどもの福祉を害する犯罪からの被害防止対策の推進	児童買春、児童ポルノなどこどもの心身に有害な影響を与え、こどもの福祉を害する犯罪の被害防止に向けた各種広報啓発及び取締りを推進します。	少年課
17	困難を抱える若年女性の支援	困難を抱える若年女性の自立を支援するため、夜間の街頭での声掛け、電話・メールによる相談、居場所の確保や公的機関への同行支援などを実施します。	男女共同参画推進課
18	性犯罪被害者に対するワンストップ支援	性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、「性暴力被害者支援センター・ふくおか」において、被害者の早期回復に向けた被害直後からの総合的な被害者支援を実施します。	生活安全課
19	性暴力対策アドバイザーの派遣	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成 31 年福岡県条例第 19 号）」の規定に基づき、学校、大学、事業所等に、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を派遣し、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育、研修を実施します。	生活安全課
20	性暴力根絶のための広報啓発	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成 31 年福岡県条例第 19 号）」の規定に基づき、小学生等に対し、発達段階に応じて、性暴力の根絶及び性暴力の被害者の支援に関する啓発を実施します。	生活安全課
21	SNSに起因するこどもの犯罪被害防止活動 【Ⅱ 4①に掲載】	サイバーパトロールにより、こどもの性被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みを発見し、注意を促すメッセージを送信することで、犯罪被害の防止を図ります。	少年課

③ 安心して外出できる環境づくり

【現状と課題】

- 大雨、台風、地震等、災害の発生が増加しており、こどもの安全確保が課題となっています。
- これらの災害からこども安全を確保し、全てのこどもが安心して学校に通うことができる環境を整える必要があります。
- こどもを交通事故から守るため、交通ルール教育やヘルメットの着用などの自転車の安全利用の促進や、チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るための取組を進めることも必要です。また、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路などの安全確保を進めることが必要です。
- 段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を行うことが効果的です。また、地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる指導者の育成を図るとともに、地域における交通事故を様々な角度から分析し、事故の発生要因に応じた効果的な事故防止対策を策定することが必要です。
- 交通事故の被害者になりやすいこどもの安全な通行を確保するため、交通量が多く事故の危険性が高い通学路においては、危険個所の改善が課題となっています。車道や歩道の幅員が十分に確保されていない道路の整備が必要となっています。
- 飲酒運転により小さなこどもの命がなくなることがないように、こどもは「もっと安全に車を運転してほしい」と願っています。飲酒運転撲滅意識の更なる醸成に向け、飲酒運転の危険性等をより深く理解させるための交通安全教育及び広報啓発を推進することが必要です。
- 妊産婦、乳幼児連れの方が外出する場合、歩道の段差や建物の出入り口、階段、駐車場の状況等によって移動が不便であったり、施設が使いなかつたりして困ることがあります。このような障壁（バリア）を取り除いて誰もが安心して外出し、施設を利用したり、社会活動に参加したり、自然とふれあったりできるよう、道路や公共交通機関、建築物、公園等のバリアフリー化の推進が必要です。

【施策の方向】

- こどもが自らの判断で、安全を確保する能力を身に付ける防災教育を推進します。災害時の学校における児童生徒の保護者への引き渡し手順の整備を進めます。
- 自転車利用者に対する交通安全教育にあたる指導者の育成や、ヘルメット着用をはじめとするルール・マナーの広報啓発活動を推進するとともに、万一に備えるため県自転車条例により義務となっている自転車損害賠償保険等への加入を徹底します。また、車両同乗のこどもの命を守るため、チャイルドシートの正しい使用について周知啓発を図ります。
- 交通安全教育にあたる指導者の育成を図るとともに、様々な交通安全教育を実施します。地域の実情に応じて、関係機関・団体と連携し、交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。
- 都市計画道路の整備等を進め、市街地の自動車の通行や、歩行者の安全を確保します。市町村、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面で、未就学児の移動経路の安全確保対策を講じていきます。

- 県民の飲酒運転撲滅意識の定着を図るため、関係機関・団体と連携し、飲酒運転撲滅に係る交通安全教育及び広報啓発を推進します。
- 鉄道駅、バスターミナル等の主要な旅客施設と公共施設及び福祉施設等を結ぶ道路について、歩道の拡幅・段差解消、勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等のバリアフリーを進めます。建築物のバリアフリー化、県営公園のバリアフリー化、河川の水辺にアプローチしやすい環境整備、商店街の安全・安心で快適な買い物環境づくり等に努めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	歩道空間のバリアフリー化	鉄道駅、バスターミナル等の主要な旅客施設と公共施設及び福祉施設等を結ぶ道路について、歩道の拡幅・段差解消、勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を行います。	道路維持課
2	通学路の歩道整備	小学校等に通う児童が利用する通学路において、歩道整備等の交通安全対策を行います。	道路維持課
3	交通安全対策事業	通学路における交通安全を確保するため、通学路等の歩道整備を実施します。	道路維持課
4	道路事業（街路事業）	都市計画道路においてバイパス整備や歩道整備等を行うことにより、生活道路への自動車流入を減らし、通学路の安全性を確保します。	公園街路課
5	保育所等の園外活動時の安全確保 【Ⅱ 2 ②に再掲】	市町村、関係機関と連携し、ハード、ソフト両面の対策を具体化し、ガードレールの設置や集団移動経路の見直しなど、必要な対策を講じていきます。	私学振興課 子育て支援課 障がい福祉課 道路維持課
6	福祉のまちづくり	福祉のまちづくりに関する普及・啓発を行います。「ふくおか・まごころ駐車場」制度の運用を行います。	障がい福祉課
7	不特定かつ多数が利用する建築物のバリアフリー化	「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、必要な情報の提供や技術的な助言を行うことで、不特定かつ多数の者が利用する建築物のバリアフリー化に努めます。	建築指導課
8	県営公園のバリアフリー化	新たに整備を進めている県営公園については、「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき整備を進めています。また、既存の県営公園については今後も条例に基づいた施設の改修を適切に行います。	公園街路課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
9	交通安全教育指導者の拡充	地域ぐるみの交通安全活動を推進するため、県、関係機関・団体、地域社会が互いに連携して地域における交通安全教育指導者の育成に努め、地域における交通安全教育の普及促進を図ります。	交通企画課
10	段階的かつ体系的な交通安全教育	幼児から高齢者まで各年齢層に応じた段階的、体系的な交通安全教育を推進します。	交通企画課
11	交通安全教室	学校における交通安全教室の開催を促進するとともに、二輪車通学を許可している県立高等学校等を対象として、二輪車の安全な乗り方や点検整備等の実技講習を関係機関と連携して行うことにより、生徒の交通安全意識の高揚や安全運転技能の向上を図ります。	高校教育課 義務教育課
12	こどもの交通安全の推進	児童の交通安全意識高揚を図るための「こどもの交通安全大会」のほか、四季の交通安全県民運動や、チャイルドシートの適正使用啓発などにより、こどもの交通安全を推進します。	生活安全課
13	交通安全意識醸成のための広報啓発活動	大学と警察との交通事故防止懇話会の開催等を通じて、大学による自主的な交通安全教育を促進し、大学生の交通安全意識の醸成・向上を図ります。	交通企画課
14	交通安全教育センター（ふっけいコアセンター）における交通安全教育活動	交通安全教育センター（ふっけいコアセンター）において交通安全に携わる者に対する講習を行い、交通安全行動を実践する社会人を育成します。	交通企画課
15	交通安全こども自転車大会の開催	小学生を対象に、自転車利用の基本的知識と安全運転技能を身に付けさせ、将来の良き交通社会人育成を図ります。	交通企画課
16	自転車の交通ルールブック配布による交通事故の抑止	小学校4年生を対象に、自転車運転の正しいルールとマナーを身に付けさせるため、「自転車の交通ルールブック」を配布して、交通事故の抑止を図ります。	交通企画課
17	交通安全教育車に積載された歩行者シミュレーターを活用した交通安全教育活動	交通安全教育車に積載された歩行者シミュレーターを活用し、小学生等に道路横断の基本的な知識を身に付けさせ、将来の良き交通社会人育成を図ります。	交通企画課
18	交通安全アドバイス集等を活用した交通安全教育活動	歩行者用・自転車用・園外活動用の「交通安全アドバイス集」等を幼稚園・小学校等に配布して、学校・家庭内での日常的かつ恒常的な交通安全教育を推進します。	交通企画課
19	交通安全施設整備の推進	歩行者等の安全な通行を確保するため、通学路等の交通安全施設（信号機、横断歩道など）の整備を図ります。	交通規制課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
20	自転車通行空間の整備	自転車の安全で快適な通行空間の整備を行います。	道路維持課
21	自転車の交通安全の促進	自転車事故の割合が高い若年層に対し、ヘルメット着用をはじめとする自転車の安全利用を促進するため、漫画形式の啓発冊子などを配布します。また、小・中・高等学校教諭等に対して自転車の安全な乗り方の指導法について講習します。	生活安全課
22	自転車の安全利用とヘルメット着用促進のための交通安全教育	自転車の安全利用とヘルメット着用を促進するため、県警ウェブサイト「e-ラーニングコンテンツ」を構築して交通安全教育を推進します。	交通企画課
23	飲酒運転撲滅意識の醸成	飲酒運転撲滅活動アドバイザーを学校等へ派遣し、講演や体験型講習の実施により若年層に対する飲酒運転防止教育を推進します。また、学校等に対する漫画形式の啓発冊子の配布、(一財)福岡県交通安全協会主催の小・中学生交通安全図画・作文コンクールでの「飲酒運転撲滅特別賞(知事賞)」の表彰などにより、飲酒運転撲滅意識の醸成を図ります。	生活安全課
24	飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育活動及び広報啓発活動	あらゆる世代に対して、交通安全教育用VRを活用した飲酒運転撲滅教育等を取り入れるよう働き掛け、大学生等に飲酒運転の危険性等を理解させる交通安全教育を推進し、飲酒運転撲滅意識の高揚を図ります。	交通企画課
25	学校安全総合支援事業	小・中学校においては、市町村教育委員会を単位としたモデル地域を指定し、地域全体での学校安全推進体制の構築を図るとともに、県内へその仕組みや好事例を普及することにより、学校安全の取組の推進を図ります。 県立学校においては、実践校を指定し、実践校での安全教育手法の研究を行い、各学校へ研究成果を普及することにより、学校安全の取組を推進します。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
26	バリアフリー化の促進 【IV 6 ③に掲載】	本県独自のモデル住宅「生涯あんしん住宅」の活用による「段差の解消」「広い廊下」「手すりの設置」等の乳幼児や妊産婦に配慮した住宅のバリアフリー化の普及促進に努めます。	住宅計画課
27	青少年健全育成条例の施行 【II 4 ②に掲載、II 4 ①、II 4 ④に再掲】	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、子どもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。	青少年育成課
28	地域薬物乱用防止対策 【II 4 ④に掲載】	薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動・ヤング街頭キャンペーン等を実施し、県民の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止を図ります。	薬務課

④ 非行の防止と自立支援

【現状と課題】

- 本県においては、刑法犯で検挙補導されたこどもの数が、全国的に見ると高い水準にあります。
- 社会全体として、非行防止や非行に及んだこどもに対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図る必要があります。
- 非行等の問題を抱える少年に対し、生活基盤を安定させるための就労支援等、立ち直りや社会的自立を促すための取組が必要です。
- 暴走族は、交通ルールを無視した走行や騒音運転を行うなど、地域住民や道路利用者に多大な迷惑を及ぼしています。すべてのこどもに対して、その危険性や迷惑性を教えていくことが必要です。
- 大麻乱用で検挙補導されたこどもが急増しており、大麻に重点を置いた薬物乱用防止の啓発を推進する必要があります。

【施策の方向】

- こどもの規範意識を育てるとともに、こどもが困難を抱える時に助けを求め回復する方法を学べる取組を行います。
- 学校、地域住民、ボランティア、警察、市町村等が連携し、街頭補導活動や立ち直り支援を行うなどして、こどもを見守る社会気運を醸成します。
- 非行等の問題を抱える少年が社会的に自立できるよう、自己肯定感の向上に資する体験活動の提供や、生活基盤を安定させるための就労・定着支援を行います。
- 中学校及び高校の関係者と緊密な連携を図り、問題兆候のある生徒の把握を行うとともに、中学生、高校生等に対する暴走族等加入阻止教室の積極的な開催に努めます。
- 大麻の危険性と乱用を防止するための広報啓発を行うとともに、大麻乱用に及んだこどもに対する再乱用防止のための取組を推進します。
- 小・中・高等学校等での薬物乱用防止教室の実施と内容の充実を図ります。
- 大麻に関する悩みを抱えたこどもや家族者を対象にSNS相談、面談等を行い、大麻乱用からの立ち直りを支援します。
- 薬物乱用防止教育の推進のため、教員を対象とした研修を実施します。
- こどもの健やかな成長を著しく阻害する薬物密売事件等の取締りを強化します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	街頭補導活動の推進	警察、行政、地域、ボランティア、学校等との連携により街頭補導活動を強化し、子どもを見守る社会気運の醸成を図るとともに、非行進度が進む前の段階での非行防止を図ります。	少年課
2	非行防止教室の開催	学校において、万引きや自転車盗等、具体的な非行事例を題材として直接児童生徒に語りかけ、子ども自身の規範意識を向上させることにより、子どもの非行防止を図ります。	少年課
3	風俗環境浄化対策の推進	歓楽街を中心とした子どもの補導活動や風俗営業の業者等に対する助言など、子どもを有害環境から守るための諸活動を推進します。	少年課
4	相談支援の推進	警察署や少年サポートセンターにおいて、非行などの問題に関する相談支援を推進します。	少年課
5	思春期の子どもを持つ子育て当事者に対する非行防止講話	思春期の子どもを持つ子育て当事者に対して、非行をはじめとした問題行動への向き合い方など、子どもたちへの接し方を伝えることにより、非行防止及び健全育成を図ります。	少年課
6	スクールサポーター制度を通じた非行・犯罪被害の防止【Ⅲ 6②に再掲】	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等、学校と警察のパイプ役となって子どもの非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。	少年課
7	保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業	児童生徒の社会規範等に対する理解の深化や非行行為に走らない判断力や実践力、保護者の規範意識や養育に関する責任感を高めるため、「規範意識育成学習会」及び「児童生徒と保護者が共に学ぶ学習会」を実施します。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
8	暴力団排除教室	中学・高校を対象に子どもの暴力団加入阻止と暴力団からの犯罪被害防止を目的とした教育を実施するなど、幅広い広報啓発活動に取り組みます。	組織犯罪対策課
9	暴走族等加入阻止対策の推進	中学校・高校の生徒指導者等と連携を図り、暴走族等加入阻止教室等を推進します。	交通指導課悪質・危険運転対策室
10	暴走族等離脱・立ち直り支援の推進	保護観察所等の関係機関と連携して暴走族等の非行に及んだ子どもに対する個別面接指導等を行い、グループからの離脱と立ち直り支援対策を推進します。	交通指導課悪質・危険運転対策室
11	暴走族等根絶に向けた広報活動の推進	暴走族等根絶に向けて、企業等と連携したキャンペーンや、SNSを利用した広報活動を推進します。	交通指導課悪質・危険運転対策室
12	青少年健全育成アワード	他の模範となる活動を継続している青少年団体並びに青少年の育成、指導及び支援に関して顕著な功績がある青少年育成団体等の労に報い、その一層の発展に資するとともに、青少年育成活動の振興と青少年自身の自覚を促します。	青少年政策課
13	社会奉仕・体験活動の提供	非行等の問題を抱える少年の自己肯定感等の向上による立ち直りを促進するため、福祉施設や各種団体の協力を得て、少年に社会奉仕やスポーツ等の多様な体験活動の機会を提供します。	青少年育成課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
14	非行少年等の就労支援	非行等の問題を抱える無職少年に対し、進路相談、就労体験、就職活動、就職後の定着支援まで一貫した寄り添い型の就労支援を行います。	青少年育成課
15	非行少年等の就労身元保証	非行等の問題を抱える少年が、協力雇用主に損害を与えた場合に見舞金を支払う制度を実施します。	青少年育成課
16	非行に及んだこどもに手を差し伸べる立ち直り支援活動	非行に及んだこども及びその子育て当事者への継続的な連絡や訪問・面接により助言・指導を行うとともに、少年警察ボランティア等と協働した体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、個々のこどもの状況に応じた支援活動を推進します。	少年課
17	地域薬物乱用防止対策【Ⅱ 4③に再掲】	薬物乱用防止「ダメ。ゼッタイ。」普及運動・ヤング街頭キャンペーン等を実施し、県民の薬物乱用問題に対する意識を高め、薬物乱用防止を図ります。	薬務課
18	少年の大麻乱用防止相談支援	大麻に関する悩みを持つこどもを対象にSNS相談を行い、必要に応じて面談を実施して、適切な専門機関へつなぎ、大麻乱用からの立ち直りを支援します。	薬務課
19	少年の麻再乱用防止対策の推進	大麻事犯で検挙補導されたこどもや大麻を止めたいこどもの薬物再乱用防止を目的として、「少年用大麻再乱用防止プログラム」を実施します。	薬務課 少年課
20	薬物乱用防止対策の推進	大麻等の薬物乱用を防止するための広報啓発活動を推進するとともに、こどもの健やかな成長を著しく阻害する薬物密売等に対する取締りを強化します。	少年課
21	薬物乱用防止の啓発	私立学校における薬物乱用防止教育の促進を図ります。	私学振興課
22	薬物乱用防止教育の充実	薬物乱用防止教育に係る教員の指導力向上のための指導者研修会を実施するとともに、児童生徒の薬物乱用を防止するため各学校における薬物乱用防止教室の開催及び内容の充実を推進します。	体育スポーツ健康課
23	青少年支援に携わる人の研修会	青少年の相談、補導活動等の業務に携わる職員の資質向上と、相互の情報交換を目的とした研修会を開催します。	青少年育成課
24	福岡県保護司会連合会への補助	保護司会連合会が取り組む補導活動や、非行少年の更生及び犯罪予防の諸活動を支援し、非行防止を図ります。	青少年育成課
25	警察ボランティアへの研修	地域における非行防止活動の牽引役である少年補導員や少年指導委員の知識・技能の向上を図り、少年補導員等を地域におけるボランティアリーダーとして養成するための研修を行います。	少年課
26	青少年健全育成条例の施行【Ⅱ 4②に掲載、Ⅱ 4①、Ⅱ 4③に再掲】	青少年健全育成条例に基づく青少年に有害な図書類及び興行等の指定、立入調査を行い、状況によっては適正化を指導します。また、こどもを有害環境から守る自主的措置を事業者に促すとともに、保護者に対し、フィルタリングの活用等について情報の提供を行います。	青少年育成課
27	インターネット適正利用・非行防止をテーマとした学習会への講師紹介【Ⅱ 4①に掲載】	地域やPTAなどが、インターネット適正利用や非行防止に係る学習会（講演会、研修等）を実施する場合に、主催者の依頼内容に応じて講師を紹介します。	青少年育成課

5 グローバル社会で活躍を目指すこどもの応援

① 世界にはばたくこどもの応援

【現状と課題】

- グローバル社会が急激に進展する中で、国際的な視野を持ち、異文化や多様な価値観を尊重しながら、他者と協働することができるこどもが求められています。
- 本県の将来を担い、豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持って、国際的に活躍する人材の育成が求められています。
- 国際的に活躍する人材の育成を推進するため、短期留学研修プログラムへの参加や海外の大学への留学を目指すこどもを支援する取組が必要です。

【施策の方向】

- 国際的な視野を備え、世界を舞台に活躍するこどもを育成するため、海外に派遣するなどの交流の機会を提供します。
- 海外に留学し学位取得を目指す学生に奨学金を交付します。また、これから留学を目指す若者が、留学サポーター（福岡県から海外の大学に進学した学生）に自由に質問できるプラットフォーム（ホームページ）を設置します。
- 未来を担う高校生が海外に目を向ける契機となるよう、留学支援の充実に取り組み、将来、世界で活躍する人材を育成します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	世界に挑む人材育成事業	海外の高校への留学経費の支援を行い海外留学を促進するなど、世界に挑む志を持ち、国際社会の発展に寄与する意欲や態度を養うための取組を実施し、将来、世界を舞台に活躍し、国際社会の持続的発展を支える優れた人材を育成します。	高校教育課
2	アンビシャス外国留学支援事業	国際的に活躍する人材を育成するため、外国の大学（正規課程）に留学する県内のこどもに奨学金を交付します。	青少年政策課
3	「福岡から世界へ」人材育成プロジェクト	未来を担う高校生が海外に目を向ける契機となるよう、短期留学研修プログラムを実施し、海外企業や大学等でのハイレベルな研修やアントレプレナーシップを育成する活動を通して、将来、世界で活躍する人材を育成します。	高校教育課
4	内閣府青年国際交流事業への県内青年の派遣	内閣府実施の青年国際交流事業へ県内青年を派遣し、外国青年との交流による相互理解を深め、広い国際的視野と国際協力の精神を養い、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年を育成します。	青少年政策課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	ジュニアアスリート 育成事業 【Ⅱ 6③に掲載】	県内の優秀な中・高校生アスリートの国内及び海外遠征に 要する経費等を支援します。	体育スポーツ健 康課
6	海外留学を目指す若 者を支援するプラッ トフォームの設置	留学サポーター（福岡県から海外の大学に進学した学生） に自由に質問できるプラットフォーム（ホームページ）を 設置します。	青少年政策課

② 異文化理解力と外国語能力の向上

【現状と課題】

- 「青少年の意識・ニーズに関する調査」（2023（令和5）年度）では、小・中・高校生の約7割が、海外留学や海外で仕事をしたいと思っておらず、その理由としては、小・中・高校生の全てで「語学の自信のなさ」が最も多くなっています。
- 社会のグローバル化が急速に進展する中、次世代の異文化理解や国際感覚を育む国際理解教育の重要性が高まっています。
- また、国際的な視野を備え、将来的に世界を舞台に活躍する人材の育成が求められています。
- 一方で、学校現場ではその知識やノウハウが不足し、外国文化や人々に触れる機会も限られています。
- 将来、こどもたちがグローバル社会において活躍するために必要な実践的な英語力を身に付けるには、4技能5領域（聞くこと・読むこと・話すこと [やり取り・発表]・書くこと）を総合的に育成することが重要です。
- 国際的な視野を持ち、異文化や多様な価値観を尊重しながら他者と協働することができる人材を育成するためには、国外の大学等との連携により、多様な交流活動等を促進する必要があります。
- 様々な国の人々と交流することで、自らの可能性に気付き、能力や個性を伸ばすためにも、スポーツを通じて次代を担う人材を育成する取組の推進が必要です。
- これまでに締結したスポーツに関する海外とのMOUに基づき、各競技団体と連携しながら、締結した国、地域とのスポーツを通じた相互交流を推進していくことが必要です。
- 九州において古くからどのような異文化交流があり、それがどのように日本の文化に影響したのか理解を深める機会や手段が必要です。

【施策の方向】

- 海外からの留学生や青年海外協力隊OB・OGを講師に派遣し、講座を通じてこどもの国際理解を促進します。また、学校教職員の関心を高め、国際理解教育の開催やノウハウ習得を支援することで、教育実施の裾野を広げます。
- 友好提携地域との連携により、海外との交流に意欲的なこどもに対して、海外での学びや交流の機会を提供することで、本県の将来を担い、幅広い視野を持った国際的に活躍する人材を育成します。
- こどもの異文化理解を深め、国際感覚を高めるため、英語でのコミュニケーション等による異なる文化背景をもつ人々と英語を通して触れ合う体験活動を推進します。
- ネイティブ英語教員の配置や英語以外の教科におけるイマージョン教育の実施、ALTの効果的な活用等により、生徒の高度な英語力の育成を図ります。
- グローバル化に対応できる人材育成を推進するため、英語によるディベートやプレゼンテーション等、英語を用いた活動を通して、コミュニケーション能力を育成するとともに、ICTを効果的に活用する等、英語授業における指導方法の改善・充実を図ります。

- 学校教職員の関心を高め、国際理解教育の開催やノウハウ習得を支援することで、教育実施の裾野を広げます。
- 県が設立している三公立大学法人※において、異文化交流の機会を拡大し、国際的視野を持つ人材を育成するため、アジアをはじめ世界の大学との学術交流、外国人留学生の受入れ等を促進します。
※三公立大学法人：公立大学法人九州歯科大学（北九州市）、公立大学法人福岡女子大学（福岡市）、公立大学法人福岡県立大学（田川市）のこと。
- 競技力の向上、多様性の理解などに繋がる人材を育成するため、本県が国際交流を進める国、地域とスポーツを通じた国際交流を行います。
- 本県で開催される国際大会や強化合宿等に参加する国内外の選手と県民との交流を促進します。
- こどもに、日本とアジア諸地域との文化交流の歴史を学ぶ機会を提供するため、九州国立博物館において、高校生以下または18歳未満の観覧料を無料としています。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	Stanford e-Fukuokaプログラム	高校生を対象に、米国スタンフォード大学が開発・運営する異文化理解教育プログラムを本県仕様にした英語による教育プログラムをオンラインにより実施し、ハイレベルな学びの機会を提供します。	私学振興課
2	高校生イングリッシュ・キャンプ	福岡女子大学において、県内外の女子高生を対象に、全英語の授業、留学生との交流会等、大学内での1泊2日のキャンプを実施し、異文化への理解を深めるとともに、留学意欲の向上を図ります。	青少年政策課
3	英語教育における外国人人材の活用	英語を母国語とする青年を外国から招致し、小学校、中学校、高等学校において英語学習のチームティーチングを実施し、コミュニケーション能力を高めます。	高校教育課 義務教育課
4	グローバル化に対応した英語教育推進事業	小学校教員及び中学校・高等学校英語教員の英語力・指導力を高めるとともに、小・中・高で一貫性のある英語教育を実施し、英語力や英語で積極的にコミュニケーションを図る態度を身に付けた人材を育成します。	高校教育課 義務教育課
5	青少年国際理解促進支援事業	県内の小・中・高等学校等において、青年海外協力隊経験者や留学生等が、自らの体験を紹介する講座を通じ、青少年の異文化理解や国際感覚の醸成を図ります。	国際政策課
6	アジア太平洋こども会議・イン福岡事業	国際感覚あふれる青少年の育成と地域レベルでのアジア太平洋諸国との相互理解及び国際交流を促進するため、NPO法人アジア太平洋こども会議・イン福岡が派遣事業及び招聘事業等を実施します。	青少年政策課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
7	三公立大学法人における異文化交流	三公立大学法人において、海外大学との学術交流、外国人留学生の受入れなどを促進し、異文化交流の機会拡大を図ります。	青少年政策課
8	ハワイ州との食分野での青少年交流事業	食や栄養学等を専攻する福岡県とハワイ州の学生を相互に派遣し、両地域の「食」の強みを活かし、英語を用いた学生の交流事業を行うことにより、若い世代の国際感覚を養い、福岡県の食文化を世界に発信する国際人材を育成します。	国際交流課
9	福岡県・バンコク都アントレプレナーシップ人財育成事業	スタートアップに関心のある福岡県とバンコク都の大学生や社会人を相互に派遣し、経済発展や社会変革に貢献する起業家精神（アントレプレナーシップ）を持つ人材を育成します。	国際交流課
10	スポーツを通じた海外との交流の促進	競技力の向上、多様性の理解などに繋がる人材を育成するため、スポーツを通じた国際交流を行います。	スポーツ企画課
11	ラグビーによる交流の推進	中学生の競技者を対象として異文化理解の促進やグローバル人材の育成を目指した交流フェスタを開催します。	スポーツ企画課
12	文化交流展（平常展）の観覧料無料化 【Ⅱ 3②に再掲】	九州国立博物館において、これからは担うこどもに、日本とアジア諸地域との文化交流の歴史を楽しく学ぶ機会を提供するため、高校生以下または18歳未満の観覧料を無料としています。	文化振興課九州国立博物館・世界遺産室
13	文化体験施設「あじっば」 【Ⅱ 8①に再掲】	九州国立博物館において、日本と古くから交流のあったアジアやヨーロッパの国々の文化を五感で楽しむ体験型展示室を設置しています。	文化振興課九州国立博物館・世界遺産室

6 こどもの新たなチャレンジの応援

① 個性や能力を伸ばそうとするこどもの応援

【現状と課題】

- グローバル化や超高齢社会・人口減少社会の到来・DXの進展等、社会が大きく変化する中で、困難な課題を解決に導くためには、既存の発想にとらわれず、課題に対して柔軟に向き合い、新しい解決方法を考えてチャレンジしていくことが必要となります。

【施策の方向】

- グローバル化、少子高齢化やDX等が急激に進展する中で、これからの社会を支える意志と実践力を持った気概のあるこどもを育てる教育の充実を図ります。
- 全ての学習活動において、本県独自の指導方法である「鍛ほめ福岡メソッド」を実践し、かつ全てのこどもに対して、個々に応じた最適で主体的な学習活動となるよう「こども本位」の指導を行い、学ぶ意欲や自尊感情、向上心、チャレンジ精神、勤勉性、困難に立ち向かう心等を育成します。
- プログラミング的思考力を育成するため、小・中・高等学校の発達段階に応じたプログラミング教育を推進します。また、幅広い分野で新たな価値を創出する資質・能力をこどもにバランスよく身に付けることができるようSTEAM教育等の教科等横断的な学習を推進します。
- 科学技術等における次代を担う人材を育成する取組等を通じて、こどもたちが持つ多様で特色ある能力や個性の伸長を図ります。
- 高い志を持って様々な社会課題などに向き合い、柔軟な発想を持って、多様な価値観を持った人々と協働しながら、これらの解決にチャレンジするこどもを応援します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	未来をつくる高校生チャレンジ	チャレンジしたいことがある高校生（個人・グループ）に対し、専門家のアドバイスや資金の援助を行い、高校生のチャレンジ実現を応援します。	青少年育成課
2	次世代の科学技術を担う人材育成事業	科学技術に関するコンテストを実施し、「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」などの全国大会で入賞できる能力を養うとともに、科学技術系人材の裾野を広げ、将来、国際社会で活躍できる優秀な人材を育成します。	高校教育課 義務教育課
3	高校生知の創造力育成セミナー事業	大学教授などをファシリテーターとした合宿セミナーにおいて、知の最先端に触れ、自ら課題を設定し、科学的に熟考し、熟議によって課題解決策を創造する力の育成を図ります。	高校教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	「鍛ほめ福岡メソッド」総合推進事業	福岡県独自の指導方法「鍛ほめ福岡メソッド」の実践を通して、こどもの学ぶ意欲や自尊感情、向上心やチャレンジ精神、勤勉性や困難に立ち向かう心等を育成するとともに、その成果を県内に普及します。	義務教育課

② 次世代のリーダーとなるこどもの応援

【現状と課題】

- 急激に変化する社会の中で、こどもが自立的に自分の未来を切り拓いていくためには、高い志と意欲をもって課題に向き合い、柔軟な発想を持って、多様な価値観を持った人々と協働しながら課題を解決することが求められます。
- こどもが自ら課題を見つけ、学び、考え、判断して解決に向けて行動し、意見を表明できる力を備えることにより、将来、地域をはじめ様々な場で活躍する人財を育成する必要があります。

【施策の方向】

- 世界や日本で活躍する一流の講師陣による教養、ビジネス、国際等、多様な分野の講義を行う「日本の次世代リーダー養成塾」を開催します。
- 地域に縁のある各界の著名人等による講義や主体的な学びと成長、社会での活躍を促す体験活動等からなる人財育成の取組を進めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	日本の次世代リーダー養成塾	豊かな経験と広い視野を持ち、世界で活躍できる能力を持ったリーダーを育成するために、全国の高校生を対象に合宿を実施します。教養、ビジネス、国際、各種演習など多彩な講義を行います。	青少年育成課
2	未来の地域リーダー育成プログラム	市町村と協力し、中学生を対象に、地域に縁のある企業経営者による講義やグループワークなどの将来地域のリーダーとして活躍する人財を育成するプログラムを展開します。	青少年育成課
3	人権が大切にされた社会をめざす生徒のリーダーシップ育成事業 【Ⅱ 3 ③に掲載】	県内市町村立中学校または県立学校に在籍する生徒及び教員を対象に、ワークショップや意見交流・発表などで構成する合宿型研修を実施し、人権問題の解決に向けた生徒の人権リーダーシップの育成及び主体的学びを促す教員の指導力向上を図ります。	人権・同和教育課

③ 次世代の競技者や芸術家の支援

【現状と課題】

- 国の「第3期スポーツ基本計画」、「福岡県DX戦略」及び「福岡県スポーツ推進条例」において、スポーツに関する科学的な知識の活用について明記されています。より効果的な強化事業の実施に向けてICTを活用する必要があります。
- 福岡県タレント発掘事業の選考会参加者は近年、増加傾向にあります。しかし、参加者数は市町村によって偏りが見られるため、より多くの小・中学生に本事業について周知する必要があります。
- 過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化により、文化芸術の担い手の減少が危惧されているため、芸術家や文化芸術活動を支える人材を目指す子どもたちを支援する取組が必要です。
- 障がいのある選手が将来、トップアスリートとなり、国際大会等で活躍することは、県民に大きな感動をもたらし、夢や希望を与えてくれることから、パラアスリートの発掘・育成を推進する必要があります。

【施策の方向】

- デジタル技術を活用した先進的なトレーニング方法や戦術分析等を研究するとともに、アスリートへの効果的な提供が可能な仕組みを構築します。
- 市町村教育委員会との連携を強化し、より多くの小・中学生に本事業について周知します。
- 美術家や音楽家、伝統芸能継承者等を目指す子どもたちに対して、文化芸術活動に触れる機会を提供するとともに、育成から活動までを支援します。
- トップアスリートを目指す県内のジュニアアスリートに対して、競技力向上のための豊富な経験を積むことができるよう支援します。
- 福岡県タレント発掘事業への参加者を拡大し、より多くの対象者の中から高い競技適性を有する人材の発掘を行います。また、そのノウハウを競技団体と共有することにより、競技適性に応じた人材の発掘システムを構築し、競技力の向上に取り組みます。
- パラスポーツの優れた素質や潜在的な能力を持つ方を発掘・育成し、福岡から世界で活躍するパラアスリートを継続的に輩出するため、競技団体等と連携し、「フクオカ・パラスター・プロジェクト」に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	福岡県タレント発掘事業	こどもたちがスポーツにふれあう機会や世界で活躍できる機会を創ることを目的とし、自己の能力に気づいていないこどもたちを「見つけ」「育てる」とともに自分にあった競技を探し「活かす」ために3つのプログラムを実施します。	体育スポーツ健康課
2	ジュニアアスリート育成事業 【Ⅱ 5①に再掲】	県内の優秀な中・高校生アスリートの国内及び海外遠征に要する経費等を支援します。	体育スポーツ健康課
3	女性アスリート支援事業	女性アスリートの育成強化システムの確立を図るため、遠征合宿や大会参加に係る経費を支援します。	体育スポーツ健康課
4	ICTを活用した競技者育成システムの構築	ジュニアアスリートに、より効果的で機能的な育成・強化等を行うICT環境を整備します。	体育スポーツ健康課
5	アクロス福岡における若手芸術家支援	「アクロス福岡」において、プロのヴァイオリニストを目指すこどもたちを対象としたセミナーの開催やセミナー卒業生を対象としたステップアップの場である「アクロス弦楽合奏団」の提供など、育成から活動の場の提供まで長期にわたって若手芸術家を支援します。	文化振興課
6	若手芸術家の支援 (新進気鋭の芸術家育成事業)	県内在住又は県出身の若手芸術家を対象に、創作活動を行うための経済的・環境的支援や発表機会を提供するほか、新たな表彰制度を設立し、一層の飛躍を後押しします。	文化振興課
7	福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業 【Ⅲ 5①に掲載】	パラスポーツの優れた素質や潜在的な能力を持つ方を発掘・育成し、福岡から世界で活躍するパラアスリートの輩出を目指します。	スポーツ振興課

④ 様々な分野で担い手となるこどもの応援

【現状と課題】

- 福岡県の看護職の第7次需給見通しでは、県内の看護職はいまだ不足している状況です。また、少子化の中、今後の看護職を担う人材を確保するには、看護職を志し、看護師等学校養成所へ進学する学生を確保することが求められます。
- 介護の仕事は、社会的意義が大きく、やりがいのある仕事ですが、一方で、「きつい」、「大変」といった画一的なマイナスイメージが定着し、人材参入の阻害要因となっています。
- 農林漁業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、気象災害などにより大きく変化しており、これからの変化に対応できる人材の育成が必要です。
- 建設業就業者に占める若年層の割合が低く、高齢化が進んでいることから、若者の担い手確保を促進していく必要があります。
- 産業分野において、多くの中小企業が技術人材の不足を懸念しており、これからの時代の変化にも対応できる担い手を育成する必要があります。

【施策の方向】

- 福岡県の中学校・高等学校に現職の看護職員を派遣し、看護職の仕事に関わる講話や簡単な実技指導を行うことにより、学生の看護系学校・養成所への進学意欲を高めます。
- 1日看護体験の中で施設見学や看護師の仕事を体験してもらい、高校生に看護職について理解を深めてもらうことで、県内看護師等学校養成所への進学意欲を高めます。
- 関係団体・事業者等と連携して、小学生、中学生、高校生や保護者、教員を対象に、介護の仕事に対する正しい理解の促進や魅力の発信に取り組みます。
- 農業大学校において、農業経営に必要な知識や技術を習得することにより、即戦力となる人材を育成します。
- 林業従事者の経験年数に応じた研修を実施し、安全で効率的な作業を実践できる人材を育成します。
- 水産高校生を対象に漁業現場研修を実施することで、県内漁業への就業を促進し、次世代を担う人材の確保・育成を行います。
- 若者に、PR動画や魅力発信セミナーを通じて、建設産業の魅力を知る機会を提供します。
- ものづくり技能の重要性や素晴らしさを広く発信してものづくりへの関心を高め、技能者を目指す動機付けを図ります。
- 県内の高等専門学校・工業高校等の学生向けの企業見学・出前授業を実施することにより、風力発電メンテナンス技術者を育成します。
- 将来、県内の技術系企業で働く人材を生み出すため、小中学生・高校生・大学生等に対し、それぞれの段階に応じて県内技術系企業の優れた技術、将来性を知る・学ぶ・体験する機会を増やす人材育成事業を展開します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	ふれあい看護体験事業	高校生に、希望する病院での1日看護体験（施設見学や看護師の仕事を経験）をしてもらうことで、看護師等養成施設への進学意欲を高める機会とします。（県看護協会への補助事業）	医療指導課医師・看護職員確保対策室
2	みんなで話そう看護の出前授業事業	看護職の仕事やいのちの大切さなどの講話を通して、いのちの尊さへの理解を深めるとともに、看護師等養成施設への進学意欲を高めます。（県看護協会への補助事業）	医療指導課医師・看護職員確保対策室
3	「介護の仕事」理解促進事業	「介護の仕事」に対する正しい理解の促進や、職業の選択肢としての動機付けのため、介護事業者、学校と連携して施設見学、就業体験などを行います。	高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室
4	福岡テクノロジー人材創生塾	進路選択期の県内中・高生を対象に、半導体分野や宇宙分野の最先端技術の研究者や技術者から学ぶ教育プログラムを実施し、将来、理系への進路や県内技術系企業を志望する人材を創出します。	商工政策課技術人材育成室
5	「福岡県 HACK - Academia」の開催【Ⅱ 7③に再掲】	基本的なプログラミングの知識がある県内の大学生、高専生、専門学校生を対象に、県内IT企業にエンジニアをコーチに招き、エッジコンピューティング等の分野の実践的な講座を開催します。	新産業振興課
6	農業大学校における人材の育成	農業大学校において、農業経営に必要な知識や技術を習得することにより、即戦力となる人材を育成します。	経営技術支援課後継人材育成室
7	農大就農支援・教育体制強化費	農業大学校においてGAPの知識や実践力を身に付けた次世代農業者の育成を図ります。	経営技術支援課後継人材育成室
8	林業従事者の育成	林業従事者に対し、安全な伐採技術や崩れにくい作業道の作設等の実践的な研修や労働安全研修を実施します。	林業振興課
9	次世代における漁業人財の育成	水産高校生を対象に漁業現場研修を実施し、次世代を担う人財を育成します。	水産振興課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
10	建設産業魅力発信事業（建設産業魅力発信・女性活躍セミナー） 【Ⅱ8③、Ⅳ2②、Ⅳ5②に再掲】	業界団体と連携し、若者に対して効果的に建設産業の魅力を発信し、担い手確保を促進します。また、女性技術者の様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上につなげます。	建築指導課 県土整備企画課
11	ものづくり技能の継承	ものづくり技能の重要性や素晴らしさを、県民、特に子どもに広く発信することで、ものづくりへの関心を持ってもらい、子どもが将来ものづくり技能者を目指す動機付けを図ります。	職業能力開発課
12	風力発電設備のメンテナンスを行う技術者の育成	県内の高等専門学校・工業高校等の学生向けの企業見学・出前授業を実施することにより、風車メンテナンス技術者を育成します。	総合政策課工エネルギー政策室
13	高等学校DX加速化推進費	あらゆる分野でデジタル技術を活用して社会に貢献できる人材を育成します。	高校教育課
14	職業実践専門課程の促進	「職業実践専門課程」として国に認定された学科を設置する専門学校に対して企業等と共同で編成したカリキュラムによる職業実践教育に必要な経費等を助成し、企業等が求める人材の育成を図ります。	私学振興課

7 こどもの社会的自立を支える取組の推進

① キャリア教育の推進

【現状と課題】

- 社会人、職業人として生きていくためには、望ましい勤労観・職業観や基礎的・汎用的な能力を身に付けるとともに、自己の適性を理解し、実践的で専門性の高い知識、技能を伸ばすことが重要です。
- 社会に出て、安心して働くためには、基本的な労働法規や制度等について理解を深めることが重要です。

【施策の方向】

- 地元の企業・経済団体と連携した教育を通して、こどもの発達段階に応じた勤労観・職業観を育み、自立した生き方を考えるようにするためのキャリア教育を推進します。
- 長期間のインターンシップや、ものづくりや先端技術に関する専門性の高い実践的な教育活動を推進します。
- 自立した消費者として適切な意思決定を行い、責任ある消費行動をとることができるようにするため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、多様な契約や消費者の権利と責任、消費者保護の仕組みの理解、家計管理の重要性や金融等についての学習を行います。
- 大学生等を対象とした就業体験の実施など、県内のインターンシップの取組を推進します。
- 就業前の生徒（主に高等学校3年生）を対象に社会保険労務士を派遣して、講座を実施し、労働法の基礎知識及び働くことの権利・義務に関する知識についての教育や情報提供を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	高校生キャリア教育推進事業	高校生に適したインターンシップやジョブシャドウイングなどの就業体験を実施し、生徒のキャリア教育の充実を図ります。	高校教育課
2	就業前労働講座【IV 2②に再掲】	就業前の生徒（主に高等学校3年生）を対象に社会保険労務士を派遣して、講座を実施し、労働法の基礎知識及び働くことの権利・義務に関する知識についての教育や情報提供を行います。	労働政策課
3	高校生インターンシップ	私立高校生の県庁での職場体験活動を実施し、職業観・勤労観を育成する取組を促進します。	私学振興課
4	大学生等向けインターンシップの推進	大学生等を対象に県内企業や県庁におけるインターンシップを推進し、自身の職業適性やキャリアについて考える機会を提供することで、学生の職業観の育成を図ります。	就業支援課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	金融リテラシー教育の推進【IV1に再掲】	県立高校生が金融リテラシーを身に付けられるよう、教材の開発や外部人材を活用した授業を実施します。	高校教育課
6	県立工業高校産業人材育成事業	インターンシップの推進や企業人の招へい等により、高度な技術や実践的なものづくり技能を持つ人材を育成します。	高校教育課
7	専門高校における実践的・専門的な人材の育成	S K B（専門高校物産展）やものづくりコンテストの実施及び資格取得・G A P 認証取得等の取組により、生徒の得意技を磨き、実践的で専門的な職業人として地域の担い手となる人材を育成します。	高校教育課
8	社会人講師の積極的な活用	産業界の実践に基づく知識や熟練した技術・技能を直接生徒に指導する社会人講師を授業や特別活動などで積極的に活用します。	高校教育課
9	警察職員による大学生向けキャリア教育支援講義（学生の職業観・勤労観の形成）	対象大学において、県警の幹部職員が、学生に対し、県警の取組や学生に身近な問題・トラブル等について講義を行い、治安情勢や警察活動に対する学生の理解を深め、学生の職業観・勤労観を形成します。	警務課
10	高校生の県内技術系企業への就職促進	県内企業と学校をマッチングするコーディネーターを配置し、優れた技術をもつ県内企業の魅力を教員に紹介することで生徒の進路選択の幅を広げ、県内企業への就職を促進する。	私学振興課 高校教育課

② 就労支援の充実

【現状と課題】

- 本県の有効求人倍率は2020（令和2）年1月に1.47倍になるなど、雇用情勢の改善傾向が続いてきたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2024（令和6）年7月の有効求人倍率は1.13倍となり、県内で新型コロナウイルス感染症が発生する前の1.47倍と比べると、0.34ポイント低下しています。
- 市町村やハローワーク等の関係機関と連携し、若年求職者へのきめ細かな支援を行い、就職活動の促進を図る必要があります。
- 本県の新規学卒者の就職率は高い状況にありますが、卒業後、就職した者のうち、3年以内に離職する割合は、中学卒、高校卒、大学卒のすべてにおいて全国平均よりも高くなっています。
- 農林漁業における新規就業者数は順調に推移していますが、人手不足による就業者の需要は高まっており、継続した支援が必要です。

【施策の方向】

- 若者一人ひとりの置かれた状況やニーズに応じた、きめ細かな就職支援を市町村やハローワーク等の関係機関と連携し行います。
- 高校において、求人開拓や生徒面談等の支援強化を図るとともに、早期離職を防ぐためにも、生徒のうちから必要な勤労観・職業観の育成を行います。また、新規高卒者就職面談会等の関係機関と連携した取組を実施します。
- 農林漁業への就業希望者に対する相談・斡旋体制の強化など、産地の受入体制を整備し、新規就業者の確保・定着を促進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	資格等の取得向上	各種認定資格や本県の技術認定制度である福岡県高等学校職業教育技術認定制度による資格等の取得向上に努め、生徒の知識・技術の向上を図ります。	高校教育課
2	中途退学者への情報提供	中途退学した生徒に対して、次の進路を支援するため、高等学校卒業程度認定試験や高等学校、就職についての情報を提供します。	高校教育課
3	若者の農林漁業への参入と定着促進	県内農林漁業への新規就業を希望する県内外の若者を対象に、情報発信や相談会を行うことで、農林漁業への参入を促進します。	経営技術支援課 後継人材育成室
4	若者の農林漁業参入定着支援費	求人者と求職者をつなぐ「福岡県農林漁業就業マッチングセンター」を活用し、就業斡旋を行い、意欲ある参入希望者の就業を支援します。	経営技術支援課 後継人材育成室

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	若者の農業参入定着支援費	就農希望者への情報発信や農業次世代人材投資資金の交付等により、農外からの意欲ある参入者が就農・定着できるよう支援し、新規就農者を確保します。	経営技術支援課 後継人材育成室
6	新規就農者育成強化費	就農前後の資金面の支援、機械・施設等の導入支援、就農後のサポート体制構築支援を行います。	経営技術支援課 後継人材育成室
7	明日を担う漁業者の育成	新規漁業就業希望者への情報提供により、新規漁業就業者を確保します。	水産振興課
8	福岡県介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保に資するため、介護福祉士・社会福祉士の養成施設に在学する者等に対し修学資金の貸付を行います。	高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室
9	高校生みらい支援事業 【Ⅲ 3 ①に掲載】	県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等の高校生に対して、進学や就職の支援を行います。	高校教育課
10	無業の若者に対する職業的自立支援 【Ⅳ 2 ①に掲載、Ⅱ 7 ④、Ⅲ 6 ③に再掲】	働くことに不安や悩みを抱える 15 歳から 49 歳までの方を対象に、若者サポートステーションにおいて心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。また、ひきこもり等の長期無業者を対象に、メタバース空間を活用した支援を推進することでより多くの長期無業者の就職や社会参加を実現します。	就業支援課
11	若者就職支援センター事業 【Ⅳ 2 ①に掲載】	おおむね 39 歳までの若者を対象に、個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進します。	就業支援課
12	高等技術専門校等における職業訓練・就職支援	新規学卒者や離転職者を対象に、高等技術専門校及び福岡障害者職業能力開発校における施設内訓練や民間の教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施します。併せて、訓練生への就職相談や就職指導、企業とのマッチング等を行い就職を支援します。	職業能力開発課
13	若まど（若者自立相談窓口）の設置 【Ⅱ 7 ④に掲載、Ⅲ 6 ①、Ⅲ 6 ③、Ⅳ 2 ①に再掲】	若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、その方の状況に合わせて適切な支援機関につなぐ相談体制を充実します。	青少年育成課

③ 高等教育の就学支援、高等教育の充実

【現状と課題】

- 少子化の進行に伴い大学間競争が激化するなか、県が設立している三公立大学法人が地（知）の拠点として、社会から高く評価されるためには、各大学の個性・特色を生かし、魅力ある大学をつくることが求められます。

【施策の方向】

- 県が設立している三公立大学法人において、特色ある人づくりに主眼を置いた中期目標を掲げ、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	県立三大学授業料等減免事業 【Ⅲ 3①、Ⅳ 4②に再掲】	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯および多子世帯の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。	青少年政策課
2	三公立大学の特色ある人づくり	三公立大学法人において、大学の個性・強みを生かした教育・研究を行い、地域社会の発展に貢献できる優秀な人材を育成します。	青少年政策課
3	「福岡県 HACK - Academia」の開催 【Ⅱ 6④に掲載】	基本的なプログラミングの知識がある県内の大学生、高専生、専門学校生を対象に、県内 I T 企業にエンジニアをコーチに招き、エッジコンピューティング等の分野の実践的な講座を開催します。	新産業振興課

④ 進路等相談体制の充実

【現状と課題】

- 「青少年の意識・ニーズに関する調査」（2023（令和5）年度）では、小・中・高校生の約4割は、何らかの悩みごとがあり、そのうち約2割は「誰にも相談しない」と回答しています。
- メールやSNSは、青少年にとって身近なツールであることから、これらを活用することによる相談体制の充実が必要です。
- 学童期・思春期は、大人に向けての準備期間であり、心と身体の変化の著しい時期です。この時期の保健対策は次世代の心と身体の健康づくりにつながるため、問題解決には十分に適切な対応をとる必要があります。
- 様々な悩みや不安を抱える若者が、どの窓口相談すべきかが分からず適切な機関につながっていないことがあります。

【施策の方向】

- 電話、メール、SNS等、こどもの相談に係る多様な選択肢を用意し、様々な悩みに対する助言を行います。
- 思春期の心と身体に関する相談に、電話や面接、メールにより対応します。
- 若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、その方の状況に合わせて適切な支援機関につなぐ相談窓口を実施します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	若まど（若者自立相談窓口）の設置 【Ⅱ 7②、Ⅲ 6①、Ⅲ 6③、Ⅳ 2①に再掲】	若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、その方の状況に合わせて適切な支援機関につなぐ相談体制を充実します。	青少年育成課
2	あすばる相談支援事業 【Ⅲ 7②に再掲】	福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、女性、男性やLGBTQの方などすべての方が抱える、心、家族、暮らし等、広範多岐な悩みについて、電話等による相談を実施し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択、自己決定していくよう支援します。	男女共同参画推進課
3	SNSを活用した相談体制整備	相談業務に関する知識・経験を有する民間団体と連携した事業者業務を委託し、SNSによる相談窓口を運用することにより、教育相談体制の強化を図ります。	私学振興課 高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
4	子どもホットライン24相談事業	児童生徒指導相談員を配置し、24時間相談体制を整備します。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	思春期相談	精神保健福祉センター及び保健福祉（環境）事務所が実施している思春期の心に関するこどもや保護者からの相談の充実に努めます。	健康増進課こころの健康づくり推進室
6	思春期の相談機関の連携と知識の普及・啓発	精神保健福祉センターにおいて、思春期の相談に携わる職員の相談技術の向上と相互連携を目的とした研修会を実施し、思春期の心の問題に関する知識の普及と啓発に努めます。	健康増進課こころの健康づくり推進室
7	心の健康づくり推進事業	精神保健福祉センター及び各保健福祉（環境）事務所において思春期精神保健相談を実施します。	健康増進課こころの健康づくり推進室
8	無業の若者に対する職業的自立支援 【IV 2 ①に掲載、II 7 ②、III 6 ③に再掲】	働くことに不安や悩みを抱える 15 歳から 49 歳までの方を対象に、若者サポートステーションにおいて心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。また、ひきこもり等の長期無業者を対象に、メタバース空間を活用した支援を推進することでより多くの長期無業者の就職や社会参加を実現します。	就業支援課
9	ひきこもり対策推進事業 【III 6 ③に掲載、II 9 ②に再掲】	精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」、筑豊及び筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。	健康増進課こころの健康づくり推進室
10	プレコンセプションケアの推進 【II 1 ①に掲載、IV 1 に再掲】	「福岡県プレコンセプションケアセンター」を設置し、思春期からの人々を対象に性と健康に関する正しい知識の発信や相談対応を行います。	子育て支援課
11	不登校・ひきこもりサポートセンター事業 【III 6 ①に掲載、II 9 ②、III 6 ③に再掲】	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。	青少年政策課
12	学校外からのアプローチによるいじめ解消に向けた支援 【III 6 ②に掲載】	いじめの相談窓口「福岡県いじめレスキューセンター」を設置し、学校外の立場で、いじめに悩むこどもや保護者を支援します。	こども未来課

8 多様な遊びや体験活動、社会参画の推進

① 遊びや体験活動の推進

【現状と課題】

- 遊びや体験は、こどもの健やかな成長の原点であり、遊びや体験活動を通じて、こどもが自己有用感、自己肯定感を高め、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、他者への思いやり等を養うことが必要です。
- こどもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社会体験・自然体験などの減少が指摘されています。集団や社会、自然環境の中での経験を通して、こどもの思いやりや規範意識、目的意識とともに、豊かな人間性や社会性などを育む必要があります。
- 福岡県内にある世界遺産について、小学生の頃から学ぶ機会を提供することが必要です。
- 異文化に直接触れる機会が少ないため、こどもが異文化を体験し楽しく学ぶ機会を提供することが必要です。
- お米の生産現場や田んぼの役割を知らないこどもが多くなっています。社会全体で取組を推進していくことが必要です。
- 農林漁業体験や生産者との交流などを通して、こどもたちが主体的に農林水産業への理解を深めることが必要です。
- 自然体験活動等、様々な体験活動を通して、こどもの豊かな感情、好奇心、思考力等の基礎が培われることから、こどもが日常的に自然や生きもの、または地域の方々等と触れあえる環境づくりが必要です。

【施策の方向】

- 市町村やNPO、企業等の多様な主体と連携し、県内各地において、外遊びを含む遊びや、自然体験、職業体験など多様な体験の機会が充実するよう取り組んでいきます。(未来子どもチャレンジ応援プロジェクト)
- 学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみでこどもを育てる環境を整えます。
- 福岡県内にある世界遺産について、オンライン講座の開催や小学生が理解しやすい内容のリーフレットの作成・配布を通じて、学びの機会の提供や来訪促進を図ります。九州国立博物館内に日本と古くから交流のあったアジアやヨーロッパの国々の文化を五感で楽しむ体験型展示室を設置し、無料で体験できる機会を提供します。
- 小学生を対象に、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうために「田んぼの学校」を実施します。
- 食や食を支える農林水産業に対する理解を深めてもらうために、農林漁業体験ツアーを実施します。
- 自然観察会、植樹、キャンプ、登山、環境美化活動などに取り組む緑の少年団を支援します。福岡県緑化センターによる「子ども緑の教室」の開催等、こどもたちに自然に触れ、緑の大切さを感じ

じる機会を提供します。

- こどもたちが地域の中で楽しみながら自主的に取り組む環境学習・保全活動や自然体験活動を支援し、広げていきます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	折り紙ヒコーキ大会の開催	地域を越えて小学生が交流し、創意工夫しながら切磋琢磨する体験となる折り紙ヒコーキ大会を開催します。	青少年育成課
2	青少年囲碁交流	囲碁を通じて、こどもたちが目標へ挑戦する心や洞察力、礼節を重んじる心を育むとともに、幅広い視野を持ったたくましい青少年を育成するため、福岡県青少年囲碁大会を開催します。	青少年育成課
3	市町村等体験活動支援事業	青少年育成に取り組む自治会や企業等の多様な主体とともに連携して体験活動を実施する市町村を支援します。	青少年育成課
4	企業による体験活動支援事業	体験活動を提供する企業を開拓し、企業による体験活動を直接こどもにつなげる体制を構築します。	青少年育成課
5	体験活動スタッフの養成	体験活動の運営サポートや企画ができる人材を養成します。	青少年育成課
6	青少年育成県民運動の推進	国や県の施策に呼応して総合的な県民運動を展開し、青少年の健全育成に寄与することを目的として事業を実施している福岡県青少年育成県民会議に対する助成を行い、将来を担う青少年の健全育成を行います。	青少年育成課
7	青少年団体活動の強化推進	青少年団体相互の連絡提携を図るとともに、青少年の健全育成に寄与する目的で青年リーダーやジュニアリーダー養成事業を実施している福岡県青少年団体連絡協議会に対して助成を行います。	青少年育成課
8	夏休み子ども企画展	主に小学生を対象とした体験活動の機会とともに、福岡県のことを学び、理解を深めていただくためのパネル展を実施します。	青少年育成課
9	地域学校協働活動の推進 【IV 6①に掲載、II 9①に再掲】	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみでこどもを育てる体制を整えるとともに、教師の働き方改革を推進し、教師がこどもと向き合う時間を確保します。また、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。	社会教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
10	自立と協働を学ぶ体験活動推進事業 【Ⅱ 3②に再掲】	県立中学校・中等教育学校の第1学年を対象に集団体験活動を実施し、多様な体験活動を通して、自立と協働の精神を育成するとともに、自己存在感や規範意識を醸成し、夢や志を持って学校生活を送ることができる生徒を育成します。	高校教育課
11	地域におけるこどもの体験活動の支援 【Ⅳ 6①に再掲】	こどもの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動の推進や、家庭・地域の教育力の向上を図る地域活動指導員を配置する市町村を支援します。	社会教育課
12	自立と社会参加に向けた体験学習推進事業 【Ⅲ 5②に再掲】	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深めます。	特別支援教育課
13	明治日本の産業革命遺産 世界遺産キッズアカデミー	世界遺産の構成資産が所在する北九州市、大牟田市、中間市の小学生を対象とした世界遺産を学ぶオンライン連続講座で、各児童から地元の資産を紹介する発表会等も実施します。	文化振興課九州国立博物館・世界遺産室
14	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群世界遺産楽習帳を活用した小中学生向け学習プログラム	“楽しみながら遺産群を学べる”ことをテーマとして制作した「世界遺産楽習帳（地理歴史編・海の環境学習編）」を宗像・福津市内の小中学生や遺産群を来訪する小中学生に配布し、学びの機会の提供や来訪促進を図ります。	文化振興課九州国立博物館・世界遺産室
15	ふくおか水辺の安全講座	小学3年生～中学3年生を対象に、川の危険性や危険箇所等を学ぶほか、自然環境の中での川遊びやロープを使ったレスキュー方法を体験する事で、川に対する危機管理意識を高め、水難事故の防止を図ります。	河川整備課
16	中山間ふるさと水と土保全対策事業（田んぼの学校）	小学生を対象に、農業用施設の見学や農業体験を通じ、農業や農村の持つ役割や重要性、多面的機能について、理解を深めてもらうために「田んぼの学校」を実施します。	農山漁村振興課
17	森林環境教育の実施	小学生に体験活動等を通して森林に親しんでもらい、森林の働きや大切さについて学んでもらいます。	林業振興課
18	緑の少年団の育成	緑の少年団交流集会を年1回開催し、活動発表、自然に関する学習活動・レクリエーション活動を行います。	林業振興課
19	農林漁業体験の推進	本県農林水産業・農山漁村への理解向上を図るため、ふくおか地産地消応援ファミリーを対象とした農林漁業体験ツアーを実施します。	食の安全・地産地消課
20	こどもエコクラブ活動の促進	幼児から高校生までを対象としたこどもエコクラブの活動を促進し、こどもたちが自発的、継続的に環境学習、環境活動を行う機会を提供します。	環境政策課
21	文化体験施設「あじっば」 【Ⅱ 5②に掲載】	九州国立博物館において、日本と古くから交流のあったアジアやヨーロッパの国々の文化を五感で楽しむ体験型展示室を設置しています。	文化振興課九州国立博物館・世界遺産室

② 社会参画の推進

【現状と課題】

- こども基本法においては、こども施策が行われるに当たっての基本理念として、全てのこどもについて「多様な社会活動に参画する機会が確保されること」が掲げられており、こどもの社会参画と意見反映を車の両輪として進めていくことが求められています。こどもが意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。
- 社会や地域に関心を持ち、地域活動や福祉活動等のボランティア活動を通じて社会の構成員として様々な分野で貢献する若者の育成が求められます。
- 社会教育活動の充実を図るために、社会教育関係団体の支援、連携を推進する取組が必要です。
- 県民の納税意識の向上を図る観点から、様々な広報活動（租税教室など）を実施し、税に関する正しい知識と理解を深めることが必要です。
- 若者が政治、選挙を身近なものと感じ、選挙の大切さを知ってもらえるよう啓発が必要です。
- 環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築に向け、こどもが自ら環境について考えて行動し、よりよい環境を将来へ引き継いでいくことが重要です。

【施策の方向】

- ボランティアの活動促進等を目的とした「ふくおか“きずな”フェスティバル」の開催や、ボランティア団体等の活動に対する助成により住民参加型の地域活動の促進を図ります。
- 社会教育関係団体への支援、連携を強化します。
- 国、地方自治体、教育機関及び税務関係民間団体が相互に話し合い、協力して、児童・生徒等に対する租税教育を推進します。
- 若者が積極的に選挙に参加するための啓発を引き続き進めます。
- 主権者としての自覚に基づく積極的な政治参加の意思や態度を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、政治参加の重要性や選挙の意義等についての学習を行います。
- 県民、事業者、NPO・民間団体等、多様な主体との協働により、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けて、次世代を担うこどもたちへ、省エネルギー・省資源の取組などの環境教育を進めていきます。
- こどもが生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中で生物多様性に配慮した行動を選択できるよう普及・啓発を進めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	社会教育指導者の育成	社会教育関係団体の指導者等を対象に、社会教育の推進に必要な知識・技術を習得させ、指導者の養成を図ります。	社会教育課
2	ボランティア活動支援事業	ボランティア団体等の活動支援のための助成、及び「ふくおか”きずな”フェスティバル」の開催を行います。（県社会福祉協議会への補助事業）	福祉総務課
3	ボランティア振興事業	福祉教育セミナーの開催など福祉教育推進事業、地域共生社会づくりのための市町村社協活動支援事業、及び広報紙「ふくおかのふくし」発行など広報・啓発事業を行います。（県社会福祉協議会への補助事業）	福祉総務課
4	税務広報	県民の納税意識の向上を図る観点から、様々な広報活動を実施します（租税教室の実施など）。	税務課
5	若年層向け選挙啓発事業	若年層が政治に関心を持ち、選挙に積極的に参加するよう、啓発を行います。	行財政支援課
6	地域における環境活動の促進	地球温暖化対策、3Rの推進、自然共生分野に関して、地域の実情に応じた事業を実施し、子どもたちを含めた地域住民や事業所の環境意識の醸成を図り、地域の環境活動を促進するため、研修会や自然観察会などを開催します。	環境政策課
7	生物多様性保全推進事業	生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供する「生物多様性情報総合プラットフォーム（ホームページ）」等で普及・啓発を行います。	自然環境課

③ こどもの可能性を広げていくための男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、家庭、学校、地域、職場等におけるジェンダー平等・男女共同参画の推進が必要です。
- 男女がともに働き方・暮らし方の変革を進めていく上で、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっています。
- 固定的な性別役割分担意識は着実に解消に向かっていますが、未だ「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が存在しています。こうした意識が、若者の進路選択（例えば、女子生徒の理工系選択が少ないこと）にも影響を与えているとされています。
- 性的少数者が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。これを踏まえ、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための取組が必要です。

【施策の方向】

- ジェンダー平等・男女共同参画への理解を促進するため、啓発・教育の充実を図ります。
- ジェンダー平等・男女共同参画と人権尊重の理念に基づく学校教育を進めるとともに、キャリア教育・進路指導において固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが主体的に進路を選択できるよう進路指導の充実を図ります。
- 若者が固定的な性別役割分担意識にとらわれず、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な職域やキャリアを知り、関心を高めるための機会を提供します。
- 地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるため、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布など様々な手法による啓発を推進します。
- 双方又は一方が性的少数者であるカップルのための「パートナーシップ宣誓制度」を推進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	高校生×ジェンダー平等ワークショップ【IV1に再掲】	若者のジェンダー平等への理解を促進するため、高校生等を対象としたワークショップを開催し、その成果を福岡県ジェンダー平等フォーラム等で発信します。	男女共同参画推進課
2	男女共同参画教育の推進	小・中学校においては、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態など資質・能力を育てる教育活動を推進します。県立学校においては、男女が互いを尊重しあい、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
3	女子中高生のためのキャリアデザイン応援	女子中高生などの若者が、柔軟な発想と幅広い視野で将来のキャリアを考えられるよう、様々な分野で活躍する女性ロールモデルによるトークイベント等を開催します。	女性活躍推進課
4	未来の女性医師発掘事業 【IV 5②に掲載】	県内高等学校に女性医師を講師として派遣する出前講座の実施や女子高校生が女性医師と交流できる機会を提供することで、主に女子高校生の医学部への進学意欲を高め、医師を将来の職業の選択肢としてもらい、医療施設における医師の確保につなげます。	医療指導課医師・看護職員確保対策室
5	建設産業魅力発信事業（建設産業魅力発信・女性活躍セミナー） 【II 6④に掲載、IV 2②、IV 5②に再掲】	業界団体と連携し、若者に対して効果的に建設産業の魅力を発信し、担い手確保を促進します。また、女性技術者の様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上につなげます。	建築指導課 県土整備企画課
6	性の多様性に関する理解促進事業 【II 3③、III 7②に再掲】	性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。	人権・同和対策局 調整課
7	パートナーシップ宣誓制度 【III 7②に再掲】	双方又は一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。	人権・同和対策局 調整課

9 居場所づくりの推進

- 2023（令和5）年12月に国が定めた「こどもの居場所づくりに関する指針」において、こどもの「居場所」とは、こどもが過ごす場所・時間・人との関係性全てであるとされています。
- 地域コミュニティの変化、こどもに関する課題の複雑化、社会の価値観の多様化などが進む中、全てのこどもが自己肯定感を高めながら、幸せな状態で、健やかに成長できるよう、こどもの居場所づくりを進める必要があります。
- 指針において、居場所は、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものとされており、こども本人が居場所と感じるかが重要とされています。そのため、こどもの視点に立って、その声を聞きながら、こどもの居場所づくりを進めることが重要です。

① 全てのこどもの健やかな成長につなげる居場所づくり

【現状と課題】

- こどもの居場所づくりに当たっては、市町村が民間団体・機関と連携しながら計画的に推進し、県は、市町村の取組を支えながら、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行うことが求められています。
- NPOや地域のボランティアが行うこども食堂は、2024（令和6）年9月現在で443箇所と、2018（平成30）年の90箇所から約5倍に増加しており、貧困対策にとどまらず、学年を超えた学びの場や幅広い世代の地域交流の場など、こどもたちの未来につながる大切な居場所となっています。その安定的・継続的な活動のためには、運営資金やスタッフ、食材、開催場所、物資保管場所の確保が重要です。
- 「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」（2023（令和5）年度）では、学校や家庭以外でこどもの居場所として必要と思う場として、「公園やプレーパークなど、全てのこどもを対象とした外遊びの場」（48.3%）、「教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなど、学校に居場所がないこどもたちを対象とした場」（39.0%）、「図書館や公民館、児童館など、全てのこどもを対象とした公共の施設」（33.9%）など、多様な場があげられています。

【施策の方向】

- 全てのこどもが居場所につながるができるよう情報提供を行うとともに、市町村や企業・団体等と連携し、こどもの意見を聞きながら、こどもの視点に立った居場所づくりを進めます。
- こども食堂の活動がすべてのこどもの身近な場所で行われ、安定・継続して活動できるよう、市町村や企業・団体などとともに支援するネットワークづくりを進めるとともに、市町村や民間団体と連携した支援を行います。
- 多くのこどもの居場所となっている公園、児童館、隣保館、学習支援の場など、地域にある多様な居場所、子ども会やスポーツ少年団などの遊びや体験活動、公民館や図書館などの社会教育施設などについて、こどもの様々なニーズや状況に応じてより良い居場所となるよう取り組みます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	こどもの居場所に関する情報提供	こどもが必要とする居場所につながるができるよう、県ホームページ等でこどもの居場所に関する情報を発信します。	こども未来課
2	こども食堂ネットワーク支援 【Ⅲ3②、Ⅳ6①に再掲】	こども食堂と市町村との関係づくりにより、支援が必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の地域レベルのネットワーク化を促進します。	こども未来課
3	こども食堂応援プロジェクト	クラウドファンディングでのふるさと納税等を活用して募集した寄附金を財源に、民間団体と連携し、県産食材をこども食堂に届け、こどもに食事を提供します。	こども未来課
4	公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金（福岡県スポーツ少年団交流会助成事業）	地域交流の促進や九州ブロック・全国大会等への指導者・団員の参加経費を補助することにより、スポーツ少年団の育成及び活動活性化を図り、スポーツを通じた地域社会におけるこどもの居場所づくりにつなげます。	スポーツ振興課
5	隣保館運営費等補助金	市町村が設置する隣保館が、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うための運営費等に対し、国及び県が補助を行います。	人権・同和対策局調整課
6	地方改善施設整備費補助金	市町村が設置する隣保館の施設整備事業に対する補助を行います。	人権・同和対策局調整課
7	地域学校協働活動の推進 【Ⅳ6①に掲載、Ⅱ8①に再掲】	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみでこどもを育てる体制を整えるとともに、教師の働き方改革を推進し、教師がこどもと向き合う時間を確保します。また、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。	社会教育課
8	児童館・児童センター 【Ⅳ6①に掲載】	こどもに健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童館を整備する市町村等を支援します。	子育て支援課

② 様々なニーズや個々の状況に応じたこどもの居場所づくり

【現状と課題】

- 不登校やひきこもり、児童虐待など、様々な困難を抱えるこどもが増加する中、居場所がないことは人とのつながりが失われ、孤独・孤立の問題と深く関係する重大な問題です。また、厳しい環境で育つこどもは、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられることから、こうした様々なニーズや個々の状況にきめ細かに対応した居場所づくりが必要です。
- 共働き家庭の増加等に伴い、放課後児童クラブの利用児童数は年々増加しており、「小1の壁」を打破し、待機児童を解消するためには、放課後児童クラブのさらなる受け皿整備が必要です。また、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりも必要です。

【施策の方向】

- こどもが安全で安心して過ごせる居場所を身近な地域で切れ目なく持つことができるよう、市町村や企業・団体等と連携しながら、家庭や学校に居場所がないこどもなど、一人ひとりの状況に寄り添って、必要な支援を行う居場所づくりを進めます。また、市町村が地域の状況に応じて実施するこどもの居場所づくりの取組を支援します。
- 市町村が行う放課後児童クラブの整備や運営を支援するとともに、放課後児童支援員等の確保と資質の向上に取り組みます。また、放課後子供教室との連携など、地域の実情に応じた放課後等のこどもの居場所づくりを支援します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	養育環境等に課題を抱えるこどもの居場所づくり（児童育成支援拠点事業）	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のないこども等に居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を行う市町村に対し、施設の運営に必要な経費の助成を行います。	こども未来課
2	こどもの社会的自立に向けた居場所づくり 【Ⅲ 6 ①に掲載】	不登校児童生徒が、豊かな自然環境の中でのびのびと過ごすことができる場所を整備し、こどもの社会的自立につなげるための支援に取り組みます。	社会教育課
3	社会的養護自立支援拠点の設置 【Ⅲ 2 ③に掲載】	児童福祉や法律などの専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所したこどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。	こども福祉課
4	市町村等が運営する日本語教室の支援（日本語教育環境整備事業） 【Ⅲ 7 ③に掲載】	在留外国人の日本語学習の場にとどまらず、地域住民との交流の場ともなる日本語教室への支援を行い、外国人の親等の居場所づくりにつなげます。	国際政策課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	フリースクールへの支援 【Ⅲ 6 ①に掲載】	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行います。	私学振興課
6	生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援 【Ⅲ 3 ①に掲載、Ⅲ 3 ②に再掲】	生活困窮世帯のこども（小中学生）を対象に、大学生、教員 0B などのボランティアが、町村の施設において、学習支援及び生活習慣改善支援等を実施します。	こども未来課
7	学習支援事業参加者への食品の提供 【Ⅲ 3 ②に掲載】	企業から無償提供された食品等を、地域の団体が運営する学習支援事業等に参加することもたちに提供します。	こども未来課
8	自殺予防 SNS 相談事業 【Ⅲ 6 ④に掲載】	若年層及び女性の自殺者数の増加を抑制するため、自殺予防 SNS 相談を実施します。	健康増進課こころの健康づくり推進室
9	不登校・ひきこもりサポートセンター事業 【Ⅲ 6 ①に掲載、Ⅱ 7 ④、Ⅲ 6 ③に再掲】	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。	青少年政策課
10	ひきこもり対策推進事業 【Ⅲ 6 ③に掲載、Ⅱ 7 ④に再掲】	精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」、筑豊及び筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。	健康増進課こころの健康づくり推進室
11	メタバースを活用した居場所づくり事業 【Ⅲ 6 ④に掲載】	インターネット上にメタバースを活用した居場所「おいでよ きもちかたりあう広場」を設置し、孤独・孤立の気持ちを抱える若年層を対象としたレクリエーション等を実施します。	健康増進課こころの健康づくり推進室
12	放課後児童クラブの運営支援	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校のこどもを放課後や夏休み等の長期休暇に小学校の余裕教室等で預かり、適切な遊びや生活の場を提供します。市町村と連携し、地域のニーズに応じた施設の整備を進めるとともに、障がい児の受入の促進等、地域の実情に応じた運営を支援します。	こども未来課
13	放課後児童支援員の認定・養成	放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として、必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能の習得と、それを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とした研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ります。	こども未来課
14	放課後児童クラブ利用料の減免支援	生活保護世帯等のこどもが放課後児童クラブを利用しやすい環境づくりを促進するため、市町村が実施する生活保護世帯等に対する放課後児童クラブの利用料減免に要する経費の一部を助成します。	こども未来課

柱Ⅲ きめ細かな対応が必要なこどもへの支援

1 児童虐待の予防・防止

① 児童相談所の相談体制の強化

【現状と課題】

- 虐待は、こどもの権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決してこれを行ってはならず、許してはなりません。
- しかし、児童虐待相談対応件数（政令市除く。）は、近年、高い水準で推移し、2023（令和5）年度は7,547件と過去最多となっており、また、複雑・困難なケースも増加しています。
- 一時保護件数（政令市除く。）は、2019（令和元）年度以降2,000件を超えて推移しており、2023（令和5）年度は過去最高の2,480件となりました。
- 児童虐待の早期発見やこどもの適切な保護を行うためには、児童相談所の体制強化や専門性の向上などに向けた取組が必要です。

【施策の方向】

- こどもや家庭への専門的な支援や虐待を受けたこどもの安全確保など、児童相談所が担うべき業務を円滑に行えるよう、職員の計画的な増員や組織の見直し等により、児童相談所の体制を強化します。
- 児童福祉司等に対し、課題を抱える家族への接し方や支援に係る研修、虐待の兆候に気付きにくいケースを想定した演習等を実施し、児童虐待事案の複雑・困難化に対応できるよう、専門性の向上を図ります。
- 児童相談所及び一時保護所の運営について、児童福祉の専門家等の外部有識者による第三者評価を実施し、業務の質の向上を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	児童相談所の職員体制の充実	児童相談所管内人口に応じた職員配置や虐待対応件数に応じた加算、里親支援担当職員の配置など児童福祉法施行令で示された配置基準を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司を計画的に増員し、職員体制の充実を図ります。	こども福祉課
2	児童相談所の職員研修の充実	相談業務に携わる職員を対象とした、こどもの保護や家族援助を適切に行うための専門的な研修や、こどもの権利擁護に関する職員の意識や援助技術の向上などを目的とした研修を実施します。	こども福祉課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
3	法的対応機能の整備	こどもの安全確保や虐待を行う保護者への指導などにあたり、児童相談所が法的知見を踏まえた的確かつ迅速な対応ができるよう、児童相談所への弁護士の常勤配置などにより、法的対応機能の維持・向上を図ります。	こども福祉課
4	医学的対応機能の整備	虐待を受けたこどもへの心理的ケアや一時保護中のこどものヘルスケア、保護者への指導などにあたり、医学的知見に基づく診断や対応ができるよう、児童相談所に医師及び保健師を配置します。	こども福祉課
5	24時間365日こども家庭相談体制の整備	児童相談所において、夜間・休日を含めて24時間365日、いつでもこどもや家庭からの相談を受けるとともに、必要に応じてこどもの安全確認や保護など適切に対応できるよう体制を整備します。	こども福祉課
6	第三者評価による児童相談所の業務の質の向上	児童相談所が行うこどもの保護や処遇について、児童福祉の専門家などの外部有識者による第三者評価を実施し、業務の質の向上を図ります。	こども福祉課

② 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

【現状と課題】

- 児童虐待を予防・防止するための支援は、一つの機関や職種のみではなし得ないことから、地域の関係機関が協働して取り組むことが何よりも大切です。
- また、児童虐待が発生した時に、迅速・的確に対応することができるよう、関係機関が緊密に連携することが求められています。
- 効果的な連携を行うためには、児童相談所やこども家庭センター、保育所、学校、医療機関、警察などの関係機関が、それぞれの機能を理解し合い、適切な役割分担の下、ネットワークを構築していくことが必要です。

【施策の方向】

- 市町村が、児童相談所や保育所、学校、医療機関、警察などの関係機関と連携しながら、地域の相談等に適切に対応できるよう、市町村が設置するこども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の充実・強化を促進します。
- 市町村のこども家庭センターの職員に対し、適切なアセスメント等を行うことができるよう研修を実施するほか、医療機関や警察なども含めた他職種・他機関による合同研修の開催等により、相互理解の促進や連携強化を図ります。
- 児童虐待の早期発見、再発防止を図るため、児童相談所と警察は緊密に連携しながら、こどもの安全確保や情報共有を行う等、虐待事案に迅速かつ的確に対応します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	要保護児童対策地域協議会を通じた市町村や関係機関との連携の推進	市町村が設置し、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の情報を的確に共有し、役割分担の上、こどもや家庭への支援に取り組むとともに、支援対象となった全ての虐待ケースについて、主体的に緊急度・重症度の判断を行い、必要に応じて市町村に対して助言を行うなど連携強化を図ります。	こども福祉課
2	こども家庭センターの機能強化 【Ⅲ 1 ③に掲載、Ⅱ 1 ②に再掲】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるため、先進事例紹介や研修等を実施し市町村の取組を支援します。	子育て支援課
3	市町村相談関係職員研修の充実	市町村が、こどもやその保護者への適切なアセスメントやケースマネジメント等を行うことができるよう、相談に携わるこども家庭センターの職員に対する専門的な研修の充実を図ります。	こども福祉課
4	児童家庭支援センターを活用した市町村支援	児童家庭支援センターにおいて、こどもへの心理的なケアや虐待を行った保護者への指導、児童虐待相談に対するリスク判断への助言など、市町村への専門的な支援を行います。	こども福祉課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	児童養護施設等を活用した地域こども家庭支援	児童養護施設等に家庭支援専門相談員を配置し、児童相談所や市町村などの関係機関と連携の上、こどもや保護者の状況に応じて、一時保護や措置・委託を解除となったこどもの見守り、保護者への相談支援・育児指導、ショートステイ、親子関係再構築等の調整を行います。	こども福祉課
6	地域医療機関とのネットワークの構築	児童虐待の早期発見、早期介入のため児童虐待対応へのノウハウを有する病院を拠点病院に指定し、地域におけるネットワークづくりを行うことにより、地域医療機関の児童虐待への対応力向上を図ります。また、医療従事者を対象とした虐待対応研修の開催、病院受診時の虐待の早期発見や児童相談所、こども家庭センターとの連携強化を図ります。	こども福祉課
7	警察との連携による迅速なこどもの安全確保	虐待の早期発見・再発防止を図るため、県、県警察、北九州市、福岡市の4者で情報共有に関する協定を締結しています。児童虐待事案に的確に対応するため重篤な事案はもとより、注意を要する事案についても警察と情報共有を図ります。また、虐待を受けたこどもの安全を迅速に確保するため、管轄の警察署や児童相談所に配置された警察官と同行した立入調査、合同訓練に取り組むなど、警察との緊密な連携を図ります。	こども福祉課 少年課
8	児童虐待事案への早期対応に向けた関係機関との連携及び環境の整備	県・児童相談所、警察、医療機関等の児童虐待に対応する関係機関が相互に連携し、児童虐待の被害から児童を守る活動を推進します。	少年課 刑事総務課 捜査第一課
9	児童虐待の早期発見に向けた職員研修等の開催	児童虐待事案の早期発見、被害児童の早期保護をはじめとした児童虐待への的確な対応について警察職員の資質向上を図るため、研修等を実施します。	少年課
10	配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化	市町村の要保護児童対策地域協議会などを通して、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所、市町村などの関係機関の間で、DV被害者とそのこどもの状況について、情報共有を図り、保護が必要な場合は、連携して対応できるよう、体制の強化を図ります。	男女共同参画推進課 こども福祉課
11	DVに関する理解促進のための研修の実施	DV被害者及び被害児童への支援の充実のため、女性相談支援員や児童相談所職員等を対象に、DVと児童虐待の特性・関連性の理解促進を図る研修を実施します。	男女共同参画推進課

③ 発生予防から再発防止までの総合的な施策の実施

【現状と課題】

- こどもの生命と権利を守り、健全な成長・発達を保障するためには、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、発生予防や再発防止のための家族関係再構築、自立支援等に至るまで、切れ目のない総合的な支援を講じる必要があります。
- 児童虐待による死亡事例（心中以外）のうち、0歳児の乳児が4割以上を占めており（「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第20次報告」 2024（令和6）年9月）、その背景には妊婦を取巻く複雑かつ困難な社会的課題があることから、虐待の発生を予防するためには、育児に不安を抱えているなど、支援が必要な妊産婦等に対して、妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない総合的な支援を行うことが必要です。
- こどもの健やかな育ちにとって、親や家族との関係性は非常に重要な要素であることから、虐待により傷ついた親子の関係の再構築を図ることは、こどもの育ちを支える上で重要です。
- 保護者や学校、地域等の社会全般に、こどもの権利の尊重や児童虐待防止のための取組の必要性について理解を得ること、虐待を受けているこどもが自ら声を上げることができるよう、こどもに対して権利や相談窓口などを啓発・周知することが重要です。
- こどもの目の前で行われるDV（面前DV）は、こどもに著しい心理的外傷を与え、心理的虐待にあたります。DVがこどもに及ぼす影響について、理解を進める必要があります。
- DVが行われる家庭においては、こども自身が身体的な虐待を受け、精神的にも傷ついている例が多くあります。

【施策の方向】

- 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるとともに、親子間における適切な関係性の構築を図ることにより、児童虐待の予防を図ります。
- 若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦を妊娠初期から把握するとともに、産後も母子が安心・安全に生活できるよう、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことができる体制を整備します。
- 虐待により離れて暮らす親子が再び一緒に暮らせるよう支援します。
- 児童虐待防止のための広報活動を実施するとともに、事例検証など児童虐待の再発防止に向けた取組を行います。
- こどもに関わる様々な立場の関係者が、DVに関する正しい知識をもつとともに、面前DVが「児童虐待」であるという理解を深めるための啓発を行います。
- DV被害者が同伴するこどもの心理的なケア、保育機能の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	こども家庭センターの機能強化 【Ⅱ 1 ②、Ⅲ 1 ②に再掲】	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」において、悩みを抱える保護者等を早期に発見し相談支援につなげるため、先進事例紹介や研修等を実施し市町村の取組を支援します。	子育て支援課
2	妊娠期からのケアサポート事業 【Ⅱ 1 ②に掲載】	支援が必要な妊婦を妊娠初期から把握、支援し、出産後の育児不安軽減などのための養育支援を行います。必要に応じ市町村や医療機関と連携し支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
3	ハイリスク妊産婦等への支援 【Ⅱ 1 ②に掲載】	妊娠中に問題が生じやすい若年や高齢、多胎など要支援者を早期把握し、健康管理の向上を図り未熟児等ハイリスク児の出生を予防するとともに、市町村・医療機関等と連携した養育支援により、児童虐待の未然防止に努めます。	子育て支援課
4	特定妊婦等への生活、育児支援 【Ⅱ 1 ②に再掲】	若年出産や予期せぬ妊娠、貧困など、特に丁寧な支援が必要な特定妊婦等に対し、児童福祉施設において、妊娠期から出産後まで継続して生活、育児支援を行います。	こども福祉課
5	子育て短期支援事業	児童福祉施設等においてこどもの一時的な養護・保護や夜間または休日に生活指導や食事の提供などを行う市町村の取組を促進します。	子育て支援課
6	親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みを抱えている子育て家庭に対して、ペアレント・トレーニングの実施等により、健全な親子関係の形成を支援する市町村の取組を促進します。	子育て支援課
7	母子生活支援施設への入所 【Ⅲ 4 ①に掲載】	様々な理由により家庭での養育が困難となった場合でも、親子を分離することなく、母と子を一体的に支援するため、措置やショートステイ等により、母子生活支援施設を活用します。	こども福祉課
8	家族の再統合に向けた支援（親子のきずな再生事業）	児童相談所において、虐待を理由に離れて暮らす親子などに対し、個々の家庭の課題や環境に合わせて作成した支援計画に基づき、こどもや保護者への支援・指導を行い、親子のきずなの再生に努めます。 また、虐待を行った保護者へ効果的な指導を行うため、医療的・心理的プログラムの活用について検討します。	こども福祉課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
9	児童虐待防止に係る 広報啓発	児童福祉週間（5月5日から1週間）及びオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間（11月）等において、県民の児童虐待への関心を高め、虐待に関する理解を深めてもらうため、県や市町村の広報媒体等を活用した広報啓発を実施します。 また、関係機関・団体に対し、会議・研修等の場を通じて虐待防止に係る広報啓発を実施します。	こども福祉課
10	児童虐待による死亡 事例等の重大事例の 検証	児童虐待による死亡事例など、こどもが心身に著しく重大な被害を受けた事例が発生した場合、福岡県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置する「児童重大事例等検証部会」で関係機関の対応や連携の課題等を検証し、その結果を踏まえて具体的改善策に取り組むことにより、再発防止に努めます。	こども福祉課
11	DVがこどもに与える 影響についての啓 発	配偶者からの暴力の根絶に向けた啓発の中で、「児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力」は、児童虐待の中の心理的虐待に該当することについても周知します。	男女共同参画推進 課
12	配偶者暴力相談支援 センターによる支援	DV被害者からの相談に応じ、必要に応じて被害者と同伴するこどもの緊急時の安全確保及び一時保護を行い、被害者が自立して生活することを支援するための就業の促進、住宅の確保等に関する情報提供等を行います。	男女共同参画推進 課
13	DV被害者に同伴す るこどもへのケアの 充実	DV被害者等の一時保護において関係機関と連携し、同伴するこどもの精神的ケアや保育機能、学習支援の充実を図ります。	男女共同参画推進 課

2 社会的養護の充実

① こどもの権利擁護の強化

【現状と課題】

- 虐待などの理由により、自らの家庭で暮らすことができない子どもたちの支援にあたっては、こどもの意見・意向を丁寧に聴取し、十分勘案しながら、こどもの最善の利益を図るよう、特段の配慮を行う必要があります。
- そのため、こどもが自身の持つ権利について認識し、また、処遇にあたる児童相談所職員や施設職員も、こどもが持つ権利を常に意識し、日常的にこどもの権利を尊重することが重要です。
- また、こどもの権利を尊重するためには、こども自身が意見を表明しやすい環境や、表明された意見に対して適切に対応が行われる仕組みの整備が必要です。
- こどもの最善の利益を図るためには、永続的な家族関係をベースとした家庭という育ちの場を保障することが重要です。そのため、実親の死亡等により実親との生活が望めない子どもについては、特別養子縁組を積極的に検討する必要があります。

【施策の方向】

- 子どもたちが自らの持つ権利について適切に認識した上で、必要に応じて自らの意見を表明できるよう、その手段や権利擁護の仕組み等について啓発を行います。
- 児童相談所や施設等において、こどもの権利に関する職員の意識の向上を図るとともに、適切にこどもの意見・意向を聴取し、尊重できるような取組を充実させます。
- 取組の推進にあたっては、定期的に子どもたちへアンケートを行い、こどもの権利に関するこどもの理解度や支援制度の認知度などを確認し、必要に応じて見直しを行います。
- 特別養子縁組制度の普及を図るため、積極的な広報啓発を行うとともに、縁組成立後もこどもが安心して生活できるよう、市町村などの関係機関と連携し、適切な支援に努めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	こども自身が持つ権利に関する周知啓発	一時保護所や児童養護施設等に入所する子どもに対し、「こどもの権利ノート」の配布などにより、こどもの権利の意義や意見表明の手段について周知啓発を行い、子どもたちが意見を表明しやすい環境を提供します。	こども福祉課
2	こども意見表明支援センターの運営	こども意見表明支援センターにおいて、施設の職員や入所中の子どもを対象とした研修等により、こどもの持つ権利について啓発を行うとともに、施設入所等のこどもの処遇にこども自身の意見が反映されるよう、意見の形成・表明を支援し、こどもの権利擁護の一層の推進を図ります。	こども福祉課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
3	こどもの権利擁護機関の設置	児童相談所や児童養護施設等がこどもの権利を守っていないと考えられる場合や、こどもの意向が児童相談所の対応と一致しない場合に、こどもが自ら申し立てを行い、その申し立てに応じ、調査・審議を行う機関を設置し、児童相談所や施設等において適切な対応が図られる体制を整備します。	こども福祉課
4	被措置児童等の虐待の防止	児童相談所や施設等の職員に対する研修等を充実し、施設等での虐待の防止に取り組みます。また、発見した場合には、児童相談所がこどもを保護するなど、適切な対応を図ります。	こども福祉課
5	特別養子縁組制度の普及啓発	様々な機会や広報媒体を活用し、特別養子縁組希望者の増加を図るとともに、地域社会における養子縁組家庭への理解促進に努めます。	こども福祉課
6	新生児里親委託（赤ちゃん縁組）の推進	思いがけない妊娠などの相談に対応する様々な機関や産科医を始めとする医療機関などと連携し、特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託を推進します。	こども福祉課
7	養子縁組成立後の家庭への支援	児童相談所が、家庭訪問などにより養子縁組家庭の状況を把握するとともに、必要に応じてこどもや養親、養親の実子への相談援助等を行います。	こども福祉課

② 家庭と同様の環境における養育の推進

【現状と課題】

- 家庭は、こどもの成長・発達にとって最も自然な環境であり、安定した養育環境で特定の大人と愛着関係を形成することは、こどもの心身の健やかな成長や発達のために重要であることから、様々な理由で家庭で暮らせないこどもについても、家庭と同様の環境における養育を推進する必要があります。
- そのため、家庭においてこどもの養育を行う里親・ファミリーホームへの委託を推進することが非常に重要です。
- 里親やファミリーホームへの委託率は年々上昇しており、2023（令和5）年度末の里親等委託率（政令市除く。）は29.4%となっています。
- 里親等への委託を推進するにあたっては、多様なこどものニーズに対応できるよう、県内各地に幅広く里親を確保・育成するとともに、委託前の丁寧なマッチングから委託終了後までの一貫した支援を実施することが重要です。
- 支援の実施にあたっては、地域ごとに児童相談所や里親支援センター等が連携しながら包括的な支援体制を構築し、地域全体で里親・ファミリーホームの支援を行うことが求められます。
- 乳児院や児童養護施設における養育についても、できる限り良好な家庭的環境を提供する必要があります。
- 専門的なケアを要するこどもについては、養育に関わる施設職員に高い専門性が求められるため、それぞれのこどものニーズに応じた適切なケアを提供できる体制の構築が必要です。
- 一時保護についても、できる限り家庭的で、開放的な養育環境及びこどもがその適性・能力に応じた教育を受けられるのに十分な学習環境を提供する必要があります。

【施策の方向】

- こどもの養育への理解や熱意があり、温かい愛情を持つ里親家庭やファミリーホームでの養育を推進します。
- 児童相談所等の関係機関と連携しながら、里親制度の普及啓発や地域の里親・ファミリーホームを包括的に支援する「里親支援センター」を設置します。
- 里親委託にあたっては、こどものニーズや里親家庭の状況などを勘案し、委託先となる里親の検討を十分に行った上で、可能な限り委託前に一時保護委託や面会等による交流期間を設けるなど、丁寧なマッチングを行います。
- 地域小規模児童養護施設の設置を促進するなど、乳児院や児童養護施設の小規模かつ地域分散化を推進します。
- 専門的なケアを要するこどもについては、養育に携わる施設職員の質の向上を図るとともに、心理療法担当職員などの専門職員の配置を推進し、こどものケアニーズに応じた質の高い支援を実施します。
- 一時保護においても、できる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、児童養護施設等に一時保護専用施設の設置を進めるとともに、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	里親制度等の普及啓発	里親やファミリーホームに関心のある方を対象に里親制度に関する説明会を市町村単位などで実施するほか、里親制度の周知を行うためのホームページを開設するなど、様々な広報媒体や機会を活用し、里親登録者の増加を図るとともに地域社会における理解促進に努めます。	こども福祉課
2	里親支援センターによる里親養育包括支援	質の高い里親養育を行うため、児童相談所に里親専任職員を配置するとともに、県内全域に里親支援センターを設置し、里親・ファミリーホームとの信頼関係の構築や適切なアセスメントの下、里親の開拓から研修、委託後のサポートまでを包括的に支援します。	こども福祉課
3	ファミリーホームの設置促進	代替養育における「家庭と同様の養育環境」を推進するため、里親や施設職員など経験豊かな養育者によるファミリーホームの設置を促進します。	こども福祉課
4	里親・ファミリーホームへの委託の推進	里親等に対し、虐待を受けたこどもとの関わり方など専門的な心理相談支援を行うとともに、委託前の児童との交流に要する経費を助成し、丁寧なマッチングを行うことにより、里親・ファミリーホームへの委託を推進します。また、乳幼児期は、特に家庭的な環境で養育されることが大切であることから、乳幼児に限定した里親を集中的に募集するなど、乳幼児の里親委託を推進します。	こども福祉課
5	心理療法を活用した里親家庭等への支援	児童心理治療施設に心理療法担当職員を配置し、虐待を受けたこどもや発達障がいがあるこどもの里親に対する相談支援、委託児童本人に対する通所指導などを行います。	こども福祉課
6	里親研修等の充実	里親に対し、その役割と意義、こどもの養育に必要な知識などに関する研修や施設等での実習、里親同士の交流会などを通して、社会的養育に対する理解と養育力の向上を図ります。	こども福祉課
7	施設の小規模化・地域分散化による良好で家庭的な養育環境の確保	こどもにできる限り良好で家庭的な養育環境を提供するため、国の支援制度の活用等により、地域小規模児童養護施設の設置や小規模グループケアの実施を推進します。	こども福祉課
8	児童養護施設等への専門職等の配置の推進	児童入所施設等措置費制度に基づく心理療法担当職員や個別対応職員の配置を進め、児童養護施設等の機能強化を図ります。	こども福祉課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
9	児童養護施設等の人材確保に対する支援	児童養護施設等における実習生の受入や、児童指導員の資格取得を目指す職員の雇用、また医療機関との連携を担当する職員や障がい等を有するこどもの受入調整を担当する職員の配置などに対する支援を行い、施設の人材確保及び高機能化を推進します。	こども福祉課
10	職員の専門性の向上	児童虐待を受けたこどもの保護、養育及び自立のための支援において、それぞれのこどものニーズに即した質の高い支援が行われるよう、児童福祉施設の職員及び関係機関職員に対する研修の充実に努めます。	こども福祉課
11	一時保護施設における家庭的で開放的な養育環境の確保	一時保護においても、できる限り家庭的で、開放的な養育環境を提供するため、児童養護施設等に一時保護専用施設の設置を進めるとともに、一時保護委託が可能な里親の開拓を推進します。	こども福祉課
12	児童相談所一時保護所における養育環境や体制の充実	こどもの個々の状況に応じた対応が可能となるよう、一時保護所の居室の個室化などに取り組み、より家庭的で開放的な環境整備に努めます。 また、一時保護所への心理的ケア担当職員の配置や児童相談所に配置されている保健師との連携等を進め、保護しているこどもに対して専門的ケアを行うことができる体制の充実に努めます。	こども福祉課
13	一時保護施設における学習環境の保障・充実	こどもの安全を確保できる場合は、一時保護施設や一時保護を委託している里親家庭等から、在籍校へ通学できるよう支援します。 また、一時保護施設から通学させることができないと判断したこどもに対しては、十分な学習機会を提供できるよう、一時保護施設に学習指導員を配置するなど、学習環境の充実に努めます。	こども福祉課

③ こどもの自立支援の推進

【現状と課題】

- 本県においては、約 1,800 人（2023(令和5)年度末）のこどもたちが児童相談所の委託又は措置により里親家庭や児童養護施設等で生活しています。
- こうしたこどもたちの中には、これまで適切な学習環境を確保されてこなかったり、進学や就職による自立を希望しても家族から援助を受けることができない場合が少なくありません。
- このような状況に置かれたこどもたちが、自身の考えや選択の下で希望する就学や就労を果たし、安定した生活を継続できるよう、自立前の準備から自立後の生活基盤の形成まで、一貫した支援を実施する必要があります。
- また、支援にあたっては、児童相談所や児童養護施設等、退所したこどもへの相談・援助事業を行う児童自立生活援助事業所などが連携し、一体的な支援体制を構築することが重要です。

【施策の方向】

- 里親や児童養護施設等において、こどもが自身の考えで希望する進路を選択できるよう、適切な学習環境を提供するとともに、丁寧な進路相談や支援制度の説明を行います。
- できる限りこどもが自身の希望した進路に進めるよう、進学や就職時に必要な費用の支援を行うとともに、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行う児童自立生活援助事業の活用促進などに取り組みます。
- NPO法人を活用し、児童福祉、法律や心理支援等の専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談や生活支援、就業支援等を行うとともに、退所したこどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	施設等入所児童に対する自立のための支援	児童養護施設等において、個々のこどもたちの状況に応じた「自立支援計画」を策定し、目標と目標達成のための道筋を描きながら、こどもが社会性を獲得し、自立できるように支援に努めます。	こども福祉課
2	施設等における学習環境の充実	個々のこどもの適性・能力に応じて、適切な学習環境の提供ができるよう、児童養護施設等における学習環境の充実に図ります。	こども福祉課
3	施設等入所児童に対する進学・就職の支援	施設入所児童や里親委託児童の高校・大学への進学及び就職の支援を行うことで、施設等入所児童の自立を促進します。	こども福祉課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	施設退所者等への自立支援資金の貸付	児童養護施設退所者等に対して、生活費や資格取得費などの貸付けを行うことで、円滑な自立につながるよう支援します。	こども福祉課
5	児童自立生活援助事業の推進	施設等を退所し、就職することもなどに対して、住居の提供や生活費の支援、日常生活上の相談援助等を行う児童自立生活援助事業を推進します。	こども福祉課
6	自立支援担当職員の配置	各児童養護施設に自立支援担当職員の配置を進めることにより、自立支援に必要とするスキルの蓄積や自立したこどもの実態把握、児童相談所やアフターケア機関との連携・情報共有など、施設における自立支援機能の充実を図ります。	こども福祉課
7	社会的養護自立支援拠点の設置 【Ⅱ 9②に再掲】	児童福祉や法律などの専門スキルを持つスタッフが、施設等に入所中から退所後まで一貫した相談支援、生活支援、就業支援等を行うことにより、地域生活及び自立を支援するとともに、退所したこどもたちが集い、意見交換や情報交換等を行うことができる場を提供します。	こども福祉課
8	自立支援推進会議の開催による関係機関の連携推進	児童相談所、社会的養護自立支援拠点事業所、児童自立生活援助事業所及び児童養護施設の自立支援担当職員などの関係機関で、定期的に状況を共有し、自立支援が必要な施設入所等児童に対し、自立前の準備から自立後のアフターケアまで切れ目のない支援の実施に必要な連携体制を確保します。	こども福祉課
9	身元保証人の確保の推進	児童養護施設長等が、施設入所中または退所した児童等の就職・住宅賃借のための保証人となった場合、損害賠償や債務弁済の義務が生じた際に一定額を支払う保険に加入し、県と国が保険料を負担します。	こども福祉課

3 貧困の状況にある子どもへの支援

- 2024（令和6）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正されました。改正法では、「貧困により、子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題である」とされています。
- 2022（令和4）年国民生活基礎調査によると、2022（令和4）年時点における「子どもの貧困率」は11.5%で、子どもの9人に1人が貧困状態に置かれています。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全ての子どもが夢と希望を持ち、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県の実現に向け、行政や民間団体等が連携して、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進する必要があります。
- 子どもの貧困が、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、子どもの権利利益を侵害するものであることを踏まえながら、「子どもの教育に関する支援」、「子どもの生活の安定のための支援」、「保護者の就労支援」、「経済的支援」を推進します。

① 子どもの教育に関する支援

【現状と課題】

- 本県における17歳以下の生活保護率及び小中学生の就学援助率は、ともに全国平均に比べて高く、子どもの貧困の現状は、厳しいものとなっています。（生活保護率（2022（令和4）年度）：全国平均0.89%、福岡県1.49% / 就学援助率（2022（令和4）年度）：全国平均13.9%、福岡県20.8%）
- 保護者の所得など家庭の状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。全ての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにする必要があります。
- 家庭の経済的な理由等により、教育を十分に受けられないということにならないよう、教育の機会を確保する取組が必要です。
- 高校段階においては、経済的な理由で進学をあきらめることのないよう、進学時の経済的負担を軽減することが求められます。また、高校中退により将来的な夢や希望をあきらめることのないよう、中退予防の取組みとして学習・生活面での適切な支援を行ったり、高校を中退した後も復学・就学又は資格取得や安定した就業のための相談支援などによるサポートを行うことが求められています。
- また、2020（令和2）年4月から始まった高等教育の修学支援新制度などの各種支援により、貧困の状況にある世帯や児童養護施設などの子どもたちが大学等への進学をあきらめることがないよう、子どもの希望を尊重しながら取り組んでいくことが必要です。

【施策の方向】

- 貧困の状況にある家庭の子どもを対象とした学習支援教室を開催し、学習支援と生活習慣の改

善を図るとともに、こどもの大学等への進学実現に向け、オンラインを活用した学力向上の助言や保護者を含めた進学相談を行います。

- スクールソーシャルワーカー等専門スタッフ及び警察・教育支援センター・福祉等関係機関と連携し、生活環境や教育環境の改善に向けた支援等の充実を図ります。
- 家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。
- 学ぶ意欲のあるこどもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等就学支援金事業、高等学校等奨学金助成事業及び高校生等奨学給付金事業等に取り組みます。
- 生活保護世帯のこどもに対し、大学等進学のための準備費用を支給します。また、県が設立している三公立大学法人において、学ぶ意欲のある学生が経済的な理由で修学を断念することがないように、授業料減免等の支援を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	生活困窮世帯のこどもの進学支援	生活困窮世帯のこども（中学2年生～高校3年生）及びその保護者を対象に、大学等への進学に向けた相談支援を家庭訪問やオンライン等で行うとともに、こどもの進学実現に資すると認められる場合は教材等を提供します。	こども未来課
2	生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援 【Ⅱ 9②、Ⅲ 3②に再掲】	生活困窮世帯のこども（小中学生）を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の施設において、学習支援及び生活習慣改善支援等を実施します。	こども未来課
3	進学準備給付金 【Ⅳ 4②に再掲】	生活保護世帯のこどもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。	保護・援護課
4	高校生みらい支援事業 【Ⅱ 7②に再掲】	県立高等学校に進路支援コーディネーターを配置し、生活困窮世帯等の高校生に対して、進学や就職の支援を行います。	高校教育課
5	定時制及び通信制課程修学奨励事業 【Ⅳ 4②に再掲】	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。	高校教育課
6	要保護児童生徒援助費補助金 【Ⅳ 4②に再掲】	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村（学校組合）に対し、国がその経費の一部を補助します。	義務教育課
7	児童生徒を取り巻く生活環境改善事業	市町村に対し、スクールソーシャルワーカーの配置に係る経費の補助を行うとともに、教員以外の専門スタッフを配置・派遣して不登校など教育課題解決のための支援体制の整備を推進します。	義務教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
8	夜間中学の設置促進に係る指導助言	国の方針を踏まえながら、設置意向のある市町村に対して指導・助言を行います。	義務教育課
9	福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（医療費）【IV 4 ②に再掲】	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病治療のための医療に要する費用を援助します。	体育スポーツ健康課
10	福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（学校給食費）【IV 4 ②に再掲】	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校給食法第11条第2項に規定する経費を援助します。	体育スポーツ健康課
11	福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助【IV 4 ②に再掲】	県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒に対して、夜食費の一部を補助します。	体育スポーツ健康課
12	県立三大学授業料等減免事業【II 7 ③に掲載、IV 4 ②に再掲】	学が意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯および多子世帯の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。	青少年政策課

② こどもの生活の安定のための支援

【現状と課題】

- 貧困の状況にある子育て世帯は、就労や健康、住まい、家庭の問題等の課題を複数抱えていることが多く、その課題は複雑かつ多様化しており、早い段階での包括的な支援が求められています。貧困の状況にある家庭の課題を早期に発見し、早期に支援ができるような体制を整えておくことが必要となります。
- 2023（令和5）年度において、こども支援オフィスへの相談者のうち約9％が、相談時点で「水道料金の未払いがある」と回答しています。
- 県内では、食品関連企業等から寄贈された食料を、フードバンク団体を通じて、様々な民間支援団体等が貧困の状況にある子育て世帯へ無償で提供する、フードバンク活動が実施されています。また、こども食堂では、無償または安価でこどもへの食事の提供が行われています。貧困状況にある子育て世帯への支援につながる、このような活動をさらに普及・促進する必要があります。

【施策の方向】

- 「こども支援オフィス」において、貧困の状況にある子育て世帯に対する電話や来所による相談受付のほか、訪問相談支援を行い、貧困状態からの脱却と貧困の連鎖防止を図ります。
- 貧困の状況にある家庭に対し、家計の視点から専門的な助言等を行うとともに、住居確保の支援を行い、生活の再生を支援します。
- 行政機関とフードバンク、民間支援団体等との連携を図り、貧困の状況にある子育て世帯に対する支援につながるよう、県内におけるフードバンク活動やこども食堂の普及・促進を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	こども支援オフィスでの相談支援	貧困の状況にある又は貧困の状況に陥るおそれのあるこども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、貧困状態の脱却と貧困の連鎖防止のため、関係機関と連携しながら包括的な支援を提供します。	こども未来課
2	家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、早期に生活が再生されることを支援します。	保護・援護課
3	一時的住居の提供事業	住居のない生活困窮者であって、所得が一定水準以下の者に対して一時的な住居を提供します。	保護・援護課
4	住居確保給付金事業【IV 4 ②に再掲】	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。	保護・援護課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	フードバンク活動の普及・啓発	市町村や関係機関、フードバンクと連携し、こども食堂などの民間支援団体が、企業から無償提供された食品等を生活困窮世帯のこどもたちに提供するフードバンクの取組の普及・啓発を図ります。	こども未来課 循環型社会推進課
6	学習支援事業参加者への食品の提供 【Ⅱ 9②に再掲】	企業から無償提供された食品等を、地域の団体が運営する学習支援事業等に参加するこどもたちに提供します。	こども未来課
7	生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援 【Ⅲ 3①に掲載、Ⅱ 9②に再掲】	生活困窮世帯のこども（小中学生）を対象に、大学生、教員OBなどのボランティアが、町村の施設において、学習支援及び生活習慣改善支援等を実施します。	こども未来課
8	こども食堂ネットワーク支援 【Ⅱ 9①に掲載、Ⅳ 6①に再掲】	こども食堂と市町村との関係づくりにより、支援が必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の地域レベルのネットワーク化を促進します。	こども未来課

③ 保護者の就労支援

【現状と課題】

- 生活に困窮する家庭の保護者が抱えている就労に関する課題は、複合的な問題があるため、それぞれの課題に応じた支援が必要となります。

【施策の方向】

- 生活に困窮する家庭の保護者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行います。
- 民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、その就労・自立を促進します。
- 安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	生活困窮者就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対し、日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの段階に合わせた支援を行います。	保護・援護課
2	被保護者就労支援事業	民間職業カウンセラーの派遣により、生活保護を受給する若年者等の就労指導や就労支援策活用の助言等を行い、その就労・自立を促進します。	保護・援護課
3	就労自立給付金【IV 4 ②に再掲】	安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。	保護・援護課

④ 経済的支援

【現状と課題】

- 保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、家庭での生活が日々安定したものになるために、経済的な支援制度により生活の基礎を下支えしていく必要があります。

【施策の方向】

- 生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、資金の貸付と必要な相談支援を行います。
- 次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童手当を支給します。
- ひとり親家庭等の生活の安定とこどもの福祉の向上のため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に児童扶養手当を支給します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	生活福祉資金の貸付 【IV 4 ②に再掲】	生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、生活福祉資金の貸付を行います。	保護・援護課
2	児童手当 【IV 4 ①に掲載】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童手当を支給します。	こども未来課
3	児童扶養手当 【Ⅲ 4 ④に掲載、IV 4 ②に再掲】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	こども未来課

4 ひとり親家庭への支援

- 「福岡県ひとり親世帯等実態調査」(2021(令和3)年度)によると、県内のひとり親家庭数は減少しているものの、母子家庭が約6万8千世帯、父子家庭約8千世帯と、依然として多くのひとり親家庭が存在しています。
- ひとり親家庭の親は、子育てや家事と生計の維持という役割をひとりで担うこととなるため、就業をはじめ、親子で過ごす時間の不足、こどもの養育や教育、住居等の問題など日常生活全般にわたり、様々な困難を抱えています。
- こどもに不利益が生じることがないように、こどもの最善の利益を考慮しながら、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じ、生活支援、子育て支援、就業支援、手当等による経済的支援を、総合的に推進していく必要があります。

① 生活と子育ての支援

【現状と課題】

- 「福岡県ひとり親世帯等実態調査」(2021(令和3)年度)では、生活上の悩みや不安について、母子家庭・父子家庭ともに「生活費」が最も高く、特に母子家庭では6割を占めており、母子家庭の生活上の大きな不安要素となっています。
- また、母子家庭、父子家庭になった当時困ったことについて、母子家庭では「さしあたりの生活費」が6割、父子家庭では「子どもの養育・しつけ・教育」が5割で最も高くなっています。
- 仕事や子育てで忙しく時間に制約のあるひとり親が、適切な支援につながるができるよう、ひとり親に対し公的機関や支援制度の情報を提供していくことが必要です。
- 「福岡県ひとり親世帯等実態調査」(2021(令和3)年度)では、母子家庭のうち約6割が「子どもの就学、通学のための費用」が不足していると回答しており、ひとり親家庭のこどもについて学習面や進路相談面などでの支援が必要です。

【施策の方向】

- ひとり親が安心して、子育てを行いながら生活できるよう、保健福祉(環境)事務所の母子父子自立支援員や福岡県ひとり親サポートセンターの相談員がひとり親の様々な悩みに応じるとともに、ひとり親が病気になったときの日常生活の支援や保育所等の優先入所、県営住宅への優先入居などの支援に取り組みます。
- ひとり親及び寡婦からの様々な相談に対して、情報提供や助言を行う保健福祉(環境)事務所の母子・父子自立支援員に対し、研修等により資質の向上に取り組み、相談機能の充実を図ります。
- ひとり親が仕事や子育ての合間の時間に気軽に相談したり、情報収集できるよう、SNSなどを活用した相談や情報提供を行います。
- ひとり親家庭のこどもを対象とした学習支援教室に大学生等のボランティアを派遣し、学習支援を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	母子・父子自立支援員による相談、情報提供	保健福祉（環境）事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に対応します。	こども未来課
2	母子生活支援施設の一定期間の利用による生活支援	住まい・就業や生活上の悩みを持つ母子家庭に対し、母子生活支援施設の利用による住まい・就業の支援や子育て、生活一般に関する相談支援を行います。	こども未来課
3	母子・父子福祉団体に対する支援	地域において相談事業や情報提供等を行う母子・父子福祉団体の活動に対する支援を行い、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図ります。	こども未来課
4	日常生活の支援	ひとり親家庭の親等が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などの支援が必要なときに、市町村が家庭生活支援員を派遣し、介護・保育等の支援を行う日常生活支援事業の実施を促進します。	こども未来課
5	母子生活支援施設への入所 【Ⅲ 1 ③に再掲】	様々な理由により家庭での養育が困難となった場合でも、親子を分離することなく、母と子を一体的に支援するため、措置やショートステイ等により、母子生活支援施設を活用します。	こども福祉課
6	保育所への優先入所、放課後児童クラブの優先利用の促進 【Ⅱ 2 ①に再掲】	市町村におけるひとり親家庭のこどもの保育所への優先入所や放課後児童クラブの優先利用の取組を支援します。また、求職活動・職業訓練等を行っている場合にも、就労している場合と同等の事情にあるとして、優先入所や優先利用を促進します。	こども未来課 子育て支援課
7	県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居 【Ⅳ 6 ③に再掲】	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て(連番)、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。	県営住宅課
8	SNSを活用した相談と支援情報の提供	時間に制約があるひとり親でも気軽に相談できるよう、SNS相談窓口を開設して相談に応じるとともに、AIチャットボットによりひとり親からの質問に24時間365日対応します。	こども未来課
9	ひとり親家庭のための学習支援ボランティアの派遣	ひとり親家庭のこどもを対象に大学生等のボランティアを派遣し、こどもの学習支援を行うとともに進学相談等に応じます。	こども未来課

② 就業支援

【現状と課題】

- 母子家庭になった当時に母が就業していなかった割合は 35.0%であり、その後も 9%が就業していない状況にあります。就業形態を見ると、父子家庭では、「正社員・正職員」が 72.6%に対し、母子家庭では 50.5%にとどまり、「パート・アルバイト」(31.5%)、「派遣・契約社員」(10.0%)の割合が父子家庭よりも高くなっています。
- 母子家庭の母は、母子家庭となるまでに就業経験が全くない方もおり、パートや派遣社員などの非正規雇用の割合が高く、家計を支える安定した収入を得る仕事になかなか就けない現状があることから、個々の事情に応じた就業支援、自立支援をきめ細かに行う必要があります。

【施策の方向】

- ひとり親家庭の親が安定的な収入を得ることにより、経済的な自立を図るため、福岡県ひとり親サポートセンターにおいて、福岡県ママと女性の就業支援センターやハローワークなどと連携し、就業相談、就業あっせん、就業に効果的な資格取得のための支援に取り組みます。
- ひとり親家庭の親の就業を促進するため、就職に有利な資格取得のための養成機関での修業や能力開発のための受講に対し給付金を支給するとともに無利子の貸付を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	ひとり親サポートセンターでのワンストップ相談支援	ひとり親サポートセンターにおいて、ひとり親家庭の親及び寡婦・離婚を考えている方を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行います。	こども未来課
2	ひとり親の資格取得に関する給付金【IV 4 ②に再掲】	ひとり親家庭の親に対して、対象講座の受講費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行います。	こども未来課
3	修業中のひとり親への受講費・就職準備金・住宅費の貸付【IV 4 ②に再掲】	高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。また、母子・父子自立支援プログラム策定者を対象に、住居費の貸付を行います。	こども未来課

③ 養育費の確保支援

【現状と課題】

- 国は令和5年4月に定めた「養育費受領率の達成目標について」では、「まずは2031年に、全体の受領率(養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率)を40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を70%とすることを目指す」としています。
- 2021(令和3)年度福岡県ひとり親世帯等実態調査によると、県内の「現在養育費を受給している世帯」は、母子家庭で32.0%、父子家庭で8.1%となっています。
- 離婚した元配偶者との間で「養育費の取り決めをしている世帯」は、母子世帯で53.2%、父子家庭で36.2%、このうち、「裁判所または強制執行認諾条項付き公正証書」により取り決めしているのは、母子家庭で29.0%、父子家庭で11.6%となっています。
- 2024(令和6)年5月の民法改正により、養育費債権への先取特権の付与や法定養育費制度の導入などの養育費確保の強化が図られたところであり、法制度や養育費の取り決めの重要性を、離婚する前から理解してもらうことが重要です。

【施策の方向】

- ひとり親家庭のこどもが養育費を受け取れるよう、ひとり親や離婚を考えている方に対し、養育費の確保に関する情報提供の充実を図ります。
- ひとり親サポートセンター等において、養育費の内容に関する相談を受けるとともに、支払いに係る合意の取り決めを促進し、受領率の向上を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	養育費確保の支援	ひとり親家庭のこどもに対する養育費が確保できるよう、ひとり親サポートセンターにおいて、専門相談員による養育費の取決めや養育費の確保策等の電話相談を行うとともに、より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による無料法律相談を実施します。ひとり親サポートセンターへの来所が困難な方に対しては、弁護士による無料電話相談の開催や、県内17か所ある法律相談センターにおいて1時間無料で相談できるクーポンを発行します。	こども未来課
2	公正証書等作成費用の支援 【IV4②に再掲】	公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図ります。	こども未来課

④ 経済的支援

【現状と課題】

- 相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親家庭は44.5%と高くなっています。(厚生労働省「2022(令和4)年国民生活基礎調査」)
- ひとり親家庭の年間平均収入額は、母子家庭は276万円、父子家庭は469万円で、年収300万円未満の割合は、母子家庭では61.7%、父子家庭では22.6%となっています。家計の状態については、母子家庭の32.1%が、父子家庭の23.3%が「とても足りない」と感じています。
- 収入が少なく経済的に困窮しているひとり親家庭等に対して、収入の安定を図る支援を行う必要があります。

【施策の方向】

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、医療費負担の軽減を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	児童扶養手当 【Ⅲ3④、Ⅳ4②に再掲】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	こども未来課
2	ひとり親家庭等医療費支給制度 【Ⅳ4②に再掲】	ひとり親家庭の親及びその子、父母のない子の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	こども未来課
3	母子父子寡婦福祉資金の貸付 【Ⅳ4②に再掲】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。	こども未来課

5 障がいのあるこどもへの支援

- 「こども基本法」や「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえ、障がいのあるこども、発達に特性のあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、その発達や自立、社会参加を支援するとともに、障がいの有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくりを進める必要があります。

① 障がいのあるこどもの育成

【現状と課題】

- 障がいのある児童に対しては、できるだけ早期に治療と適切かつ効果的な支援を行うことで、基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加につなげていくことが大切です。
- 健康診査等により障がいの早期発見を図るとともに、適切な療育を実施する体制の整備を図る必要があります。
- こどもの障がいの重度・重複化や多様化により、適切な保健・医療、福祉サービスや教育を行うことが求められています。
- 発達障がい児に対する支援体制の充実を図る必要があります。
- また、発達障がいについての社会的理解が十分進んでいない状況です。
- 医療的ケア児に対する支援体制の充実を図る必要があります。
- 障がいを理由とする差別の解消や社会的障壁の除去の一層の推進を図る必要があります。
- こどもを含む障がいのある人の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、県民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を推進することが必要です。
- 障がいのあるこどもが社会的、経済的に自立するため、発達段階に応じた勤労観、職業観の育成や就労支援等が必要です。
- 障がいのある選手が将来、トップアスリートとなり、国際大会等で活躍することは、県民に大きな感動をもたらし、夢や希望を与えてくれることから、パラアスリートの発掘・育成を推進する必要があります。
- 障がいのある選手が、仲間と共に競い合う場所や目標とする機会は限られているため、そのような機会を提供する必要があります。

【施策の方向】

- 保護者や障がいのある児童の意向や一人ひとりの障がいの特性に応じた適切な支援を行うとともに、家族に寄り添った支援を行うため、個別の支援計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を図ります。
- 障がいについて正しい理解を深めるための啓発や情報提供を行うとともに、健康診査等を通じ、障がいの早期発見、早期療育を支援します。
- 在宅の障がいのある人のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児施設等の有する療育支援機能を活用し、身近な地域での療育体制の充実を図ります。

- 障がい児入所施設における支援については、障がいに対する正確な理解と障がい特性に応じた環境の提供を行うとともに、できる限り良好な家庭的環境の中で行う必要があるため、ケア単位の小規模化の推進に努めます。
- 育成医療及び重度障がい者医療費支給制度の実施・普及に努めます。
- 県内4地域に設置した発達障がい者支援センターにおいて、身近な地域で発達障がいのある子どもやその家族からの相談に応じるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連携強化により、地域の総合的・専門的な支援体制の整備を推進します。
- また、発達障がいのある子どもやその家族が地域で安心して暮らせるよう、発達障がいに関する理解を深めるため啓発活動を推進します。
- こども療育センター新光園に設置した医療的ケア児支援センターにおいて、ワンストップで相談に対応するとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連携強化により、地域の総合的・専門的な支援体制の整備を推進します。
- 障がい者差別解消に関する相談体制の充実を図るとともに、学校等とも連携して差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の周知啓発に努めます。
- 「ふくおか県障がい児者美術展」の開催など、鑑賞の機会及び創造活動・発表機会の拡大に取り組み、子どもを含む障がいのある人の文化芸術活動の促進を図ります。
- 福岡障害者職業能力開発校において計画的な職業訓練を実施するとともに、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職を支援します。
- パラスポーツの優れた素質や潜在的な能力を持つ方を発掘・育成し、福岡から世界で活躍するパラアスリートを継続的に輩出するため、競技団体等と連携し、「フクオカ・パラスター・プロジェクト」に取り組みます。
- 障がいの種別に関わらず、全ての選手が一堂に会する県内最大級の障がい者スポーツ大会を実施します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	障がい児通所支援事業等の充実	日常生活における基本的な動作及び知識・技能の習得や生活能力向上のための訓練、集団生活に適応することができるための必要な支援を行う障がい児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援）や、支援内容の充実を図ります。その中で、重症心身障がい児を支援する事業所の確保にも努めます。	障がい福祉課
2	障がい児相談支援事業者の質の向上	障がい児通所支援等（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する障がい児に対し、適切に障がい児支援利用計画を作成できるよう、相談支援専門員に対する研修を実施し、相談支援専門員の養成・確保及び質の向上を図ります。	障がい福祉課
3	新生児聴覚検査の体制整備 【Ⅱ 1 ③に再掲】	「福岡県乳幼児聴覚支援センター」および「新生児聴覚検査体制整備検討会議」を設置し、先天性聴覚障がいの早期発見・早期療育体制整備を図ります。	子育て支援課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	障がい児等療育支援の推進	在宅の障がいのある児童等のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障がい児（者）施設の有する療育支援機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、県全体の療育相談事業の充実を図ります。	障がい福祉課
5	障がい児保育等受入体制支援 【Ⅱ 2 ①に掲載】	保育所における障がい児等の円滑な受入れをすすめるため、障がい児保育等に係る標準モデルや市町村別の支援策を示すとともに、障がい児保育に係る専門研修を実施するなど、受入体制の構築に係る支援を実施します。	子育て支援課
6	聴覚障がい児・家族への支援	乳幼児期から手話を学び、手話を使用しやすい環境を整備することを目的として、きこえない・きこえにくい乳幼児とその家族等が親子で手話を学ぶ親子手話教室等を開催します。	障がい福祉課
7	心身障がい児療育キャンプ等を通じた社会参加の推進	心身障がい児等が参加する各種療育キャンプや、専門医トレーナーによる早期訓練を実施します。	障がい福祉課
8	障害児福祉手当による支援	重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、重度障がいのある人の福祉の向上を図ります。	障がい福祉課
9	特別児童扶養手当	児童の福祉の増進を図るため、精神又は身体に障がいを有する 20 歳未満の児童を養育している方に特別児童扶養手当を支給します。	こども未来課
10	障がい児入所施設の充実	日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能を習得できるよう、支援内容や養育環境の充実を図ります。	障がい福祉課
11	障がい児の医療費等に係る自己負担額の軽減 【Ⅳ 4 ②に再掲】	障がい児の医療費や、日常生活を送るのに必要な用具等の購入費の自己負担額の一部を公費で負担します。	障がい福祉課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
12	発達障がい者支援センターによる支援の推進	発達障がいに関する専門的な支援を行う拠点として、発達障がい者支援センターを北九州・福岡・筑豊・筑後の県内4地域に設置し、他の関係機関と連携を図りながら、発達障がい児（者）及びその家族等からの相談対応、保護者や地域の支援者に向けた発達障がいに関する知識を学べる研修の開催を通じて支援を実施します。	障がい福祉課
13	医療的ケア児支援の推進	医療的ケア児に関する専門的な支援を行う拠点として医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその家族等からの相談対応や研修会を実施するとともに、医療的ケア児を介助する家族の肉体的・精神的負担の軽減を図り、身近な地域で家族のレスパイトケアや、医療的ケア児支援に対応できる障がい福祉サービス事業所の人材や医療的ケア児等コーディネーターを養成します。	障がい福祉課
14	医療的ケア児保育受入体制支援 【Ⅱ 2①に掲載】	看護師等を配置する経費に対する助成や、医療的ケア児の保育に係る研修を実施することにより、医療的ケア児の保育受入体制構築のための支援を行います。	私学振興課 子育て支援課
15	障がい者差別解消の推進	事業者団体、障がい者団体、行政機関等で構成する「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、合理的配慮の具体例や県・市町村の相談窓口の情報を共有するとともに、啓発動画やガイドブックを活用した周知啓発や、県の専門相談員の研修派遣を実施します。	障がい福祉課
16	障がい者の文化芸術活動の推進	「ふくおか県障がい児者美術展」の開催をはじめ、市町村とも連携し、障がいのある人の創作活動・発表機会の拡大を図ります。	文化振興課
17	障がい者博物館体験促進事業	障がいのある方が、文化財を十分に鑑賞し博物館を一層楽しめるよう、環境を整備し、主に聴覚・視覚障がいのある方向けのイベントを行います。	文化振興課九州国立博物館・世界遺産室
18	障がいのある方の就職に向けた訓練	障がいのある方が働くために必要な技能を習得するための職業訓練を実施します。	職業能力開発課
19	福岡県パラスポーツタレント発掘・育成事業 【Ⅱ 6③に再掲】	パラスポーツの優れた素質や潜在的な能力を持つ方を発掘・育成し、福岡から世界で活躍するパラアスリートの輩出を目指します。	スポーツ振興課
20	福岡県障がい者スポーツ大会	障がいの種別に関わらず、全ての選手が一堂に会し、ともに競技に挑み、競い合い、スポーツの持つ楽しさ、素晴らしさを感じられる大会として、毎年開催しています。	スポーツ振興課

② 特別支援教育推進体制の整備

【現状と課題】

- 本県における特別支援学校の在籍者数は、年々増加しており、障がいが重度・重複化、多様化、複雑化しています。また、特別支援学級に在籍する子どもの数や通級による指導を受けている子どもの数も増加傾向にあります。
- 障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、障がいのある子どもたちの自立と社会参加の推進が一層強く求められています。

【施策の方向】

- 障がいのある子どもの適切な就学先決定に向けた市町村教育委員会の取組を支援するとともに、県立特別支援学校2校を新設する等、特別支援学校に入学する子どもの確実な受入れと質の高い特別支援教育を提供できる教育環境の整備を推進します。
- 共生社会の形成に向け、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学び、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくことのできる教育の推進とそのため教職員の専門性の向上や教育環境の整備を進めます。
- 障がいのある子どもが自立し、社会参加できるよう、就学前段階から学校卒業後までの長期的な視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた一貫した継続性のある指導及び支援の充実を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	県立特別支援学校生徒希望進路実現支援事業	生徒や保護者を対象としたセミナーやガイダンスを実施し、就職への意識向上を図るとともに、就職支援サポーターを配置し、企業訪問による就職先の新規開拓や職場定着のためのアフターケア等を実施することで、生徒の希望進路の実現を目指します。	特別支援教育課
2	発達障がい児等教育継続支援事業	発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒が、一貫した教育的支援を受けられるよう外部専門家による巡回相談や個別の指導計画及び個別の教育支援計画の活用促進等を実施します。	特別支援教育課
3	県立学校等医療的ケア体制整備事業	医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍する県立学校に看護職員を配置するとともに、研修等による市町村（教育委員会及び学校）への支援や医療的ケアガイドラインの周知を通して、医療的ケアが必要な児童生徒等が、安全に教育を受けられる環境を整備します。	特別支援教育課
4	特別支援教育就学奨励費負担金・補助金	特別支援学校への就学奨励に関する法律の趣旨に基づき就学を促進することを目的とし、教科用図書購入費、学校給食費、交通費、寄宿舎居住費、修学旅行費、学用品購入費を支弁します。	特別支援教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	高等学校インクルーシブ教育システム構築支援事業	県立高校等に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対し、介助及び学習支援を行います。	特別支援教育課
6	高等学校等通級指導推進事業	発達障がい等困難のある生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、通級指導教員を配置し適切な指導や支援を行います。	特別支援教育課
7	障がい児理解啓発推進事業	特別支援学校における交流及び共同学習を実施します。	特別支援教育課
8	特別支援学校専門スタッフ強化事業	特別支援学校において、医療・保健・心理等に関する専門スタッフを配置・活用することにより、専門性と組織力の強化を図るとともに、地域内の小・中・高等学校等に在籍する障がいのあることにも対する相談・支援機能の充実を図ります。	特別支援教育課
9	特別支援学校設備充実事業	県立特別支援学校に、児童生徒の障がいの特性に応じたICT機器を配備します。また、視覚特別支援学校における点字情報ネットワークシステム等の充実を図ります。	特別支援教育課
10	特別支援学校等芸術鑑賞機会の提供	県内の公立特別支援学校に劇団や室内楽団等公演団体を派遣し、公演を行います。	社会教育課
11	障がい者就業・生活支援事業	障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置して、就職や職場への定着が困難な障がいのある人及び就業経験のない障がいのある人に対し、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行います。また、特別支援学校生徒を対象とした就職準備講座や技能見学会等による就職支援を行います。	就業支援課
12	ICTを活用した教育推進事業 【Ⅱ3①に掲載】	これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせた「新しい教育」の実現に向けて、ICTを活用した先進的教育モデルの研究、プログラミング教育の充実に向けた取組や普及啓発を行います。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
13	自立と社会参加に向けた体験学習推進事業 【Ⅱ8①に掲載】	県立特別支援学校に在籍する児童生徒に対し、障がいの種類や状態等に応じた多様な体験学習を実施することで、各教科における学習内容の理解を深めます。	特別支援教育課

6 不登校やいじめ、ひきこもり等に対する取組の推進

① 不登校等に対する取組の推進

【現状と課題】

- 2023(令和5)年度の本県の不登校児童生徒数は、小・中学校が1万8,148人、高等学校が3,587人となっており、増加傾向にあります。また、本県の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、小・中学校が43.4人、高等学校が29.2人で、いずれも全国平均を上回っています。
- 教育機会確保法では、不登校は本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とするとされています。その趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 不登校等の生徒指導上の問題について、早期発見・早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含む校内の全ての教職員で相談機能を充実させるとともに情報共有を徹底し、関係機関と連携・協力する等、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- 日々の授業や行事等において、全ての子どもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングや学級・学校をどの子どもにも落ち着ける場所にしていく取組「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校等を生まない学校づくりを推進します。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、不登校の子ども個々の状況に応じたきめ細かな支援を通じて学校復帰を図るとともに、教育支援センター(適応指導教室)、フリースクール等の民間団体との連携やICTを活用した学習支援を行う等、多様な教育機会を確保しながら社会的自立への支援の充実を図ります。
- 不登校児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた学びの場を整備します。
- 福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりの子ども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信等の支援に取り組めます。
- 高等学校の不登校生徒等の学習継続を支援するため、学習支援センターの運営に対する支援を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実	小学校段階における不登校対策の充実を図るため、学習支援・教育相談・校内連携を行う不登校児童支援員の配置を支援します。	義務教育課
2	学びの多様化の推進	不登校経験のある生徒や不登校状態にある生徒が学びやすい環境を整備するため、博多青松高校通信制教育を各地区の協力校で実施するとともに、不登校生徒等の実態に配慮した学びの多様化学校を設置します。	高校教育課
3	こどもの社会的自立に向けた居場所づくり 【Ⅱ 9②に再掲】	不登校児童生徒が、豊かな自然環境の中でのびのびと過ごすことができる場所を整備し、こどもの社会的自立につなげるための支援に取り組みます。	社会教育課
4	不登校・ひきこもりサポートセンター事業 【Ⅱ 7④、Ⅱ 9②、Ⅲ 6③に再掲】	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。	青少年政策課
5	フリースクールへの支援 【Ⅱ 9②に再掲】	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールの活動を支援するため、一定の財政支援を行います。	私学振興課
6	学習支援センターへの支援	高校の不登校・中途退学対策として、学業不振や学校不適応に悩む生徒や、中途退学したが再度高校卒業にチャレンジする者に学習の場を提供し学業の継続を支援する、学習支援センターの運営に対して助成します。	私学振興課
7	若まど（若者自立相談窓口）の設置 【Ⅱ 7④に掲載、Ⅱ 7②、Ⅲ 6③、Ⅳ 2①に再掲】	若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、その方の状況に合わせて適切な支援機関につなぐ相談体制を充実します。	青少年育成課
8	いじめ・不登校総合対策事業 【Ⅲ 6②に掲載】	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実及びスクールカウンセラー等の専門家や関係機関等との連携・協働により、いじめ・不登校の予防・解消を図ります。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課

② いじめの防止

【現状と課題】

- いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。そのため、学校は、家庭や関係機関と連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めることが大切です。
- 本県はいじめの認知件数は、2023（令和5）年度1万7,183件と、2018（平成30）年度の1万1,262件と比べると、5年間で約6,000件増加しており、いじめの積極的認知が進んでいます。一方、全国調査では、いじめの重大事態の約4割は、学校がいじめとして認知していなかったという結果が出ています。
- いじめの深刻化を防止するために、学校外からのアプローチによる取組も含めて、いじめ問題に取り組み、重大化・長期化するいじめを1件でも多く減らしていく必要があります。

【施策の方向】

- いじめ等の生徒指導上の問題について、未然防止・早期発見・早期対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を含む校内の全ての教職員で相談機能を充実させるとともに情報共有を徹底し、関係機関と連携・協力する等、学校がチームとして組織的に対応する取組を推進します。
- 日々の授業や行事等において、全てのこどもが活躍できる場面を実現させる取組「絆づくり」と、人間関係づくりのトレーニングや学級・学校をどのこどもにも落ち着ける場所にしていく取組「居場所づくり」を充実させ、いじめや不登校等を生まない学校づくりを推進します。
- 学校外の立場でいじめの相談から解消まで取り組む「福岡県いじめレスキューセンター」を設置し、いじめに悩むこどもや保護者を支援します。
- 私立学校におけるいじめ重大事態等について対応への支援を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	いじめ・不登校総合対策事業 【Ⅲ 6 ①に再掲】	楽しく学べる学校づくりを推進するため、教育相談体制の整備・充実及びスクールカウンセラー等の専門家や関係機関等との連携・協働により、いじめ・不登校の予防・解消を図ります。	高校教育課 義務教育課 特別支援教育課
2	学校外からのアプローチによるいじめ解消に向けた支援 【Ⅱ 7 ④に再掲】	いじめの相談窓口「福岡県いじめレスキューセンター」を設置し、学校外の立場で、いじめに悩むこどもや保護者を支援します。	こども未来課
3	スクールサポーター制度を通じた非行・犯罪被害の防止 【Ⅱ 4 ④に掲載】	警察署管内の小学校・中学校・高等学校等に直接赴いて、学校が抱えている非行問題等の解消や安全対策の支援、いじめ問題への対応等、学校と警察のパイプ役となってこどもの非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行います。	少年課

③ ひきこもりに対する取組の推進

【現状と課題】

- 福岡県のひきこもり地域支援センター、ひきこもり地域支援センター筑豊サテライトオフィス及び筑後サテライトオフィスにて対応した、2023（令和5）年度のひきこもり相談件数（実件数）は1,052件であり、うち29歳以下の相談件数（実件数）は406件となっています。
- ひきこもりの長期化や8050問題^{*}などの課題があり、住民にとってより身近な市町村域におけるひきこもり支援施策の充実を図る必要があります。
*子が長期間引きこもったまま親が80代、子が50代を迎えて発生する問題

【施策の方向】

- 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携したひきこもり対策を推進します。
- 各市町村でのひきこもり支援の取組を支援する体制整備を行います。
- 福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信等の支援に取り組みます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	ひきこもり対策推進事業 【Ⅱ 7④、Ⅱ 9②に再掲】	精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」、筑豊及び筑後地域に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置し、ひきこもり支援のための核となる機関として相談対応、関係者への研修及び連携会議等を行います。	健康増進課こころの健康づくり推進室
2	不登校・ひきこもりサポートセンター事業 【Ⅲ 6①に掲載、Ⅱ 7④、Ⅱ 9②に再掲】	福岡県立大学「不登校・ひきこもりサポートセンター」において、不登校・ひきこもりのこども、保護者や学校関係者等に対する専門的な相談・情報発信などの支援を行います。	青少年政策課
3	無業の若者に対する職業的自立支援 【Ⅳ 2①に掲載、Ⅱ 7②、Ⅱ 7④に再掲】	働くことに不安や悩みを抱える15歳から49歳までの方を対象に、若者サポートステーションにおいて心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。また、ひきこもり等の長期無業者を対象に、メタバース空間を活用した支援を推進することでより多くの長期無業者の就職や社会参加を実現します。	就業支援課
4	若まど（若者自立相談窓口）の設置 【Ⅱ 7④に掲載、Ⅱ 7②、Ⅲ 6①、Ⅳ 2①に再掲】	若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、その方の状況に合わせて適切な支援機関につなぐ相談体制を充実します。	青少年育成課

④ 自殺対策

【現状と課題】

- こどもの自殺者は、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した 2020（令和 2）年以降、全国的に増加傾向にあり、本県も同様です。本県における 2023（令和 5）年の 30 歳未満の自殺者数は、153 人となっています。
- 関係機関・団体と一層の連携を図り、総合的に自殺対策を実施し、特に社会・生活環境の変化の影響を受けやすい若年層に対して、つながりやすい相談窓口の整備や居場所づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向】

- 保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関と連携した自殺対策を推進します。
- 自殺を考えている人の不安軽減や孤独・孤立感を解消するため、電話相談窓口や若年層が利用しやすい SNS 相談窓口を整備するとともに、インターネット上にメタバースを活用した居場所を設置します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	自殺対策事業	自殺予防週間、自殺対策強化月間における啓発活動や 24 時間 365 日の相談窓口の設置等により、自殺防止を図ります。また、自殺未遂者の再企図を防ぐため、未遂に至った要因分析やその解決に向けた支援機関との連携など、自殺未遂者支援事業を実施します。	健康増進課こころの健康づくり推進室
2	自殺予防 SNS 相談事業 【Ⅱ 9②に再掲】	若年層及び女性の自殺者数の増加を抑制するため、自殺予防 SNS 相談を実施します。	健康増進課こころの健康づくり推進室
3	メタバースを活用した居場所づくり事業 【Ⅱ 9②に再掲】	インターネット上にメタバースを活用した居場所「おいでよきもちかたりあう広場」を設置し、孤独・孤立の気持ちを抱える若年層を対象としたレクリエーション等を実施します。	健康増進課こころの健康づくり推進室

7 ヤングケアラー、性的マイノリティ、外国人のこども等への支援

① ヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

- 令和6年6月に「子ども・若者育成支援法」が改正され、ヤングケアラーについて、「家族の介護その他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。
- ヤングケアラーは、ケアが日常化することで社会生活を円滑に営む上での困難を抱え、権利侵害が発生している状態にあります。その意思を尊重しながら、必要な支援を行っていく必要があります。
- 「青少年の意識・ニーズ調査」(2023(令和5)年度)によると、「ヤングケアラー」の説明を掲げたうえで、自分がヤングケアラーに当てはまると回答したのは、小学生 2.2%、中学生 1.8%、高校生 1.6%となっています。
- こども本人や家族に自覚がなく顕在化しづらい場合もあることから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が連携して早期の把握・支援につなげることが必要です。
- 家族のケアの負担が大きく、学業や友人関係などに支障が生じており、権利の重大な侵害が生じている場合には、家族の世話などにかかる負担を軽減・解消し、こどもとしての時間を確保していくことが必要です。
- 現時点で学業や友人関係などへの支障までは生じていないが、将来の心配事の不安やケアの心理的負担が大きい場合においても、その負担の軽減を図ることが重要です。

【施策の方向】

- ヤングケアラーの把握のため、関係機関の連携を構築するとともに、市町村のこども家庭センターにおいて必要な支援につなげます。
- ヤングケアラーがいる世帯への家事・育児支援に対する市町村の支援を促進します。
- 将来の心配事の不安やケアの心理的負担が大きいヤングケアラーが悩みを相談・共有できる機会の提供を進めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	ヤングケアラーの早期発見と関係機関連携による支援	家庭内のことで表に出にくいヤングケアラーの早期発見のために、学校や市町村、介護・障がい・医療等の関係機関の連家体制の構築を進めるとともに、市町村のこども家庭センターによる円滑なアセスメントとサポートプランの作成により、必要な支援につなげます。	こども未来課
2	ヤングケアラーがいる世帯へ家事・育児の支援 【IV 6①に掲載】	市町村が実施する子育て世帯訪問支援事業について、ヤングケアラーがいる家庭等への活用を促進します。	こども未来課

② 性的マイノリティの子どもへの支援

【現状と課題】

- 性的少数者が、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。これを踏まえ、性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めるための取組が必要です。

【施策の方向】

- 地域社会や職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるため、庁内関係課や企業、支援団体等と連携し、講演会や研修の開催、啓発資料の配布など様々な手法による啓発を推進します。
- 双方又は一方が性的少数者であるカップルのための「パートナーシップ宣誓制度」を推進します。
- L G B T Qの方などすべての方が抱える、心、家族、暮らし、労働等、広範多岐な悩みについて、電話等による相談を実施します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	性の多様性に関する理解促進事業 【Ⅱ 8③に掲載、Ⅱ 3③に再掲】	性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を行います。	人権・同和対策局調整課
2	パートナーシップ宣誓制度 【Ⅱ 8③に掲載】	双方又は一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。	人権・同和対策局調整課
3	あすばる相談支援事業 【Ⅱ 7④に掲載】	福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、女性、男性やL G B T Qの方などすべての方が抱える、心、家族、暮らし等、広範多岐な悩みについて、電話等による相談を実施し、相談者自身が問題解決に向けて自己選択、自己決定していくよう支援します。	男女共同参画推進課

③ 外国人の子ども等への支援

【現状と課題】

- 県内の在留外国人の数は年々増加しており、2023（令和5）年12月末時点で9万9,695人となっています。このうち、29歳以下の外国人数は5万2,943人となっています。
- 日本語指導が必要な児童生徒（日本国籍・外国籍とも）は、小学校722人、中学校255人（2023（令和5）年度）であり、今後も増加が予想されることから、日本語指導担当教員の指導力向上や組織的な日本語指導の支援体制の整備を一層進める必要があります。
- 働き手となる外国人の増加に伴い、帯同する家族が増えることが予想されます。そのため、子どもを含めた外国人の受け入れ環境の整備が求められています。
- 日本語指導、適応支援等個々の状況に応じた支援を推進する必要があります。

【施策の方向】

- 外国人子育て家庭や妊産婦が、言葉の心配をすることなく子育てに関する相談ができるよう県や市町村における支援体制の整備を図ります。
- 日本語教室を通じて外国人の親やその子どもが地域住民と交流しながら安心して子育てを行える居場所づくりにつなげます。
- 外国人の子ども等日本語指導を必要とする子どもへの対応として、個に応じた指導を実施するための学校の指導体制や市町村の体制づくりを支援する取組を推進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	「FUKUOKA IS OPEN センター」における相談対応（海外人材活躍推進事業）	「FUKUOKA IS OPEN センター」において、外国人子育て家庭や妊産婦からの子育てに関する相談に多言語で対応し、相談内容に応じて適切な専門機関へつなぐとともに、市町村の保健・医療・福祉等担当窓口や医療機関、教育機関など、外国人の子どもへの支援に関係する者からの、外国人の子どもに関する相談についても、当センターにおいて通訳・相談支援を行います。	国際政策課
2	在留外国人のこどもの保育に関する対応【Ⅱ 2 ①に再掲】	保育所等の利用を希望する外国人子育て家庭を支援するため、市町村による通訳配置や多言語音声翻訳システムの導入等、多言語対応のための体制の整備を図ります。	子育て支援課
3	帰国・外国人児童生徒への日本語指導の体制を整備	日本語指導が必要な児童生徒の教育支援のため、日本語指導について専門性の高い教員を育成するとともに、外国人のこどもの就学機会確保の必要性について、市町村教育委員会に周知を図ります。	義務教育課
4	日本語指導が必要な生徒への支援	日本語指導が必要な生徒の実態に応じて、学習指導やキャリア教育等に関する支援の充実を図ります。	高校教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
5	入学者選抜帰国生徒等特例措置	帰国生徒等について、特別学力検査などの必要な特例措置を講じることにより、適切な受入れを図ります。	高校教育課
6	市町村等が運営する日本語教室の支援（日本語教育環境整備事業）【Ⅱ 9②に再掲】	在留外国人の日本語学習の場にとどまらず、地域住民との交流の場ともなる日本語教室への支援を行い、外国人の親等の居場所づくりにつなげます。	国際政策課
7	ふくおか国際医療サポートセンター	医療通訳ボランティアの派遣や、多言語での電話通訳、県内の医療機関の案内や日本の医療制度の案内により外国人患者の円滑な受け入れを支援します。	医療指導課

柱Ⅳ 結婚・子育ての希望をかなえ、こどもを安心して産み育てることができるための支援

- 2023（令和5）年の本県の出生数は3万3,942人、合計特殊出生率は1.26となり、「ふくおかこども・子育て応援プラン」（第2期）の計画期間の始期の前年である2018（平成30）年の本県の出生数4万2,008人から8,066人（19.2%）の減、同年の本県の合計特殊出生率1.49から0.23ポイントの減となっています。
- 少子化の進行に歯止めがかからない中、2023（令和5）年12月、「こども大綱」と同日に閣議決定された国の「こども未来戦略」では、「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である」とした上で、若年人口が急激に減少する2030年までに少子化トレンドを反転させるため、2024（令和6）年度から3年間の集中的な取組である「こども・子育て支援加速化プラン」を示しています。
- この「加速化プラン」では、「若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」の3つの柱に沿って具体的な施策を実施するとしており、児童手当の拡充や出産育児一時金の引き上げなどが実施されています。
- 県では、2023（令和5）年度に、こどもを安心して産み育てることができる地域社会づくりを推進するため、「福岡県出産・子育て安心基金」を設置しており、国が打ち出すこれらの施策を踏まえつつ、この基金も活用しながら、より県民ニーズに即し、効果的であると判断されるきめ細かな施策の充実に取り組んでいくこととしています。

1 次代の親の育成

【現状と課題】

- 価値観や考え方が多様化する中で、若い世代が、仕事・結婚・出産・子育てなど自らの将来を主体的かつ具体的に考えることができるよう、ライフプラン形成を支援する必要があります。
- 次代の親となる若者たちが、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義について理解するとともに、妊娠・出産と、飲酒、喫煙等の生活習慣や年齢、体重との関係など、妊娠・出産に関する正しい知識を習得することが大切です。
- 国立社会保障・人口問題研究所が2021（令和3）年度に実施した「第16回出生動向基本調査」によると、乳幼児とふれあう経験が多かった（多い）未婚者は、結婚意欲が高く、また、希望する子ども数が多い傾向がみられます。

【施策の方向】

- 若い世代が結婚や子育てに対する理解を深めるため、ライフプラン教育を推進します。
- 学校等において、結婚や子育てについての正しい知識を習得し、理解を深める活動を促進します。
- 若い世代が子どもを産み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、市町村等における若い世代と乳幼児とのふれあい体験の推進を図ります。
- 家庭、地域、社会における自立した生活者として必要な力を育むため、学習指導要領に基づき、発達段階に応じて、各ライフステージの特徴などを踏まえた生涯を見通した生活設計やこどもの生活と保育等についての学習を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	若い世代が結婚や子育てについて理解を深める活動の促進	結婚や子育てについての理解を深めるため、教育現場と連携し、子どもが自らの将来について明確なビジョンを描けるよう、ライフプラン教育の取組を推進します。	子ども未来課
2	若い世代と乳幼児との直接的なふれあい体験実施の促進	次世代の親となる若い世代が将来の家庭や子育てについて考える機会を提供するため、中高生を対象とした直接的な乳幼児とのふれあい体験の実施を促進します。	子ども未来課
3	「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン 【IV 6 ①に掲載】	「家族の日」（11月第3日曜日）がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます。	子育て支援課
4	プレコンセプションケアの推進 【II 1 ①に掲載、II 7 ④に再掲】	「福岡県プレコンセプションケアセンター」を設置し、思春期からの人々を対象に性と健康に関する正しい知識の発信や相談対応を行います。	子育て支援課
5	高校生×ジェンダー平等ワークショップ 【II 8 ③に掲載】	若者のジェンダー平等への理解を促進するため、高校生等を対象としたワークショップを開催し、その成果を福岡県ジェンダー平等フォーラム等で発信します。	男女共同参画推進課
6	金融リテラシー教育の推進 【II 7 ①に掲載】	県立高校生が金融リテラシーを身に付けられるよう、教材の開発や外部人材を活用した授業を実施します。	高校教育課

2 若い世代の生活の基盤の安定への支援

① きめ細かな就職支援

【現状と課題】

- 本県の令和6年7月の有効求人倍率は1.13倍となり、県内で新型コロナウイルス感染症が発生する前の1.47倍と比べると、0.34ポイント低下しています。
- 令和4年就業構造基本調査によると、本県の若年無業者数は3万3千人と5年前に比べ横ばいとなっています。
- 市町村やハローワーク等の関係機関と連携し、若年求職者へのきめ細かな支援を行い、就職活動の促進を図る必要があります。
- 中高年求職者は、労働条件や職種 mismatchesにより離職期間が長期化する傾向にあり、求職者一人一人の置かれた状況やニーズに応じた支援が必要です。
- 女性の就業率は上昇していますが、現在もなお出産・子育てを機に約3割が退職しています。また、女性の多くは非正規雇用であり、女性の希望に応じて、安定した雇用に繋げる支援が必要です。
- 新規学卒者等の円滑な就職を支援するため、地域ニーズに対応した職業訓練を実施する必要があります。
- 働く意欲のある子育て中の方が就職できるよう支援する必要があります。

【施策の方向】

- 若者一人ひとりの置かれた状況やニーズに応じた、きめ細かな就職支援を市町村やハローワーク等の関係機関と連携し行います。
- おおむね40歳から64歳までの中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介などを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援します。
- 子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対し、将来のキャリアに関する相談や就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を行います。
- 高等技術専門学校等において地域ニーズに対応した職業訓練を実施するとともに、民間の教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職を支援します。
- 子育て中の方も受講しやすい託児付訓練や短時間訓練等の職業訓練を実施し、就職を支援します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	若者就職支援センター事業 【Ⅱ 7②に再掲】	おおむね 39 歳までの若者を対象に、個別就職相談をはじめ、セミナーや合同会社説明会などを実施し、将来に向けた進路選択や、その後の就職活動をきめ細かに支援することにより、円滑な就職を促進します。	就業支援課
2	中高年就職支援センター事業	おおむね 40 歳から 64 歳までの中高年者を対象に、個別就職相談やハローワークとの連携による職業紹介、中高年者の就職が多く見込まれる分野のセミナーなどを実施し、離職期間が長期化する傾向にある中高年者の早期再就職を支援します。	就業支援課
3	ママと女性の就業支援センター事業 【Ⅳ 2②、Ⅳ 5①、Ⅳ 5②に再掲】	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。	就業支援課
4	無業の若者に対する職業的自立支援 【Ⅱ 7②、Ⅱ 7④、Ⅲ 6③に再掲】	働くことに不安や悩みを抱える 15 歳から 49 歳までの方を対象に、若者サポートステーションにおいて心理相談、グループワーク、就労体験などを実施し、職業的自立を支援します。また、ひきこもり等の長期無業者を対象に、メタバース空間を活用した支援を推進することでより多くの長期無業者の就職や社会参加を実現します。	就業支援課
5	高等技術専門学校等における職業訓練・就職支援	新規学卒者や離転職者を対象に、高等技術専門学校及び福岡障害者職業能力開発校における施設内訓練や民間の教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施します。併せて、訓練生への就職相談や就職指導、企業とのマッチング等を行い就職を支援します。	職業能力開発課
6	子育て中の方の就職に向けた訓練	子育て中の方が受講しやすいよう託児サービス付きの職業訓練を実施するほか、短時間の訓練やe-ラーニングで学べる訓練を実施します。	職業能力開発課
7	看護職員復職研修事業	子育て等により離職した看護職員に対し、最新の知識及び看護技術を再習得させることで職場復帰を促し、働き続けられるよう支援します。	医療指導課
8	若まど（若者自立相談窓口）の設置 【Ⅱ 7④に掲載、Ⅱ 7②、Ⅲ 6①、Ⅲ 6③に再掲】	若者の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、その方の状況に合わせて適切な支援機関につなぐ相談体制を充実します。	青少年育成課

② 所得向上に向けた支援

【現状と課題】

- 国は少子化対策の方針を示した「こども未来戦略」において、「政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む」とし、最低賃金の引き上げや、リスキリングによる能力向上支援等の三位一体の労働市場改革を通じて、構造的な賃上げを実現するとしています。
- 県内雇用の8割を担う中小企業の持続的な賃上げ環境を整備するためには、労務費を含めたコストの適切な価格転嫁が必要です。

【施策の方向】

- 非正規雇用労働者の正規化に向けたリスキリングの支援に取り組みます。
- 中小企業の円滑な価格転嫁を進めるため、「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結団体と連携し、専門家の伴走支援や、価格交渉力向上の支援、街頭啓発活動などに取り組みます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	非正規雇用労働者の正規雇用化に向けたリスキリング支援	非正規雇用労働者の所得や雇用への不安を解消するため、非正規雇用労働者の正規化に向けた支援プログラムを実施します。	職業能力開発課
2	中小企業の価格転嫁の取組に対する支援	中小企業の円滑な価格転嫁を進め、賃上げの原資を確保できるよう、事業者向けのセミナーや専門家派遣、県民向けの啓発活動を実施します。	中小企業振興課
3	地域における更なる雇用の創出	成長産業（半導体、自動車等）の拡大、企業誘致の強化を通じ、更なる雇用の創出を図ります。	商工政策課技術人材育成室 新産業振興課 自動車・水素産業振興課 企業立地課
4	労働相談の実施	県内4地域に労働者支援事務所を設置し、労働者・使用者の双方から労働に関する相談を受け付けて労働関係法令に関する情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援します。	労働政策課
5	ママと女性の就業支援センター事業 【IV 2①に掲載、IV 5①、IV 5②に再掲】	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。	就業支援課
6	建設産業魅力発信事業（建設産業魅力発信・女性活躍セミナー） 【II 6④に掲載、II 8③、IV 5②に再掲】	業界団体と連携し、若者に対して効果的に建設産業の魅力を発信し、担い手確保を促進します。また、女性技術者の様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上につなげます。	建築指導課 県土整備企画課
7	就業前労働講座 【II 7①に掲載】	就業前の生徒（主に高等学校3年生）を対象に社会保険労務士を派遣して、講座を実施し、労働法の基礎知識及び働くことの権利・義務に関する知識についての教育や情報提供を行います。	労働政策課

3 出会い・結婚応援の推進

【現状と課題】

- 少子化の主な原因である未婚化や晩婚化の要因は複合的であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境のほか、出会いの機会自体の減少が考えられます。
- 本県の平均初婚年齢は、1970（昭和45）年から2023（令和5）年までの53年間で男性では3.9歳、女性では5.2歳上昇しています。また、1995（平成7）年までは、男女ともに1桁台であった50歳時未婚率は、2020（令和2）年時点で男性では26.7%、女性では19.7%にまで上昇しています。
- また、「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」（2023（令和5）年度）によると、「一生結婚するつもりはない」という回答は16.5%となっており、前回調査時（令和元年度）より6.5ポイント増加しています。
- 一方、「できるだけ早く結婚したい」「いずれ結婚したい」が約5割という結果が出ています。結婚の意向がある人が現在独身でいる理由は、「適当な相手にまだめぐり合わないから」が約5割で一番多い回答となっています。
- 結婚は個人の意思に基づくものですが、誰もが住み慣れたところで働き、安心して子どもを産み育てられるようにするためには、きめ細かな就職支援を行い、若者の経済的自立を促進するとともに、県内各地域において出会いの機会の提供や結婚したい人を応援する気運の醸成などに取り組むことが重要です。

【施策の方向】

- 独身者を対象に、出会いの機会を活かすためのコミュニケーション力を高めるための支援や個別相談によるフォローアップの実施、出会い・結婚に関する様々な情報発信・啓発などにより、出会いから結婚につなげるための支援を行います。
- 独身者の出会い・結婚を応援する企業・団体として県が登録する「出会い応援団体」の登録拡大を図り、地域全体で結婚を応援する気運の醸成を図ります。
- 会員登録制コミュニティサイト「ふく♡こいコミュニティ」の活用により、AIが相性診断したグループ間のイベントや、「企業・団体間マッチング支援センター」による県内各地域での、異業種間の交流や体験型のイベント等、独身者のニーズを踏まえた多様な出会いの場を提供します。また、若い世代の意向やニーズに即した出会いの機会の提供を進めます。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	「出会い応援団体」の登録拡大	県内企業・事業所の代表者が、結婚を希望する独身者を応援する具体的な取組を自主的に宣言・実施し、それを県が登録する「出会い応援団体」の登録制度を推進します。	こども未来課
2	多様な出会いの場の提供	「ふく♡こいコミュニティ」に登録した独身者に対し、AIを活用した出会いイベントを開催することでより交際に結びつきやすい取組を推進します。また、「企業・団体間マッチング支援センター」において、個別企業や様々な業界団体へ働きかけを行い、異業種団体間での出会いイベントのマッチングを実施します。出会いの場の提供にあたっては、地域の特性を活かしたものや、若い世代の意向やニーズを踏まえたものなど、多様な機会を提供します。	こども未来課 政策支援課
3	出会いから結婚へつなげるための支援	企業・団体と連携し、独身者を対象に、コミュニケーションスキルアップ等の交際の発展をサポートするセミナーや、個別相談によるフォローアップを実施します。また、将来結婚したいとの希望を持つ、就職後間もない若い世代を対象に、結婚・子育てなど将来のライフデザインを描けるセミナーを開催する等の支援を実施します。	こども未来課
4	公式LINEアカウント「ふく♡こい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大	出会いイベント情報を配信する公式LINEアカウント「ふく♡こい」及びメールマガジン「あかい糸めーる」の登録拡大を図ります。	こども未来課
5	結婚・子育てに関する総合ポータルサイト「にこぽ」による情報発信	出会い、結婚、妊娠・出産、子育てに関する切れ目のない支援を行うため、各ライフステージに応じた支援施策などを広く情報発信します。	子育て支援課
6	「ウェディングギフトフラワー」プレゼント	県の「出会い・結婚応援事業」による出会いイベントで成婚した方に対して、結婚特典を提供しており、その1つとして、花のある暮らしを提案するため、フラワーベースと県産花きの定期便をプレゼントします。	園芸振興課 こども未来課

4 子育て世帯の経済的負担の軽減

① 全ての子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

- 「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」(2023(令和5)年度)によると、夫婦の育てられるこどもの数は、理想のこどもの数を下回っており、理想より現実にこどもの数が少ない理由としては、「こどもを育てるのにお金がかかる」という経済的理由が最も高くなっています。
- 安心して妊娠・出産・子育てできるよう、妊婦や子育て当事者が経済的な不安を抱えることなく、こどもに向き合えるようにする取組が必要です。
- また、不妊や不育症に悩む方への精神的、経済的負担の軽減も求められています。
- 「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」(2023(令和5)年度)によると、こどもを健やかに産み育てるために期待する施策として「出産費用の援助や保育所・幼稚園等の費用負担の軽減など子育てのための経済的支援の拡充」が最も高くなっています。
- 資材費や人件費の高騰により住宅価格は上昇傾向にあり、年収の低い若い世代が住宅を取得しづらい状況です。

【施策の方向】

- 次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までのこどもを養育している方に、児童手当を支給します。
- 幼児教育・保育の無償化や病児保育の利用料無償化を実施することにより、全てのこどもが質の高い幼児教育・保育を受ける機会の確保や子育て世帯の負担軽減を図ります。
- 高額な治療費が必要となる不妊症・不育症について、治療費の一部を助成することにより、治療等に取り組む方の経済的負担の軽減を図ります。
- 出産・育児用品の購入費や産後ケア事業の利用料の一部を助成することにより、産前産後における経済的支援を実施します。
- 若年世帯・子育て世帯に対し、子育てしやすい中古住宅が取得できるよう、支援を行います。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	児童手当 【Ⅲ 3④に再掲】	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童手当を支給します。	こども未来課
2	不妊・不育に悩む方への経済的支援 【Ⅱ 1①に掲載】	先進医療による不妊治療費、不育症検査・治療費の一部助成により、不妊・不育に悩む方に対する経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
3	出産・子育て応援交付金事業 【Ⅱ 1②に掲載】	妊婦や子育て家庭に寄り添い、面接や情報発信により必要な支援につなぐ伴走型相談支援や、出産・育児用品の購入費助成のための経費的支援を行う市町村に対して、事業費の一部を補助します。	子育て支援課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	産後ケア事業の利用促進 【Ⅱ 1 ②に掲載】	市町村が実施する産後ケア事業の利用料減免に要する経費や市町村の運営費の一部を補助することで、利用促進を図り、産後の母子の健やかな生活を支援します。	子育て支援課
5	幼児教育・保育の無償化の実施 【Ⅱ 2 ①に再掲】	保護者の負担軽減を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料を無償化します。また、0歳から2歳までのこどもたちについては、住民税非課税世帯等を対象として利用料を無償化します。	私学振興課 子育て支援課 義務教育課
6	病児保育の利用料無償化 【Ⅱ 2 ①に再掲】	病児保育の利用料を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援課
7	こども医療費支給制度 【Ⅱ 1 ③に掲載】	子育て世帯の経済的負担の軽減とこどもの健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	こども未来課
8	離島高校生等修学支援金	離島から福岡県の県立高等学校（専攻科を除く）、私立高等学校、市（組合）立高等学校、県立中等教育学校後期課程、県立特別支援学校高等部又は市立特別支援学校高等部へ進学する生徒の通学に要する交通費及び居住費を支給することにより、離島高校生等の修学支援を図ります。	私学振興課 高校教育課
9	県民ニーズを踏まえた子育てしやすい既存住宅の取得支援 【Ⅳ 6 ③に掲載】	若年世帯・子育て世帯が中古住宅の売買時に行う建物状況調査（住まいの健康診断）の実施や、購入した中古住宅や同居する親世帯の持家に対する必要なリノベーション工事の支援に取り組みます。	住宅計画課

② きめ細かな対応が必要な家庭への経済的支援

【現状と課題】

- すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、本人の意欲と適性に応じて、教育を受け、職業につくことで、地域社会を支える一員として活躍できるよう、こどもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行う必要があります。
- 本県は、全国と比較して就学援助や高校生等奨学給付金の受給割合が高く、厳しい就学環境の中で学習するこどもたちへの支援が求められています。
- 本県における17歳以下の生活保護率及び小中学生の就学援助率は、ともに全国平均に比べて高く、こどもの貧困の現状は、厳しいものとなっています。(生活保護率(2022(令和4)年度): 全国平均 0.89%、福岡県 1.49%/就学援助率(2022(令和4)年度): 全国平均 13.9%、福岡県 20.8%)
- ひとり親家庭の年間平均収入額は、母子家庭は276万円、父子家庭は469万円で、年収300万円未満の割合は、母子家庭では61.7%、父子家庭では22.6%となっています。家計の状態については、母子家庭の32.1%が、父子家庭の23.3%が「とても足りない」と感じています。
- がん治療によって主に卵巣、精巣等の機能に影響を及ぼし、妊孕性が低下することがあります。妊孕性温存療法は、原疾患に対する費用に加えた高額な自費診療となり、特に若年のがん患者等にとって経済的な負担となっています。また、人生の最終段階における療養場所として、自宅や地域で過ごす希望がかなうよう、小児・AYA世代のがん患者の在宅での療養環境の整備が求められています。
- 小児慢性特定疾病にかかっているこどもの健全育成の観点から、医療費の負担軽減が求められています。

【施策の方向】

- 家庭の経済状況にかかわらず、全てのこどもたちが将来的な夢や希望を諦めることなく、安心して教育を受けることができるよう、教育費の負担軽減を図ります。
- 学ぶ意欲のあるこどもが経済的理由で修学を断念することがないように、高等学校等奨学助成事業に取り組めます。
- 貧困の状況にある家庭のこどもが、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、その権利利益が侵害されないよう、貧困の状況にある家庭に対し、必要な経済的支援を行います。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付を行うとともに、医療費負担の軽減を図ります。
- 将来こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者が、希望をもってがん治療に取り組むことができるよう、関係者等と連携し、「小児・AYA世代がん患者等妊孕性温存治療費助成事業」の情報発信や指定医療機関の拡大等を行うことにより、事業の活用を選択する機会の確保に努めます。在宅療養に係る財政支援等を通じた在宅療養環境等の体制整備を推進します。
- 小児慢性特定疾病にかかっているこどもに係る医療費を助成します。

- 障がい児の医療費等に係る自己負担額の軽減を図ります。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	私立小中学校等授業料軽減補助金	入学後家計が急変し、急変後の所得が一定未満相当かつ資産保有要件を満たす世帯に授業料の減免を行う学校法人に対し、授業料軽減補助金を交付します。	私学振興課
2	福岡県立学校授業料等減免事業（家計急変世帯への支援）	就学支援金の支給を受けることができない生徒が、保護者などの失職、倒産などの家計急変による経済的理由から授業料の納付が困難となった場合に免除します。	財務課
3	高等学校等就学支援金	高等学校等に通う生徒の授業料に充てるため、年収約910万円未満の生徒に対し、高等学校等就学支援金を支給します。私立高等学校等に通う年収約590万円未満の世帯に対しては、就学支援金を加算して支給します。	私学振興課 財務課
4	高校生等奨学給付金	低所得世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、福岡県内在住の保護者等に返還の必要のない高校生等奨学給付金を支給します。	私学振興課 財務課
5	高等学校等専攻科修学支援金	低所得者等の教育費負担の軽減を図るため、高等学校等の専攻科に通う生徒に対し、高等学校等専攻科修学支援金を支給します。	私学振興課 財務課
6	高等学校等学び直し支援金	高等学校などを中途退学した者が学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間の経過後も、卒業までの間（最長2年間）、高等学校等学び直し支援金を支給することにより、授業料の負担軽減を図ります。	私学振興課 財務課
7	私立専門学校修学支援事業	私立専門学校が経済的理由により授業料減免を行った生徒に対して助成します。	私学振興課
8	私立専門学校授業料等減免補助金	学ぶ意欲のある生徒が経済的理由により修学を断念することがないよう、私立専門学校が行う住民税非課税世帯等の生徒を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成を行います。	私学振興課
9	高等学校等奨学金助成事業	経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を無利子で貸与する福岡県教育文化奨学財団に助成を行います。	社会教育課
10	私立高等学校等学校納付金軽減補助金	生活保護世帯等に対して学校納付金の軽減を行う学校設置者に対し、学校納付金軽減補助金を交付します。	私学振興課
11	進学準備給付金【Ⅲ 3 ①に掲載】	生活保護世帯のこどもに対し、大学等進学のための準備に係る費用を支給します。	保護・援護課
12	定時制及び通信制課程修学奨励事業【Ⅲ 3 ①に掲載】	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障するため、修学奨励金を貸与します。	高校教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
13	要保護児童生徒援助費補助金 【Ⅲ 3①に掲載】	経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた市町村（学校組合）に対し、国がその経費の一部を補助します。	義務教育課
14	福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（医療費） 【Ⅲ 3①に掲載】	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校保健安全法施行令第8条に定める疾病治療のための医療に要する費用を援助します。	体育スポーツ健康課
15	福岡県立中学校等要保護及び準要保護生徒援助費（学校給食費） 【Ⅲ 3①に掲載】	要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮していると県教育委員会が認める者に対して、学校給食法第11条第2項に規定する経費を援助します。	体育スポーツ健康課
16	福岡県立高等学校定時制課程夜食費補助 【Ⅲ 3①に掲載】	県が設置する高等学校の夜間定時制課程に在学する者で、経済的理由により著しく修学が困難な有職生徒に対して、夜食費の一部を補助します。	体育スポーツ健康課
17	県立三大学授業料等減免事業 【Ⅱ 7③に掲載、Ⅲ 3①に再掲】	学ぶ意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、県立三大学が行う住民税非課税世帯および多子世帯の学生を対象とした授業料及び入学金の減免に対して助成します。	青少年政策課
18	住居確保給付金事業 【Ⅲ 3②に掲載】	離職等により住居を喪失し、またはそのおそれのある方に対し、一定期間、家賃相当額を支給します。	保護・援護課
19	就労自立給付金 【Ⅲ 3③に掲載】	安定した職業に就いたことなどにより生活保護を必要としなくなった方に対し、就労自立給付金を支給します。	保護・援護課
20	生活福祉資金の貸付 【Ⅲ 3④に掲載】	生活に困窮している子育て世帯等の生活を下支えするため、生活福祉資金の貸付を行います。	保護・援護課
21	児童扶養手当 【Ⅲ 4④に掲載、Ⅲ 3④に再掲】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までの児童を養育している方に児童扶養手当を支給します。	こども未来課
22	ひとり親家庭等医療費支給制度 【Ⅲ 4④に掲載】	ひとり親家庭の親及びその子、父母のない子の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を公費で負担します。	こども未来課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
23	ひとり親の資格取得に関する給付金【Ⅲ 4 ②に掲載】	ひとり親家庭の親に対して、対象講座の受講費用の一部を助成する自立支援教育訓練給付金や、看護師・介護福祉士などの就職に有利な資格を取得する際の生活の負担を軽減するための高等職業訓練促進給付金を支給することにより、就職に結びつきやすい資格取得等の支援を行います。	こども未来課
24	修業中のひとり親への受講費・就職準備金・住宅費の貸付【Ⅲ 4 ②に掲載】	高等職業訓練促進給付金受給者に対して、入学準備金・就職準備金の貸付を行います。また、母子・父子自立支援プログラム策定者を対象に、住居費の貸付を行います。	こども未来課
25	公正証書等作成費用の支援【Ⅲ 4 ③に掲載】	公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約の締結を支援することにより、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図ります。	こども未来課
26	母子父子寡婦福祉資金の貸付【Ⅲ 4 ④に掲載】	ひとり親家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。	こども未来課
27	(独)日本スポーツ振興センター共済掛金保護者負担額補助	県教育委員会が認める要保護者及び準要保護者に対して、学校管理下における災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に備えた災害共済給付制度共済掛金のうち、保護者負担額を県と(独)日本スポーツ振興センターが助成します。	高校教育課
28	幼児教育・保育利用に要する保護者負担の軽減【Ⅱ 2 ①に再掲】	保護者の世帯所得の現状を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等の実費について、その費用の一部を助成します。	私学振興課 子育て支援課
29	小児・AYA世代のがん患者等への妊孕性温存治療の支援【Ⅱ 1 ④に掲載】	将来、こどもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望を持ってがん等の治療に取り組むことができるよう妊孕性温存治療費と温存後の生殖補助医療に係る費用の一部を助成します。	がん感染症疾病対策課
30	小児・AYA世代のがん患者の在宅療養の支援【Ⅱ 1 ④に掲載】	小児・AYA世代のがん患者が住み慣れた自宅で安心して生活を送ることができるよう、在宅介護サービスに係る利用料の助成を行う市町村に対して経費を補助します。	がん感染症疾病対策課
31	小児慢性特定疾病医療費の負担軽減【Ⅱ 1 ④に掲載】	小児慢性特定疾病に罹患している患児に係る医療費の自己負担分(一部または全部)を助成します。	がん感染症疾病対策課
32	障がい児の医療費等に係る自己負担額の軽減【Ⅲ 5 ①に掲載】	障がい児の医療費や、日常生活を送るのに必要な用具等の購入費の自己負担額の一部を公費で負担します。	障がい福祉課

5 男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくり

① 働きながら子育てできる環境づくり

【現状と課題】

- 2020（令和2）年の国勢調査によると、本県の女性の労働力率は53%と、5割を超えています。
- いわゆる「M字カーブ」の問題は解消に向かっているものの、「L字カーブ」の課題を解消するためには、長時間労働を前提とした雇用慣行や女性への家事・育児等の偏りを是正することが必要です。
- 女性の就業率は上昇していますが、現在もなお出産・子育てを機に約3割が退職しています。また、女性の多くは非正規雇用であり、女性の希望に応じて、安定した雇用に繋げる支援が必要です。
- 福岡県の「育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査」（2024（令和6）年度）によると、育児休業を取得した男性労働者は54.6%であり、女性労働者の94.7%と比べ、依然として低い水準であることから、男性の育児休業の取得促進が必要です。
- 労働力人口の減少が見込まれる中、活力ある地域社会を維持するためには、働く意欲のある誰もが安心して活躍できる環境を整えていくことが必要です。

【施策の方向】

- 出産・育児期を通して子育てをしながら、引き続き職務能力を発揮することができるように、県内企業における仕事と子育ての両立支援の取組の充実を図ります。
- 子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対し、将来のキャリアに関する相談や就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職あっせんまできめ細かな就職支援を行います。
- 産後パパ育休を育児の入り口と位置付け、育児をしてみて育児の大変さや喜びを実感し、その後の育児への関わり方や働き方の見直しにつなげるため、産後パパ育休制度の普及・啓発に努めるとともに、男性の育児休業取得率の向上を図ります。
- 多様な人材が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択し、活躍できる魅力ある職場環境づくりを推進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	子育て応援宣言企業の登録推進	従業員の仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進するため、企業の経営者が両立支援の取組を宣言する「子育て応援宣言企業」登録制度について推進します。	労働政策課
2	中小企業従業員生活資金等貸付制度	中小企業に勤める労働者の方で、出産・育児にかかわる休暇等により家計所得が減少された方に対し、出産・育児のために生ずる生計上必要な資金を低利・無担保で貸し付け、生活の安定を支援します。	労働政策課
3	男性の育児休業の取得促進	先進的な企業の取組の紹介等により男性の育児休業の取得を促進します。	労働政策課
4	育児中の柔軟な働き方支援	男女がともに望むキャリア形成を可能とする育児中の柔軟な働き方ができる制度の導入を支援し、男女がともに仕事と育児が両立できる魅力ある職場づくりを推進します。	労働政策課
5	企業における働き方改革の推進	働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会の実現に向けて、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの取れた魅力ある職場の構築など、企業の働き方改革を支援します。	労働政策課
6	魅力ある職場づくりに向けた相談支援強化	県内企業が働き方改革に取り組むインセンティブとなる「雇用関係助成金」を活用できる環境を整え、県内企業が単なる法令順守にとどまらない働き方改革に取り組むきっかけをつくります。	労働政策課
7	働き方改革地域実践事業	魅力ある職場づくりの実践に向けて、県内4地域で、職場内でのコミュニケーションの活性化も含め働き方改革の進め方等を企業が学べる機会を提供します。	労働政策課
8	働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）の登録促進	「働き方改革実行企業（よかばい・かえるばい企業）」への新規登録促進を図るとともに、登録企業に対して適切な支援機関やメニューを紹介する等、働き方改革の実行へとつなげるフォローアップを実施します。	労働政策課
9	ママと女性の就業支援センター事業 【IV2①に掲載、IV2②、IV5②に再掲】	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。	就業支援課

② 職場・家庭における男女共同参画の推進

【現状と課題】

- 男女がともに働き方・暮らし方の変革を進めていくうえで、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が大きな障壁となっています。
- 国の「社会生活基本調査」（2021（令和3）年）によると、本県の男性の家事・育児などの家事関連時間は全国を下回っており、また男女差は依然として大きい状況です。
- 育児休業取得率・取得期間についても男女間で隔たりがあります。
- 女性の就業者数は増加し、就業者全体に占める女性の割合も半数近くとなっています。県・市町村・民間事業所等における管理的業務に従事する女性の割合は、2022（令和4）年に本県は 17.9% となっており、全国平均（15.3%）より高くなっていますが、男性と比べると低く、国が目標として掲げる「指導的地位に占める女性の割合 30%」には及ばない状況です。

【施策の方向】

- ジェンダー平等・男女共同参画について、SDGs の考え方も示しながら、幅広い層への啓発や研修を行います。
- 男性が家事・子育てを行うことの意義等について啓発するとともに、市町村による取組を促進します。
- 女性が活躍しやすい職場づくりを進めるため、県内の経済団体や行政機関等と連携し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認知と理解を促進するとともに、社会全体の気運の向上や企業等への働きかけを行います。
- 女性の職域を広げ、各職場で個性や能力、リーダーシップを発揮し、管理職等としてキャリア形成の機会を得ながら活躍できるよう、女性の人材育成を進めます。
- 女性が健康で長く働き、活躍できるよう、女性のヘルスリテラシーの向上を図るとともに、企業における職場環境整備を促進します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	福岡県ジェンダー平等フォーラム	ジェンダー平等・男女共同参画社会の実現に向け、県民がジェンダー平等について考え、理解を深める「福岡県ジェンダー平等フォーラム」を開催します。	男女共同参画推進課
2	男女共同参画センター情報・調査事業（情報誌の発行）	男女共同参画に関する情報及び啓発記事等を掲載する情報誌を発行し、広く啓発します。	男女共同参画推進課
3	男性の家事・育児への参画促進	男性が主体的に家事・子育てを行うことができるよう、また、それを応援する気運を高めるため、男性が家事・子育てを行うことの大切さや意義等について啓発します。また、市町村が行う男性などを対象とした子育て支援セミナーなどの取組に対して助成を行います。	男女共同参画推進課 こども未来課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	男女共同参画表彰	福岡県男女共同参画の日（11月第4土曜日）に、男女共同参画の推進に著しい功績があり、他の模範と認められる取組を行っている企業、団体、県民を表彰し、優れた実践事例を広く紹介します。	男女共同参画推進課
5	トップリーダーへの啓発	地域団体や教育団体のトップが集まる会議・研修会等へ、講師を派遣し、男女共同参画の意識の醸成を図ります。	男女共同参画推進課
6	働く場における女性の活躍推進	経済団体等と女性活躍に向けた課題や方策等について協議し、官民一体となって企業における女性活躍を推進します。アンコンシャス・バイアスや企業の取組事例の発信等を行うとともに、企業の実情に応じた専門家を派遣し、女性活躍に向けた企業の取組を支援します。	女性活躍推進課
7	女性活躍のための企業人材育成研修	管理職層の女性人材を育成するため、階層別の女性人材育成研修を実施するとともに、経営層や人事担当者向けの研修を実施します。	女性活躍推進課
8	IT分野における女性人材育成・IT活用による女性活躍の推進	女性がIT技術者として活躍できるよう、「研修」、「就職支援」、「就業継続、キャリアアップ支援」を実施します。あわせて女性IT技術者を雇用する企業に対し、業務のデジタル化や就業環境の整備等を支援します。	女性活躍推進課
9	女性人材育成のためのネットワーク形成（福岡キャリア・カフェ）	将来の目標・模範となるロールモデルを交えた働く女性のネットワークを形成し、所属する企業等の垣根を越えて、対話や交流ができる関係づくりを行います。	女性活躍推進課
10	未来の女性医師発掘事業【Ⅱ8③に再掲】	県内高等学校に女性医師を講師として派遣する出前講座の実施や女子高校生が女性医師と交流できる機会を提供することで、主に女子高校生の医学部への進学意欲を高め、医師を将来の職業の選択肢としてもらい、医療施設における医師の確保につなげます。	医療指導課医師・看護職員確保対策室
11	ママと女性の就業支援センター事業【Ⅳ2①に掲載、Ⅳ2②、Ⅳ5①に再掲】	子育て中の女性、非正規雇用・求職中の女性に対して、将来のキャリアに関する相談・就職相談や保育情報の提供から、子育てをしながら働きやすい企業の求人開拓、個別の就職あっせんまで総合的に支援します。	就業支援課
12	建設産業魅力発信事業（建設産業魅力発信・女性活躍セミナー）【Ⅱ6④に掲載、Ⅱ8③、Ⅳ2②に再掲】	業界団体と連携し、若者に対して効果的に建設産業の魅力を発信し、担い手確保を促進します。また、女性技術者の様々な働き方、悩みを共有する場を設けることにより、女性技術者のキャリアアップや技術・技能の向上につなげます。	建築指導課 県土整備企画課

6 地域、家庭で子どもを育む環境づくり

① 地域全体で子どもを育てる取組の促進

【現状と課題】

- 「子育て等に関する県民意識・ニーズ調査」(2023(令和5)年度)によると、「こどもがかわいくてたまらない」、「こどもを育てるのは楽しくて幸せなことだと思う」と考える人は、9割を超えている一方、8割を超える人が「子育てについて悩みや不安がある(あった)」と回答しています。
- 核家族化、地域のつながりの希薄化等により、地域において子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあり、子育てが孤立化する傾向にあります。
- 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する必要があります。
- 子育てに関する悩みや不安を持つ親を支援するため、子育て支援関係者の連携やネットワークの構築、子育てグループや子育てに関するイベントなどの情報を提供できる環境づくりが必要です。
- 学校と地域が、めざすこどもの姿や学校教育目標等を共有できる「コミュニティ・スクール」と、地域が学校のパートナーとして地域人材を生かした多様な活動を行う「地域学校協働活動」を一体的に推進する必要があります。
- 福岡県スポーツ推進計画(R6~R10)に学校開放事業における目標利用者数を10万人と設定しています。しかし、現状は令和5年度現在で目標数の約半数であり、地域住民等への更なる周知が必要となります。
- 少子化に伴いチームが組めない事例や、指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例が増加しています。こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保していく必要があります。
- 社会教育活動の充実を図るため、社会教育関係団体の支援、連携を推進する取組が必要です。

【施策の方向】

- 地域社会、企業など様々な場で、全ての人がかどもや子育て中の方々を応援する取組を推進し、こどもや子育て家庭を社会全体で応援する気運を高めます。
- 「子育て応援の店」の登録拡大、「子育て応援パスポートアプリ」や「子育て応援パスポート」の利用促進を進めるとともに、「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーンを実施します。
- 妊娠期から子育て期まで、身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援や居場所につながるとともに、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター、児童館、こども食堂などの居場所の確保を推進します。
- 子育て支援員の養成や、高齢者による子育て支援(ふくおか子育てマイスター)を促進し、地域で子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を進めます。

- 家庭・地域社会と連携し、幼児教育の振興、子育てに関する学習機会の充実を図ります。
- ウェブサイトを活用した子育てに関する情報提供や子育て支援関係者のネットワーク構築を行い、子育て支援関係者が交流、学習できる場を提供します。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めるために、関係者を対象とした研修会等を実施し、地域全体でこどもの学びや成長を支える教育環境の充実を図ります。
- 県立学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で開放することで、日常的に地域で利用できる施設の確保に努めます。
- こどもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、各市町村における新たなスポーツ・文化芸術環境構築を補助事業等支援します。
- 学校部活動における指導体制の充実のため部活動指導員の配置及び活用を促進します。
- 社会教育関係団体への支援、連携を強化します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	「子育て応援の店」推進事業	社会全体で子育てを応援する気運を高めるため、18歳未満の子育て家庭を対象に、様々なサービスを提供する「子育て応援の店」の登録拡大や「子育て応援パスポート」及び「子育て応援パスポートアプリ」の利用促進を図ります。	子育て支援課
2	「ふくおか・みんなで家族月間」キャンペーン【IV 1 に再掲】	「家族の日」（11月第3日曜日）がある11月を中心に、企業・店舗・団体等と連携し、「家族・子育て」をテーマとした催し等を実施することにより、地域社会全体で子育てを応援する気運を高めます。	子育て支援課
3	利用者支援事業	妊産婦や子育て家庭が、保育施設や地域の子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を切れ目なく行う市町村の取組を支援します。	子育て支援課
4	地域子育て支援拠点事業	市町村における子育て親子の交流等を促進する拠点の設置・運営・整備を支援することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進します。	子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	こどもの預かり援助を受けたい方と提供したい方との相互援助活動に関する連絡調整等を行うファミリー・サポート・センター事業について、市町村の取組を促進します。	子育て支援課
6	児童館・児童センター【II 9①に再掲】	こどもに健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにするための児童館を整備する市町村等を支援します。	子育て支援課
7	こども食堂ネットワーク支援【II 9①に掲載、III 3②に再掲】	こども食堂と市町村との関係づくりにより、支援が必要なこどものセーフティネットを構築するとともに、こども食堂が地域で安定して運営できるよう、こども食堂の地域レベルのネットワーク化を促進します。	こども未来課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
8	子育て支援員の養成	幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な知識・技術を習得するための子育て支援員認定研修を行います。	子育て支援課
9	ふくおか子育てマイスターの活動の促進	豊かな知識や経験を持つ高齢者を対象に、子育て支援に関する認定研修を実施し、地域の子育て支援現場等での活躍促進を図ります。	子育て支援課
10	ヤングケアラーがいる世帯へ家事・育児の支援 【Ⅲ 7①に再掲】	市町村が実施する子育て世帯訪問支援事業について、ヤングケアラーがいる家庭等への活用を促進します。	こども未来課
11	地域学校協働活動の推進 【Ⅱ 8①、Ⅱ 9①に再掲】	学校と地域が連携・協働した地域学校協働活動（学校支援・学習支援・体験活動）を推進し、地域人材の協力を得て、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えるとともに、教師の働き方改革を推進し、教師が子どもと向き合う時間を確保します。また、放課後等における学習支援・体験活動の実施による、安全安心な放課後の居場所づくりと子育て世代の働きやすい環境づくりを推進します。	社会教育課
12	県立高校におけるコミュニティ・スクールの導入促進	県立高等学校にコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動推進本部を導入・整備し、地域と連携した教育活動を推進します。	高校教育課 社会教育課
13	家庭教育・子育て支援に関するフォーラムの開催	子育てに関する様々な情報を提供するホームページ「ふくおか子育てパーク」を運営するとともに、子育てに関する学習機会や情報を提供する「子ども育成支援フォーラム」を開催し、関係者同士のネットワークを広げ、その活性化を図ります。	社会教育課
14	青少年教育事業及び社会教育関係団体育成	県子ども会育成連合会、日本ボーイスカウト福岡県連盟、県PTA連合会等、青少年の健全育成活動を行う団体に対しての活動支援を行います。	社会教育課
15	青少年教育指導者研修事業 (社会教育指導者等研修事業)	地域での少年団体活動の充実や指導者の育成・確保が求められている中、子ども会活動等少年団体を育成・援助する指導者を対象にオピニオンリーダーを発掘・養成し、その資質向上を図ります。	社会教育課
16	日常的にスポーツ活動が行える施設の確保と学校施設の有効活用	県立学校の体育施設を学校教育活動に支障のない範囲で開放することで、日常的に地域で利用できる施設の確保に努めます。	体育スポーツ健康課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
17	部活動改革推進事業 【Ⅱ 3⑥に再掲】	公立中学校における休日の部活動の地域移行等を推進するため、地域移行に向けた実証事業等を実施します。	体育スポーツ健康課
18	部活動指導員配置事業 【Ⅱ 3⑥に掲載、Ⅱ 3④に再掲】	学校部活動に係る技術的な指導に従事する指導員を配置し、学校部活動の指導体制の充実及び教職員の負担軽減を図ります。	体育スポーツ健康課
19	民生委員・児童委員活動の支援	子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「民生委員・児童委員」（児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」を含む。）に対し、資質向上のための研修の実施等により活動支援を行います。	福祉総務課
20	ふくおか教育月間の推進	11月の「ふくおか教育月間」に、教育をテーマとした県教育委員会主催のイベントを開催するとともに、広報活動を実施します。また、市町村教育委員会や関係団体と連携し、期間内に関連事業を推進するなど、県内全体で教育の充実・発展に取り組む気運の醸成を図ります。	総務企画課
21	地域におけるこどもの体験活動の支援 【Ⅱ 8①に掲載】	こどもの生きる力を育むため、生活体験、社会体験、学習活動などの地域活動の推進や、家庭・地域の教育力の向上を図る地域活動指導員を配置する市町村を支援します。	社会教育課

② 家庭教育支援の充実

【現状と課題】

- 「青少年の意識・ニーズに関する調査」(2023(令和5)年度)によると、小・中・高校生保護者の7割以上が青少年の健全育成のために、「家庭でのしつけや教育の充実」が必要と回答しています。
- 保護者が家庭においてこどもの基本的な生活習慣や自立心等を育む教育を行うための支援が必要です。
- 少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等により、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加しており、家庭教育を行う上で困難な現状が指摘されています。
- 保護者が、家庭でのしつけや教育のため、こどもと向き合えるよう、保護者に寄り添う家庭教育支援を推進する必要があります。
- 携帯電話、ゲームなどの普及や夜型生活への移行により、生活リズムが乱れたこどもが増えています。
- 社会教育活動の充実を図るために、社会教育関係団体の支援、連携を推進する取組が必要です。

【施策の方向】

- 保護者や市町村に対して、家庭教育支援に関する情報や研修の機会を提供したり、子育ての悩み、不安の解消を図る相談体制の充実を図ったりすることで、保護者が安心して子育てや家庭教育を行う地域づくりを支援します。
- こどもが基本的な生活習慣や自立心等を育むことができるよう、就学前児童が小学校入学以降の生活や学習の基盤づくりといった基本的な生活習慣を習得するための取組を推進するとともに、こどもの発達段階に応じた子育てに関する知識の普及啓発に努めます。
- 家庭における規則正しい生活習慣づくりの取組を推進します。
- 社会教育関係団体への支援、連携を強化します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	家庭教育に関する相談・情報提供	保護者等を対象に家庭教育・子育て全般にわたる相談に応じる家庭教育電話相談「親・おや電話」を実施します。また、メール相談も実施しています。	社会教育課
2	家庭教育に関する支援	家庭における規則正しい生活習慣づくりの取組等を通して、学力向上の基盤となるこどもの基本的な生活習慣や学習習慣を定着させ、家庭の教育力の向上を図ります。	社会教育課
3	社会教育関係団体への助成	公共性のある適切な活動を行う社会教育関係団体を支援することにより、生涯学習・社会教育のより一層の振興を図ります。	社会教育課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	基本的な生活習慣習得事業	市町村が、幼児期の子どもや保護者などを対象に実施する基本的な生活習慣習得のための相談、研修、啓発等の事業を支援します。	子育て支援課
5	子育てに関する知識の普及啓発【Ⅱ 1 ③に再掲】	子どもの発達段階ごとの保護者の対応法を掲載した育児小冊子を市町村等で実施する乳幼児健診等で保護者に配布し、家庭での育児や保健師の育児支援に活用してもらいます。	子育て支援課
6	家庭と連携した食育【Ⅱ 3 ⑤に掲載】	関係団体と連携したPTA学校給食教室や学校給食フェアの実施、朝食を食べる習慣の定着を促す取組み等、家庭と連携した食育の推進を図ります。	体育スポーツ健康課

③ 子育てしやすい住環境づくり

【現状と課題】

- 国の「こども未来戦略」において、理想のこども数を持たない理由の一つとして若い世代を中心に「家が狭いから」が挙げられており、また、子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があるとされています。
- こどもや子育て当事者の目線に立ち、子育て世帯など若い世代が仕事と子育てを両立でき、安心して出産、子育てができる住まい・居住環境づくりが求められています。
- 資材費や人件費の高騰により住宅価格は上昇傾向にあり、年収の低い若い世代が住宅を取得しづらい状況です。また、人口減少に伴い、県内の空き家は増加傾向にあります。そのため、空き家が若い世代へ資産として継承が進むよう、支援に取り組む必要があります。
- 子育て世帯などは、市場において自力で適正な水準の住まいを確保しにくい状況にあるため、公営住宅等の住宅セーフティネットの充実が求められています。

【施策の方向】

- 子育て世帯などに対し、子育てしやすい住まいを確保するための情報提供や相談対応を行います。
- 若年世帯・子育て世帯に対し、子育てしやすい中古住宅が取得できるよう、支援を行います。
- 新婚・子育て世帯等が、こどもを安心して産み育てやすい住環境を確保するため、低廉な家賃である県営住宅を活用した取組を実施します。

【具体的な施策・事業】

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
1	バリアフリー化の促進 【Ⅱ 4 ③に再掲】	本県独自のモデル住宅「生涯あんしん住宅」の活用による「段差の解消」「広い廊下」「手すりの設置」等の乳幼児や妊産婦に配慮した住宅のバリアフリー化の普及促進に努めます。	住宅計画課
2	住宅情報提供推進事業	子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に関する情報提供を行うとともに、住宅に関する相談を実施します。	住宅計画課
3	県民ニーズを踏まえた子育てしやすい既存住宅の取得支援 【Ⅳ 4 ①に再掲】	若年世帯・子育て世帯が中古住宅の売買時に行う建物状況調査（住まいの健康診断）の実施や、購入した中古住宅や同居する親世帯の持家に対する必要なリノベーション工事の支援に取り組めます。	住宅計画課

	施策・事業名	施策・事業の概要	担当課
4	子育て支援型改善事業	県営住宅の建替時に子育て世帯のライフスタイルに合った整備を進めています。既存団地においても、子育て世帯が安心して子どもを育てることができる住環境を確保することを目的として、既存住戸をリフォームすることにより子育て世帯の支援に取り組みます。	県営住宅課
5	県営住宅の家賃負担の軽減	収入が著しく低く家賃納付が困難な方を対象に、県営住宅の家賃負担を軽減します。	県営住宅課
6	県営住宅におけるひとり親世帯、多子世帯の入居決定に際しての優遇措置及び新婚・子育て世帯の優先入居 【Ⅲ 4 ①に掲載】	県営住宅の入居決定の際、抽選方式では、ひとり親世帯や多子世帯に対し抽選番号を2つ割り当て(連番)、倍率の優遇を図るほか、新婚・子育て世帯に対しては優先枠を設定します。	県営住宅課